

一 般 会 計

一般会計予算の概要

(歳入)

(単位：千円、%)

款	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	増減額	増減率
1. 市 税	12,271,802	33.2	12,083,822	35.4	187,980	1.6
2. 地 方 譲 与 税	217,020	0.6	199,332	0.6	17,688	8.9
3. 利 子 割 交 付 金	5,441	0.0	5,833	0.0	△392	△6.7
4. 配 当 割 交 付 金	67,939	0.2	79,682	0.2	△11,743	△14.7
5. 株式等譲渡所得割交付金	79,766	0.2	52,431	0.2	27,335	52.1
6. 法人事業税交付金	147,230	0.4	139,684	0.4	7,546	5.4
7. 地方消費税交付金	1,616,745	4.4	1,639,788	4.8	△23,043	△1.4
8. 環境性能割交付金	19,752	0.0	17,331	0.1	2,421	14.0
9. 地方特例交付金	86,047	0.2	97,720	0.3	△11,673	△11.9
10. 地 方 交 付 税	541,321	1.5	405,939	1.2	135,382	33.4
11. 交通安全対策特別交付金	7,887	0.0	8,373	0.0	△486	△5.8
12. 分担金及び負担金	316,981	0.9	320,624	0.9	△3,643	△1.1
13. 使用料及び手数料	113,195	0.3	105,317	0.3	7,878	7.5
14. 国 庫 支 出 金	4,277,230	11.6	4,295,178	12.6	△17,948	△0.4
15. 県 支 出 金	2,053,753	5.5	1,882,112	5.5	171,641	9.1
16. 財 産 収 入	254,645	0.7	160,327	0.5	94,318	58.8
17. 寄 附 金	8,005,000	21.6	6,000,000	17.6	2,005,000	33.4
18. 繰 入 金	3,854,219	10.4	3,686,110	10.8	168,109	4.6
19. 繰 越 金	250,000	0.7	170,000	0.5	80,000	47.1
20. 諸 収 入	560,027	1.5	610,397	1.8	△50,370	△8.3
21. 市 債	2,242,000	6.1	2,164,000	6.3	78,000	3.6
歳 入 合 計	36,988,000	100.0	34,124,000	100.0	2,864,000	8.4

(歳出)

(単位：千円、%)

款	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	増減額	増減率
1. 議 会 費	211,875	0.6	200,461	0.6	11,414	5.7
2. 総 務 費	7,477,777	20.2	6,986,842	20.5	490,935	7.0
3. 民 生 費	11,316,396	30.6	10,592,303	31.0	724,093	6.8
4. 衛 生 費	1,830,351	4.9	2,563,697	7.5	△ 733,346	△28.6
5. 労 働 費	50	0.0	70	0.0	△ 20	△28.6
6. 農 林 水 産 業 費	246,419	0.7	196,646	0.6	49,773	25.3
7. 商 工 費	68,250	0.2	505,290	1.5	△ 437,040	△86.5
8. 土 木 費	3,403,000	9.2	3,879,334	11.4	△ 476,334	△12.3
9. 消 防 費	1,336,397	3.6	1,137,961	3.3	198,436	17.4
10. 教 育 費	5,338,553	14.4	4,359,860	12.8	978,693	22.4
11. 公 債 費	1,070,275	2.9	1,041,547	3.0	28,728	2.8
12. 諸 支 出 金	4,658,657	12.6	2,629,989	7.7	2,028,668	77.1
13. 予 備 費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	36,988,000	100.0	34,124,000	100.0	2,864,000	8.4

【 歳 入 】

1. 市 税 予算書 P15

○市民税（現年課税分）

（個人市民税）

（単位：人、千円、％）

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	増減率
税金を納める人	38,277	37,703	574	1.5
均 等 割 額	113,912	130,904	△16,992	△13.0
所 得 割 額	5,046,194	4,877,183	169,011	3.5
予 算 額	5,160,106	5,008,087	152,019	3.0

＊積算根拠

（税率） （納税義務者） （収納率）

・均等割額： 3,000 円 × 38,277 人 × 99.2％ ≒ 113,912,000 円

・所得割額：当年度課税分（平均税額） （納税義務者）

（21 歳～64 歳） 184,900 円 × 29,013 人 = 5,364,503,700 円 … ①

（65 歳～74 歳） 35,900 円 × 6,105 人 = 219,169,500 円 … ②

① + ② = 5,583,673,200 円

（特徴次年度徴収分） （随時分）

（5,583,673,200 円 - 520,000,000 円 + 10,000,000 円） = 5,073,673,200 円

（特徴前年度課税分） （退職分離分） （分離課税分）

5,073,673,200 円 + 520,000,000 円 + 50,000,000 円 + 100,000,000 円

（住宅減税分） （ふるさと納税減税分） （調整控除）

- 100,000,000 円 - 474,741,000 円 - 82,043,000 円 = 5,086,889,200 円

（収納率）

5,086,889,200 円 × 99.2％ ≒ 5,046,194,000 円

（法人市民税）

（単位：社、千円、％）

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	増減率
事業所数	1,584	1,535	49	3.2
均 等 割 額	189,591	197,953	△8,362	△4.2
法人税割額	632,336	631,124	1,212	0.2
予 算 額	821,927	829,077	△7,150	△0.9

＊積算根拠

・均等割：

1 号法人 50,000 円 × 1,139 社 = 56,950,000 円

2 号法人 120,000 円 × 11 社 = 1,320,000 円

3 号法人 130,000 円 × 203 社 = 26,390,000 円

4 号法人 150,000 円 × 25 社 = 3,750,000 円

5 号法人 160,000 円 × 77 社 = 12,320,000 円

6 号法人 400,000 円 × 10 社 = 4,000,000 円

7 号法人 410,000 円 × 104 社 = 42,640,000 円

8 号法人 1,750,000 円 × 1 社 = 1,750,000 円

9 号法人 3,000,000 円 × 14 社 = 42,000,000 円

合 計 1,584 社 191,120,000 円

（収納率）

歳入見込額 191,120,000 円 × 99.2％ ≒ 189,591,000 円

○固定資産税（現年課税分）

（単位：千円、％）

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	増減率
土 地	1,639,546	1,598,019	41,527	2.6
家 屋	2,205,297	2,239,876	△34,579	△1.5
償 却 資 産	1,055,004	1,029,923	25,081	2.4
予 算 額	4,899,847	4,867,818	32,029	0.7

（土 地）地目別地積等（免税点以上）

（単位：筆、千㎡、千円）

地 目		筆 数	地 積	評 価 額	課税標準額
田	調 整 区 域	2,479	4,418	373,540	373,065
	市街化区域	3	1	13,170	4,390
畑	調 整 区 域	4,582	3,375	171,309	171,275
	市街化区域	309	154	4,759,127	1,538,863
宅 地		28,273	8,638	340,915,802	101,134,083
山林	調 整 区 域	2,951	1,944	65,052	65,052
	市街化区域	127	88	78,592	78,592
池 沼		6	2	40	40
原 野		754	245	9,872	9,872
雑 種 地		3,990	1,487	25,350,697	15,572,506
合 計		43,474	20,352	371,737,201	118,947,738

＊積算根拠

（課税標準額）（税率）（新築住宅用地適用）（収納率）
 $(118,947,737,666 \text{ 円} \times 1.4\% - 12,500,000 \text{ 円}) \times 99.2\% \approx 1,639,546,000 \text{ 円}$

（家 屋）

（単位：千㎡、千円）

区 分		床面積	課税標準額
総 数	木 造	2,276	65,007,917
	非木造	2,052	99,652,459
	計	4,328	164,660,376
うち令和5年中 の新・増築分	木 造	31	1,283,805
	非木造	10	383,072
	計	41	1,666,877

＊積算根拠

（課税標準額計）（税率）（新築軽減等）（収納率）（予算額）
 $(164,660,375,800 \text{ 円} \times 1.4\% - 82,163,008 \text{ 円}) \times 99.2\% \approx 2,205,297,000 \text{ 円}$

(償却資産)

(単位：件、千円)

区 分	件 数	課税標準額
市 長 決 定	744	46,864,473
総 務 大 臣 配 分	7	28,136,429
知 事 配 分	3	964,266
合 計	754	75,965,168

* 積算根拠

(課税標準額計) (税率) (収納率) (予算額)
 75,965,168,000 円 × 1.4% × 99.2% ≒ 1,055,004,000 円

○国所有資産等所在市町村交付金

(単位：千円、%)

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	増減率
茨城県知事（住宅課）	9,270	9,927	△657	△6.6
茨城県知事（企業局）	982	989	△7	△0.7
合 計	10,252	10,916	△664	△6.1

○軽自動車税（現年課税分）

(単位：台、千円)

種 別			令和 6 年度		令和 5 年度		増 減 (金額)
			台数	金 額	台数	金 額	
環境性能割			—	7,331	—	4,128	3,203
種 別 割	原動機付自転車	50cc 以下 (特定小型含む)	1,540	3,080	1,571	3,142	△62
		50cc 超 90cc 以下	171	342	168	336	6
		90cc 超 125cc 以下	587	1,409	561	1,346	63
		ミニカー	38	140	34	126	14
		計	2,336	4,971	2,334	4,950	21
		予算額 (収納率 98%)	—	4,871	—	4,851	20
	小型特殊自動車	農耕作業車	311	746	318	763	△17
		特殊作業車	60	354	58	342	12
		計	371	1,100	376	1,105	△5
		予算額 (収納率 98%)	—	1,078	—	1,083	△5
	軽自動車	二輪 125cc 超 250cc 以下	723	2,602	692	2,491	111
		三輪	1	5	1	5	0
		四輪自家用 (乗用)	11,230	116,563	11,089	113,038	3,525
		四輪自家用 (貨物)	2,051	10,792	1,997	10,430	362
		四輪営業用 (乗用)	1	7	2	12	△5
		四輪営業用 (貨物)	83	312	86	312	0
		二輪小型自動車	1,158	6,948	1,104	6,624	324
		ボートトレーラー	15	54	18	65	△11
		計	15,262	137,283	14,989	132,977	4,306
		予算額 (収納率 98%)	—	134,537	—	130,317	4,220
予 算 額 計			—	147,817	—	140,379	7,438

○市たばこ税

(単位：千円、%)

	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	増減率
予 算 額	374,505	374,217	288	0.1

＊積算根拠

・課税標準数量

・一般分 (直近 3 年平均) (調整率)
 $63,511 \text{ 千本} \times 0.90 \div 57,159 \text{ 千本}$
 (1 本当り税) (予算額)
 $57,159 \text{ 千本} \times 6.552 \text{ 円} = 374,505,000 \text{ 円}$

○都市計画税（現年課税分）

(単位：千円、%)

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	増減率
土 地	404,296	390,786	13,510	3.5
家 屋	400,381	407,609	△7,228	△1.8
予 算 額	804,677	798,395	6,282	0.8

＊積算根拠

(課税標準額) (税率) (新築住宅用地適用) (収納率) (予算額)
 ・土地： $(137,518,915,582 \text{ 円} \times 0.3\% - 5,000,000 \text{ 円}) \times 99.2\% \div 404,296,000 \text{ 円}$
 (課税標準額) (税率) (震災軽減) (収納率) (予算額)
 ・家屋： $(134,684,677,560 \text{ 円} \times 0.3\% - 443,239 \text{ 円}) \times 99.2\% \div 400,381,000 \text{ 円}$

令和6年度市税滞納繰越分の積算表

予算書P15～P16

(単位：千円)

税 目	R5年度末 調定見込額 (A)	R5年度 収納見込額 A×C (B)	R5年度 収 納 見込率 (C)	R5年度 不納欠損 見 込 額 (D)	R6年度へ の滞納繰越 見 込 額 A－B－D (E)	R6年度 収 納 見込額 E×G (F)	R6年度 収 納 見込率 (G)
個 人 市 民 税	5,440,972	5,374,869	—	5,475	60,628	29,101	48.0%
前 年 度 分	5,377,123	5,344,860	99.4%	—	32,263		
前々年度以前分	63,849	30,009	47.0%	5,475	28,365		
法 人 市 民 税	837,331	832,303	—	274	4,754	3,161	66.5%
前 年 度 分	832,406	829,077	99.6%	—	3,329		
前々年度以前分	4,925	3,226	65.5%	274	1,425		
固 定 資 産 税	5,087,051	5,045,570	—	3,443	38,038	17,231	45.3%
前 年 度 分	5,048,839	5,028,643	99.6%	—	20,196		
前々年度以前分	38,212	16,927	44.3%	3,443	17,842		
軽 自 動 車 税	142,018	137,924	—	393	3,701	1,347	36.4%
前 年 度 分	138,251	136,591	98.8%	—	1,660		
前々年度以前分	3,767	1,333	35.4%	393	2,041		
都 市 計 画 税	821,272	815,482	—	673	5,117	1,831	35.8%
前 年 度 分	814,893	813,263	99.8%	—	1,630		
前々年度以前分	6,379	2,219	34.8%	673	3,487		
合 計	12,328,644	12,206,148	—	10,258	112,238	52,671	—

2. 地方譲与税 ～ 21. 市債 予算書P16～P33

(単位：千円、％)

款	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率	概 要
2. 地方譲与税	217,020	199,332	17,688	8.9	
地方揮発油譲与税	49,001	51,095	△ 2,094	△ 4.1	地方揮発油譲与税総額の100分の42が道路の延長及び面積に基づく按分によって譲与される。
自動車重量譲与税	159,099	140,852	18,247	13.0	自動車重量税収入額の1,000分の407が道路の延長及び面積に基づく按分によって譲与される。
森林環境譲与税	8,920	7,384	1,536	20.8	森林環境税収入額の10分の9が市町村に交付されるもので、市町村の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口を基礎として按分される。
地方道路譲与税	—	1	△ 1	皆減	平成21年度の税制改正により地方揮発油譲与税に名称変更されたが、経過措置により、旧法により課税された分は地方道路譲与税として譲与される。
3. 利子割交付金	5,441	5,833	△ 392	△ 6.7	県民税利子割収入額を都道府県間で精算等を行った額から1%の事務費を控除した額の5分の3が、当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
4. 配当割交付金	67,939	79,682	△ 11,743	△ 14.7	県民税配当割収入額から1%の事務費を控除した額の5分の3が、当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
5. 株式等譲渡所得割交付金	79,766	52,431	27,335	52.1	県民税株式等譲渡所得割収入額から1%の事務費を控除した額の5分の3が、当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
6. 法人事業税交付金	147,230	139,684	7,546	5.4	都道府県の法人事業税収入額の100分の7.7が市町村に交付されるもので、市町村の従業員数を基礎として按分される。
7. 地方消費税交付金	1,616,745	1,639,788	△ 23,043	△ 1.4	【従前の税率分】 消費税の1%分に相当する額から徴収取扱費を控除し、都道府県間で清算を行い、清算後の額の2分の1が人口及び従業者数に基づく按分により交付される。 【増税分】 消費税の1.2%分に相当する額を都道府県間で清算を行い、清算後の額の2分の1が人口に基づく按分により交付される。
8. 環境性能割交付金	19,752	17,331	2,421	14.0	自動車税環境性能割（軽自動車以外にかかるもの）収入額から5%の事務費を控除した額の100分の47が、道路の延長及び面積によって按分して交付される。
9. 地方特例交付金	86,047	97,720	△ 11,673	△ 11.9	
地方特例交付金	86,046	97,719	△ 11,673	△ 11.9	住宅借入金等税額控除等による個人市民税の減収額補てん分が交付される。
新型コロナウイルス感染症対策地方減収補てん特別交付金	1	1	0	0.0	固定資産税の特例措置の拡充等による減収を補てんする。

(単位：千円、%)

款	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率	概 要
10. 地方交付税	541,321	405,939	135,382	33.4	
普通交付税	358,886	224,416	134,470	59.9	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税の一定割合を原資として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。
特別交付税	182,435	181,523	912	0.5	普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し、交付される。
11. 交通安全対策特別交付金	7,887	8,373	△ 486	△ 5.8	交通安全施設整備の財源として、交通事故発生件数と人口集中地区人口を基礎として交付される。
12. 分担金及び負担金	316,981	320,624	△ 3,643	△ 1.1	障がい児通所支援事業費負担金、保育所入所負担金、児童クラブ入所負担金 等
13. 使用料及び手数料	113,195	105,317	7,878	7.5	公園等施設使用料、市営住宅使用料、道路等占用料、行政財産使用料 各種諸証明書発行手数料、畜犬手数料、粗大ごみ収集運搬手数料、屋外広告物許可申請手数料、開発許可等手数料 等
14. 国庫支出金	4,277,230	4,295,178	△ 17,948	△ 0.4	各事業及び事務に係る負担金、補助金、委託金、交付金
15. 県支出金	2,053,753	1,882,112	171,641	9.1	各事業及び事務に係る負担金、補助金、委託金、交付金
16. 財産収入	254,645	160,327	94,318	58.8	土地建物貸付収入、基金等利子、預託金償還金 等
17. 寄附金	8,005,000	6,000,000	2,005,000	33.4	ふるさとづくり寄附金、地方創生応援税制寄附金
18. 繰入金	3,854,219	3,686,110	168,109	4.6	他会計繰入金 財政調整基金、国際交流基金、協働のまちづくり基金、ふるさとづくり基金、市営住宅修繕費積立金 等
19. 繰越金	250,000	170,000	80,000	47.1	前年度からの繰越金
20. 諸収入	560,027	610,397	△ 50,370	△ 8.3	市税延滞金、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入 等
21. 市債	2,242,000	2,164,000	78,000	3.6	新守谷土地区画整理事業債、総合公園新設事業債、御所ヶ丘中学校校舎改修事業債、けやき台中学校校舎改修事業債、臨時財政対策債 等

【 歳 出 】

〔議会事務局 所管〕

01010106 議会研修等事務

予算書P. 36

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,453	4,250	203	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,453	4,250	203	

【背景(なぜ始めたのか)】

議員が、先進的な施策に取り組んでいる市町村を視察研修し、その見聞で得た知識を市の行政運営の向上に反映させるため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

行政の課題が高度化、専門化する中、それに対応するため先進地などの所管事務調査を積極的に行い、政策立案能力や審議能力の向上を図る。また、他の自治体の現状と比較することで、本市の状況を客観的に判断する。各委員会所管の調査研究を行い、先進的な考えを学び、地方自治の課題研究に取り組むことにより、行政施策に対する認識を深め、市民のための施策向上も図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

議会運営委員会、総務教育常任委員会、都市経済常任委員会、保健福祉常任委員会、特別委員会等が先進地視察を行う。

研修内容を充実させ研修の目的を達成するため、先進地への交通手段を飛行機や鉄道（新幹線）も利用できるようにする。

1 旅費 4,027千円（費用弁償：宿泊費・交通費 特別旅費：職員旅費・交通費）

2 委託料 426千円（視察研修バス運行業務）

01010107 会議録作成事業

予算書P. 36

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,085	6,085	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,085	6,085	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治法第123条第1項の規定に基づき会議録を作成している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

議会の公用文として、会議の経過及びその内容についての事実を証拠として記録し、永年保存する。また、市議会ホームページ等で情報を発信することで、市民に市議会への理解と関心を深めてもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜会議録作成＞

本会議の会議録は、年4回の定例会議会及び臨時議会で作成する。委員会は、開催ごとに製本しているが、同月開催の場合は1冊にまとめている。

会議録は、議会事務局、議会図書室、中央図書館、各公民館図書室で閲覧可能である。

＜会議録検索システム＞

会議録は、インターネットでも閲覧できるようになっており、本会議の会議録は平成16年分から、委員会は平成24年分から閲覧可能である。

01010108 議会広報事業

予算書P. 36

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,446	3,277	1,169	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,446	3,277	1,169	

【背景(なぜ始めたのか)】

議会における議案の審議状況や一般質問の内容を市民に周知することを目的に、昭和51年から発行している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市議会に対する要望等も多様化しており、開かれた議会が求められる中、定例会議会及び臨時議会の内容を議会広報紙に掲載し発行している。併せて議会録画映像をインターネット上に配信することで、市議会の運営・活動状況を広く市民に情報提供し、市議会への理解と関心を深めてもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

議会広報紙を年4回(5月、8月、11月、2月)発行している。

広報広聴特別委員会において、発行の都度、編集会議(協議会)を開催し、掲載記事の企画やページ構成、紙面のデザイン・レイアウト等についての確認を行い、原稿を作成している。

令和6年度からは、委託事業者も編集会議に出席し、会議の結果を踏まえて、委託事業者において紙面のデザイン・レイアウト等の案を作成することとする。

1 需用費 2,776千円

議会だより印刷製本費 $31.9円 \times 22,000部 \times 1.10 \times 1回 = 771,980円$
 $27.6円 \times 22,000部 \times 1.10 \times 3回 = 2,003,760円$

2 委託料 1,670千円

議会映像配信 $379,500円 \times 4回 \times 1.10 = 1,669,800円$



議会だより

〔市長公室 秘書課 所管〕

02010301 広報活動事業

予算書P. 48

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,913	13,584	1,329	
国庫支出金	21	16	5	自衛官募集事務費
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	900	900	0	広報もりや広告掲載料
一般財源	13,992	12,668	1,324	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の施策やイベント、市内での出来事等の市政情報を広く市民に周知する責務があるため、広報もりや及びSNS等を通じて市民に情報を提供する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

広報紙等による各種行政情報の発信により、市民に対して必要かつ適切な行政サービスを受けていただくとともに、各種イベント等へ参加を促すことで、行政に対する関心と市政への参加意識の向上を図る。

また、市民団体や市内事業者等による様々な活動を紹介することで、読者である市民に守谷への愛着を高め、シビックプライドの醸成につなげていく。

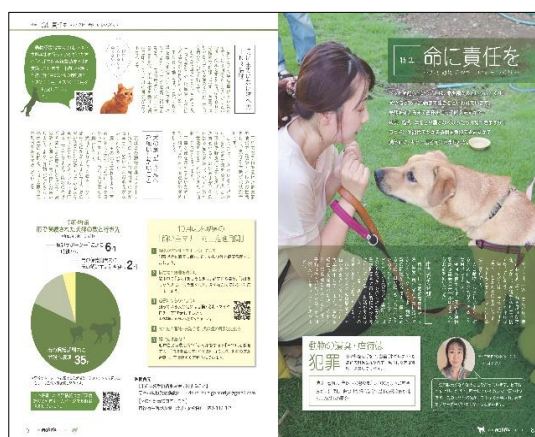
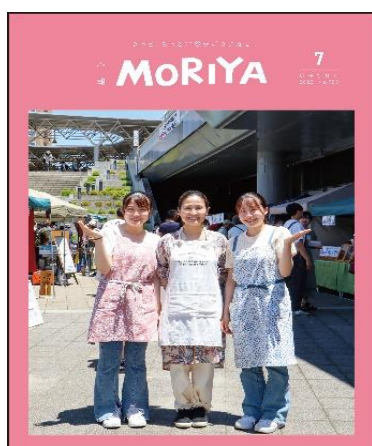
【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜広報もりやの発行＞

令和5年度から、広報紙のリニューアル（おしらせ版の廃止）に伴い毎月1回10日に発行し、市政情報や市の魅力を市民に発信する。広報紙では、毎月実施している読者アンケートから市民ニーズを把握し、市民活動や市に縁のある方の紹介など市の魅力を発掘するとともに、市からの情報をより分かりやすく伝える特集記事や連載記事を掲載する。このような編集方針により、市民が手に取り、読んでみたくなる広報紙の制作を目指していく。

＜SNSによる情報発信＞

市公式SNS（X、Instagram、Facebook、YouTube）を利用して、市内外へ効果的に情報を発信する。SNSは、写真の多用や動画の掲載が可能であり、ハッシュタグ（見出し語）を使用することで訴求性を高められるなどの利点があることから、これらを活用して守谷市を積極的にPRしていく。



広報 もりや

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,068	10,187	4,881	
国庫支出金	2,307	0	2,307	地方創生推進タイプ
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	233	207	26	オリジナルグッズ売払代
一般財源	12,528	9,980	2,548	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の魅力を内外に向けて積極的に発信し、市への誇りや共感を持つ人を増やしていくことを目的に、平成26年度に事業を開始した。平成30年度には、守谷市シティプロモーション戦略プランを策定し、市のブランドメッセージを設定した。また、守谷の魅力をイラスト化した「守谷イメージ画」や「守谷市イメージキャラクター」の制作により、市への愛着心の向上を図っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対しては、市の魅力や様々な情報を発信することで、市に愛着を持ってもらい、シビックプライドを醸成する。市外に向けても、市の魅力が分かりやすく伝わるようPRを行う。

これにより、将来的にまちを発展させていく「担い手」の育成や転入者の増加等、まち・ひと・しごと創生総合戦略の展開施策「関係人口創出と市内外に向けたプロモーション」に寄与する効果も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

シティプロモーション戦略プランに基づき、シティプロモーション活動を展開していく。しかし、平成30年度に戦略プランを策定してから一定の期間が経過していることから、プロモーション手法の多様化や市を取り巻く社会情勢等の変化も踏まえて、新たなシティプロモーション方針を検討する。

また、市民による市民目線での市のPR活動が実践できるよう、「市民記者」のような事業の検討を進めていく。

一方で、昨年度制作した守谷市イメージキャラクター「こじゅまる」による市のPRを進めていくため、着ぐるみの利用やオリジナル絵本の制作、キャラクターグッズ制作・頒布などを行う。そのほか、リニューアルしたシティプロモーションサイトで、守谷の魅力がより一層伝わるよう、随時コンテンツを制作し掲載していく。



守谷市イメージキャラクター「こじゅまる」

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,324	40,984	△ 30,660	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,046	2,358	△ 312	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	8,278	38,626	△ 30,348	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の情報を効率的かつ広く周知するため、情報発信において即時性を有し、大量の情報を発信することができる公式サイトを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市公式サイトを適切に管理・運用し、行政情報を適宜発信することにより、市民サービスの向上を図る。また、利用者ニーズを意識した情報発信を行い、定期的にサイト全体のリニューアルに取り組むことで、ウェブアクセシビリティの更なる向上やサイト内における課題の改善・見直しを行う。これにより、市内外の幅広い世代の利用者が必要な情報を自ら探し出せるよう情報を提供し、市への興味を持ってもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市公式サイト及びメールマガジン（メールもりや）の運用管理と情報発信を行う。

令和6年度は、令和5年度の大規模リニューアルにより、AI技術を活用した「AIサイト内検索」や「AIチャットボット」、利用者の手続き上の疑問を解決するための「手続ナビゲーション」を公式サイトから利用可能となる。これにより、利用者満足度の向上や、問い合わせ件数の減少による職員の負担軽減を図る。今後も、公式サイトにおける市民ニーズの把握に努め、必要な改善に取り組めるようにする。

〔市長公室 企画課 所管〕

02010701 企画政策庶務事務

予算書P. 56

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	27,442	4,631	22,811	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	27,138	0	27,138	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	304	4,631	△ 4,327	

【背景(なぜ始めたのか)】

企画政策庶務事務は、旅費や消耗品などの課内庶務に係る事務であるが、令和6年度は、働き方改革の推進やDXの進展、新型コロナウイルス感染症の流行など様々な社会的背景によって、自治体においても業務効率化や職員のモチベーション向上を図るためにオフィス改革が求められていることから、グループアドレス（部署やチームごとに大まかなエリアを決めた上で、自分の席を自由に選択する働き方）の導入に取り組む。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

急速に変化する社会情勢の中、守谷市が住民に選ばれ続ける自治体であるためには、職員の働き方を多様で自立的なものに改革し、労働生産性を向上させる必要がある。自ら最適な働き方を考える環境を整えることで、職員の主体性が養われ、労働生産性の向上やコミュニケーション促進、モチベーションアップにつながり、そういった変化が市役所組織の強化につながっていく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和5年度に実施したグループアドレス導入検討チームによる調査に基づき、グループアドレスに対応した什器を購入し、市長公室をモデルルームとして試験的にグループアドレスを導入する。その結果が良好であれば全庁的な展開を検討する。



グループアドレス導入イメージ(3F)

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,599	0	21,599	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	21,599	0	21,599	土地貸付料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市街化区域において、今後の新たな行政需要や将来確実に訪れる公共施設の建て替え需要に対応するための用地を確保することを目的として、松ヶ丘六丁目地内の約4ヘクタールの土地を購入した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

将来的には、新たな行政需要や公共施設の建て替え需要に対応するための用地として活用することが目的であるが、当面の間は、民間活力による地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

ワンダーグー等が所在する用地については、引き続き民間活力による地域の活性化に努め、地代収入を得ていく。また、旧ウエディングヒルズアジュールが所在する用地については、施設の維持管理を行うとともに、今後の利活用に向けて公募手続を進める。

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,017	20,525	△ 2,508	
国庫支出金	2,641	4,375	△ 1,734	地方創生推進タイプ
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	15,376	16,150	△ 774	守谷駅東口市有地利活用事業用地貸付料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺一体型土地地区画整理事業等により公共施設を整備する用地として確保された守谷駅東口市有地について、守谷駅東口市有地利活用構想(平成28年3月策定)及び守谷駅東口市有地利活用基本計画(令和元年6月策定)で、民間活力を導入して効果的な利活用を図る方針が示された。当該方針に基づき、守谷駅東口市有地利活用事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、令和4年4月に商業施設ブランチ守谷とともにオープンスペースのブランチパーク守谷を開業した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅東口市有地に居心地の良い公共的な空間や施設を整え、市内外からの幅広い年代層の人々が交流し、地域の課題解決を図るような活動を促すとともに、守谷市の住み良さを象徴するようなまちづくりに寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4年4月に開業した「ブランチパーク守谷」を活用し、人々の交流や賑わい創出を図るため、令和6年度はブランチパーク守谷活性化推進会を中心としたサポート体制を充実させ、市民団体等が様々なイベントを実施していく。具体的には、ブランチパーク守谷活性化推進会が主催・共催するイベント企画の支援、施設利用者用の備品購入、地域団体・市民団体等による合同企画を検討する会議の開催等を行う。なお、施設の維持管理については、隣接する商業施設「ブランチ守谷」の運営事業者(大和リース(株))に業務委託をする。



令和5年5月：開業1周年記念事業



令和5年9月：フリーマーケットイベント

02010714 みずき野地内市有地利活用事業

予算書P. 58

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,230	11,201	△ 971	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,030	11,201	△ 10,171	電気料
一般財源	9,200	0	9,200	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成20年11月に商業施設が撤退して以降、利活用が成されないままになっている当該地を市が購入し、民間事業者による企画力、資金力、ノウハウ等により地域の活性化につながる施設を整備する方針が示された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域の活性化につながる施設を民間活力等により整備することで、魅力や活気のあるまちづくりを進める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

賑わい創出を目的としてみずき野地区まちづくり協議会に銀行跡等を無償貸しとし、令和2年7月に「みずき野ひろば」がオープンに至った。

今後は老朽化が著しいプール棟の解体設計を進めるとともに、市有地の利活用について検討を進めていく。



みずき野ひろば(売店)



プール棟

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	394,317	242,851	151,466	
国庫支出金	100,000	0	100,000	社会資本整備総合交付金(公園)
県支出金	0	0	0	
地方債	180,000	0	180,000	総合公園新設事業債
その他	114,317	242,851	△ 128,534	都市公園使用料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

令和4年4月から東京ヤクルトスワローズ2軍施設進出に向けた協議を進め、令和5年11月10日に「東京ヤクルトスワローズファーム施設に関する基本協定書」を守谷市・ヤクルト本社・ヤクルト球団・茨城県の四者で締結した。

また、市内の公園施設の課題として、日常的に利用できる公園や健康増進を目的とした公園が不足していること、屋内スポーツができる環境整備が必要であることから、2軍球場等を併設した総合公園の整備検討を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ヤクルト2軍球場等を併設した総合公園を整備し、市民のレクリエーションやスポーツを楽しむ環境づくりを目指し、市民の健康増進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度に総合公園(約20.8ha)の全ての用地を守谷市土地開発公社に先買いを委託し、買収することにより、ヤクルト2軍施設の令和9年1月完成及び公園の早期完成を目指す。また、民間活力の導入検討調査や市民ニーズを把握した公園施設の基本設計を基に実施設計を行う。



公園概要図



完成イメージ

〔市長公室 財政課 所管〕

02010606 ふるさとづくり寄附金事業

予算書P. 55

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,968,583	3,418,455	555,114	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,962,983	3,412,855	555,114	ふるさとづくり寄附金
一般財源	5,600	5,600	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内外から募った寄附金を財源としてまちづくりを行い、市民生活の付加価値を高めていくことを目的とし、平成20年にふるさとづくり寄附条例を制定し事業を開始した。ふるさと納税に対する全国的な関心の高まり、税制改正による限度額倍増や手続簡素化等を好機と捉え、平成28年度に返礼品等を拡充した。その後、令和元年6月に国の大幅な制度改正等を踏まえて返礼品等を見直した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

寄附金を募り、寄附金の使い道を明示することで、市政への理解、貢献結果がイメージしやすくなり寄附者の満足度が増す。それによりさらなる寄附金が集まることが期待され、市の財源確保を図れる。

また、返礼品協力事業者から協力を得て守谷市の多くの魅力的な返礼品等を発信していくことで、市の地場産品の認知度向上や、イメージアップといったシティプロモーション、地域経済の活性化につながることも期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

頂いた寄附金に対して、返礼品代、配送料、ポータルサイト利用料、返礼品等寄附管理業務委託料、寄附管理システム利用料を支払う。

令和5年10月の国の制度改正を踏まえ、コンプライアンス強化と経費削減を徹底する。

その他、令和6年度は、寄附増額に向けて、以下の取組を進める。

- ・N F T等新たな形の返礼品や共通返礼品を増やしていくとともに、継続して新規の事業者登録を促し返礼品数を増大させる。
- ・W e bを中心とした広告等により返礼品等を広く周知する。
- ・寄附サイト上の返礼品写真など、返礼品説明ページ等の改善、返礼品カタログやチラシ等のデザイン見直しにより、寄附者への訴求力を高める。
- ・L I N Eやインスタグラム等S N Sを活用した情報発信により市返礼品が寄附者の目に触れる機会を増やす。
- ・包括連携協定を締結している企業等に協力いただき、寄附未経験者へ寄附誘引のアプローチを行い新たな市場を開拓する。
- ・寄附のリピート施策として、これまでの寄附者にダイレクトメール等を送付する。
- ・総務省の地域活性化起業人制度を活用し、新規返礼品等の検討、各種デザインの質の向上、C R Mやマーケティング活動等に取り組む。
- ・多額の寄附を集める先進自治体との交流を図り、他自治体好事例の引用や市での運用施策の改善を行う。

〔市長公室 デジタル戦略課 所管〕

02010802 庁内ネットワーク運営管理事務

予算書P. 59

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	224,681	212,081	12,600	
国庫支出金	3,876	3,101	775	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	220,805	208,980	11,825	

【背景(なぜ始めたのか)】

経費及び職員増を抑制しながら行政サービスの向上を図るため、平成7年度のパソコン導入を契機に平成8年度から本事業の計画を開始し、平成9年度から業務システム運用を開始した。また、庁内業務のペーパーレス化や情報共有の効率化を目的に、平成10年度から庁内情報システムの運用を開始し、平成14年度には市民への情報提供の充実を図るためインターネットやメール環境を整えた。

I C Tを活用した行政サービス及び行政事務の向上を目指し事業を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

庁内の情報ネットワーク環境を適切に維持するとともに、業務の迅速化、簡素化、情報の共有化を推進することによる市民サービスの向上やA I、R P A等の先進技術を活用し、効率的な行政サービスの提供を図る。

また、情報漏えいの未然防止など情報セキュリティの確保とその強化を図る。

(市民) 行政サービスが必要な時に迅速に受けられる。

(市職員) システムを常時、安定的に使用できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

デジタル技術を活用した行政事務の効率化や市民の利便性向上を図るため、守谷市D X (デジタルトランスフォーメーション) 推進計画に基づき、市民への個別最適なサービスの提供に向けて、データ利活用基盤の構築と市民生活総合支援アプリM o r i n f o (もりんふお)を基軸とした市民サービス向上のための機能の充実や改善を計画的に進める。また、マイナポータルを用いた行政手続きのオンライン化や商品券の電子化、R P A、チャットボットの活用を積極的に進めるなど、更なる行政事務の効率化と市民の利便性向上を図ると共に情報セキュリティ対策の強化を図る。

02010806 デジタルトランスフォーメーション推進事業

予算書P. 61

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	386,273	300,814	85,459	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	350,630	271,791	78,839	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	35,643	29,023	6,620	

【背景(なぜ始めたのか)】

スマートフォンの普及、I o Tの進展やネットワークの高速化・大容量化、A I、テレワーク、ペーパーレス化など、市民のライフスタイルや働き方は大きく変化している。こうした変化に対応していくことは急務でありデジタル技術を有効活用することにより、市民の暮らしや利便性を向上させるとともに、行政運営を革新するため、令和4年4月、その指針となる守谷市D X推進計画を策定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

様々なデータを収集・蓄積・分析し、新たな意思決定や政策、市民サービスに利活用することにより、市民一人ひとりに個別最適な新たな価値を提供し、市民の暮らしや利便性向上を図る。

また、行政業務の効率化に向けて、デジタル技術を活用し業務の高度化、省力化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市DX推進計画に基づき、市民生活総合支援アプリM o r i n f oを基軸とした市民サービス向上のための機能の充実や改善を進めるとともに、様々なデータを収集・蓄積・分析するための基盤となるDWH（データウェアハウス）や個別最適なサービスを提供するための住民CRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）を構築し、これを利活用することにより、市民の利便性向上と行政運営の革新を図る。

また、これらの施策を効果的かつ効率的に実施するため、市が抱える様々な課題の解決に向けた新たな組織の構築や新会社への出資等の取組を進める。

〔総務部 総務課 所管〕

02010110 職員研修事業

予算書P. 40

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,184	5,369	△ 185	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	109	78	31	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	5,075	5,291	△ 216	

【背景(なぜ始めたのか)】

人材育成基本方針に基づき「公務への使命と責任を自覚し、住民の期待と信頼に応えられるよう自らを高める意欲を持ち、常に自己啓発に努めようとする職員の育成」「市政の目標を理解し、強い意欲と積極性を持って政策を形成できる職員の育成」「時代の変化や多種多様な行政環境に的確に対応できる柔軟な思考力や創造性を持つ職員の育成」を目標として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

職員の資質向上及びスキルアップによる住民サービスの質的向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・階層研修：職員の職位・職務に応じた役割の認識や職務遂行に必要な能力の向上を目的に研修を実施する。
 <研修名>新規採用職員研修、課長研修、新任部長等課程 他
- ・特別研修：職員の担当業務を的確に遂行できる能力と、時代や環境の変化に即応できる適応力を養成する。
 <研修名>地方公務員制度講師養成研修、D X研修、行政法講座 他

02040202 守谷市長選挙事務

予算書P. 75

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	23,483	0	23,483	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	23,483	0	23,483	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市長の任期が令和6年12月に満了となるため、守谷市長選挙の執行が予定されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公職選挙法に基づき、公正な選挙を円滑に実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市長選挙に向けて投票管理者・投票立会人の選任や各投票所の準備を行う。市民に対しては投票所入場券の送付、ポスター掲示場や啓発用の懸垂幕・横断幕の設置、選挙公報の配布などによって周知を図り、投票の機会を確保する。

〔総務部 税務課 所管〕

02020201 個人市民税賦課事務

予算書P. 66

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	45,353	42,205	3,148	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	45,353	42,205	3,148	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、個人住民税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、個人市民税の課税客体(所得等)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 確定申告・住民税申告や事業所から提出される給与支払報告書等により正確に所得や控除を把握するとともに税額を決定し、納税通知書を送付する。
2. 扶養控除等の申告内容の確認や未申告者の調査・申告勧奨等を実施する。
3. インターネットを利用した市民税・県民税申告書作成システムや電子申告(イータックス)を普及させるため、市ホームページ等で周知に努める。

02020202 法人市民税賦課事務

予算書P. 67

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	499	592	△ 93	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	499	592	△ 93	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、法人住民税の均等割の賦課事務を始めた。翌年には、地方税法の改正に伴い、税条例を改正し、法人税割の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、法人市民税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内に事務所や事業所を有する法人等に対し、事業年度終了に合わせ申告書を送付し、提出された法人の申告に基づき課税の決定、適正な法人市民税の賦課を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	46,637	41,123	5,514	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	46,637	41,123	5,514	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、固定資産税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、固定資産税の課税客体(土地、家屋、償却資産)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 標準宅地の土地鑑定評価

- ・令和9年度評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定業務(本鑑定。3年に一度計上)
- ・時点修正(価格の下落を課税に反映)を行い、土地評価の適正化・均衡化を図る。(例年)

2. 固定資産現況調査

令和9年度の評価替えに向けて次の作業を行う。

- ・用途地区、状況類似地区、路線価格の見直し
- ・地番図や家屋図のデータ更新
- ・画地の異動更新、税務地図情報の更新及び税務地図情報システムの更新
- ・家屋課税台帳データと地図システムデータの照合、再調査等

3. 償却資産申告勧奨

- ・未申告事業者の抽出、申告勧奨の実施等

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,272	2,114	158	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,272	2,114	158	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和33年の地方税法改正に伴い、税条例を改正し、軽自動車税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、軽自動車税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 軽自動車税申告書に基づき課税客体を正確に把握し、賦課期日現在（4月1日）の軽自動車等の所有者に課税する。
2. 三輪・四輪の軽自動車については、効率よくグリーン化特例と経年重課の対象車両を把握するため、軽自動車検査協会のデータを基幹システムに取り込む。

〔総務部 納税課 所管〕

02020206 市税収納管理事務

予算書P. 68

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	57,051	56,174	877	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	30	100	△ 70	市税督促手数料
一般財源	57,021	56,074	947	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治を進めるのに必要な自主財源確保のため、昭和25年に制定された地方税法に基づき開始した事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税者が納付しやすい環境を整備し、適正かつ公平な収納を推進することにより、収納率の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

現在、口座振替納付、コンビニ納付、アプリ納付、QRコードを利用した全国統一納付及び金融機関等での窓口納付の方法により、収納を進めている。

また、利便性や収納率向上を図る取組として、キャッシュレス化を進めるとともに、取扱い手数料が安価である口座振替納付の推進活動を行う。

02020207 市税滞納整理事務

予算書P. 70

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,262	7,321	△ 59	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2	1	1	茨城租税債権管理機構精算金、滞納処分費
一般財源	7,260	7,320	△ 60	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治を進めるために必要な自主財源の確保のため、昭和25年に制定された地方税法に基づき開始した事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税資力のある納税者からは必ず税を徴収し、納税の公平性を保つとともに滞納額の解消を図り、収納率を向上させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

滞納者に対して、督促状・催告書等による文書、電話等による納税催告を行う。

それでも納付がない場合は、納税相談、納付指導を行うとともに、並行して財産調査を進め、財産がある場合は、預貯金等の差押を行い納税の公平性を保つため滞納処分を行う。

また、調査を行った結果、財産がなく納付能力がない場合は、速やかに執行停止の手続きを行う。

〔総務部 管財課 所管〕

02010401 庁舎施設維持管理事務

予算書P. 49

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	143,123	171,993	△ 28,870	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	30,117	14,176	15,941	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	113,006	157,817	△ 44,811	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成2年10月に完成した庁舎の維持管理を行うため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

庁舎や付帯設備の維持管理を行い、市民や職員が快適に利用できるようにする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

庁舎運転管理や敷地の維持管理を業務委託により行う。

庁舎建物については築後30年を経過し、修繕箇所が増加してきており、守谷市公共施設等総合管理計画、庁舎修繕計画に基づき、計画的に改修工事を行う。

02010402 普通財産維持管理事業

予算書P. 51

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	47,086	35,818	11,268	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,263	34,440	△ 33,177	土地貸付料
一般財源	45,823	1,378	44,445	

【背景(なぜ始めたのか)】

普通財産の適正管理を行うため実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

利用計画のない市有財産の有効活用及び除草等の適正管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

除草等、業務委託により適正な維持管理を行う。なお、未活用の市有地は有効活用について検討し、活用の見込のないものは売却し、財源の確保を図る。

都市計画道路の計画廃止に伴い、土地開発基金で先行取得していた本町地内の道路用地について、買戻しを行い有効活用を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,763	19,676	87	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	19,763	19,676	87	

【背景(なぜ始めたのか)】

公用車の効率的な配置及び管理を行うため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公用車（各課管理の公用車を除く）の適正な管理を行い、使用用途に応じた車両を配置し、効率的な利活用を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公用車の状態管理を行い、適正な車両の購入、廃車を行う。また、任意保険の加入事務及び事故があった際の保険請求を行う。

公用車の新規購入時には、守谷市役所地球温暖化対策実行計画に沿い、環境に配慮した車種を選定する。

〔生活経済部 生活環境課 所管〕

04010303 畜犬登録及び狂犬病予防事業

予算書P. 151

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,001	1,045	△ 44	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,001	1,045	△ 44	狂犬病予防注射済票交付手数料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

畜犬登録及び狂犬病予防注射は、平成11年まで県が事業を実施していたが、狂犬病予防法の改正に伴い、平成12年から市が実施することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

飼い主に対するルールの周知やマナーの向上に取り組み、予防注射の接種率を向上させることで、狂犬病の発生及び蔓延を予防する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・市の狂犬病予防注射の接種状況については、令和3年度が75.8%（接種頭数2,980頭）、令和4年度は77.8%（接種頭数2,797頭）であり、集合注射を併用していた令和元年度の73.4%（接種頭数3,026頭）を上回っており、集合注射休止後も接種率は向上傾向にあることから、安全で衛生的に予防注射を接種できる動物病院での個別接種を推進する。接種については、個別通知や市ホームページ、広報紙等で周知を行う。
- ・動物病院との協力と連携により、注射済票交付のワンストップ化を継続し、市民（飼い主）の利便性と狂犬病予防注射接種率の向上を図る。
- ・正しい飼い方の啓発やパトロールを実施し、飼い主のマナーとモラルの向上を図る。
- ・新規や所在地変更等の登録手続きを周知し、正確な畜犬登録の推進を図る。



犬の鑑札・狂犬病予防注射済票

04010304 取手市外2市火葬場組合負担金

予算書P. 152

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	33,252	30,837	2,415	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	33,252	30,837	2,415	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷町(当時)では火葬場施設を有しておらず、施設を建設する必要性が生じたため、守谷町・取手市・藤代町の1市2町で構成する火葬場組合を設立した。

火葬場施設「やすらぎ苑」は、平成2～3年度の2箇年で建設し、平成4年度から供用を開始した。現在、組合を構成する自治体は、守谷市・取手市・つくばみらい市の3市となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

広域組合で「やすらぎ苑」を管理・運営することにより、市民が生活を営む上で必要である火葬・葬儀の場を安定的に確保することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

火葬事業を円滑に実施するため、「やすらぎ苑」を管理・運営する取手市外2市火葬場組合に対して、構成市3市が負担金を支出している。

・負担割合：平均割30%、人口割70%(負担金全額 105,613千円、守谷市負担率 31.48%)

04010306 雑草除去事業

予算書P. 152

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,754	1,980	△ 226	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,635	1,950	△ 315	雑草除去受託料
一般財源	119	30	89	

【背景(なぜ始めたのか)】

あき地において雑草が繁茂し、または枯草が放置されている状態は火災や犯罪の発生原因となることから、良好な生活環境を保全するため、昭和48年に「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」を施行し、事業を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

あき地に繁茂する雑草等について、適正な管理の指導及び啓発を行うことで、安全や衛生を確保し、良好な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

雑草等が繁茂したあき地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、所有者又は管理者自身による除去が困難な場合には、市が委託を受けて雑草除去を実施する。

04010308 環境美化事業

予算書P. 153

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	933	818	115	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	933	818	115	

【背景(なぜ始めたのか)】

各地区での空き缶拾いに端を発し、昭和59年から地域ぐるみの環境美化推進事業として、全ての自治会・町内会に協力を呼びかけ、市内全域で実施されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区において、地域住民が自主的に環境の美化活動に取り組むことで、良好な住環境が保全される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・6月・9月・12月（第1日曜日）の年3回、市内全域の地域住民により、周辺道路や公園等の清掃活動を実施する。
- ・各地区での清掃活動が円滑に行われるよう、ホームページや広報紙等により市民に周知するとともに、各地区の区長等に対して実施依頼やごみ袋を配布し、ごみの回収等を行う。



環境美化活動

04010309 環境基本計画策定事業

予算書P. 153

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,027	0	11,027	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	11,027	0	11,027	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市環境基本計画は、守谷市環境基本条例第3条の基本理念に則り、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保の実現に向けて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、守谷市環境基本条例第11条の規定に基づき策定するものである。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

現行の守谷市環境基本計画の計画期間が令和7年度で終了するため、令和6・7年度の2か年で次期計画（計画期間：令和8年度～令和17年度）を策定する。直近の変化が著しい環境問題を踏まえた次期計画を策定し、市民、事業者及び行政が一体となって取り組む環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度は、環境基本計画策定に係る業務委託契約を締結し、策定に向けた現状調査及び市民・事業者アンケートの集計分析等を実施し、内容の検証等を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	594	494	100	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	594	494	100	狂犬病予防注射済票交付手数料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、人と動物にやさしいまちづくりを目指し、「守谷市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、必要な施策を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

犬猫の殺処分ゼロを目指し、地域活動や市の愛護事業への協力団体に補助金を交付して活動を活性化するとともに、ホームページや広報紙等による啓発を行い、市民の愛護活動への意識醸成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・守谷市動物愛護協議会との連携による、市事業「守谷市犬猫一時預かりサポーター及び里親サポーター登録」等の実施において、市が医療費や不妊去勢手術等に対して補助金を交付することで里親サポーターの負担を軽減するとともに、官民協働により、保護や野良猫の繁殖制限等を目的とした地域猫活動及びTNR活動をはじめとする保護活動を実施する。
- ・市で保護した犬猫に対して、簡易的な衛生処置（ノミダニ駆除等）を実施するとともに、ホームページ等を活用して里親募集を行い、速やかな譲渡に結び付ける。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,755	13,755	△ 12,000	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,500	1,500	0	蓄電池補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	12,040	△ 12,040	
一般財源	255	215	40	

【背景(なぜ始めたのか)】

気候変動問題は、国内外で気象災害の頻発・激甚化など、環境のみならず経済活動にも大きな影響を及ぼしていることから、市域における地球温暖化対策の取組が必要となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和2年に表明したゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の地域づくりを促進するための施策を講じることで、持続可能な生活環境を確保することが期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・令和5年度に実施した再生可能エネルギー設備導入調査の結果を踏まえ、市内公共施設における太陽光発電設備導入に向けた検討を行う。
 - ・太陽光発電設備を設置している家庭又は新規に太陽光発電設備を設置する家庭に対して、蓄電池の設置に対する補助金を交付することで、再生エネルギーの有効利用と災害発生時の非常用電源の確保・普及の促進を図る。蓄電池に係る補助金については、ホームページや広報紙等により周知し、1設備に対して5万円を交付する。
- <補助件数> 30件 ※募集件数到達後終了
- <財源> 茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金を活用（1設備 5万円）

04010501 公害・放射線対策事業

予算書P. 154

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,499	6,393	106	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	原子力災害損害賠償金
一般財源	6,498	6,392	106	

【背景(なぜ始めたのか)】

環境の保全を目的として、平成12年度から地下水、農業用水、河川水及び騒音・振動の現況調査を実施している。

また、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、市内公共施設等の空間放射線量測定を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

水質、騒音・振動及び空間放射線量の現況を調査・把握することにより、公害等の発生を未然に防止するとともに、発生した場合には速やかな対応を行うことで、市民の安全と健康を守り、良好な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公害等の実態を継続的に把握するため、市内各所の水質、騒音・振動及び空間放射線量について調査する。調査結果については、守谷市環境審議会や関係機関等に報告するとともに、ホームページで市民に公表する。

<調査方法>

- ・地下水、農業用水、河川水の水質調査（業者委託）
- ・幹線道路沿線等の騒音・振動調査（業者委託）
- ・空間放射線量調査（すくすく保育課、学校教育課、建設課実施）

04020104 廃棄物減量等啓発事業

予算書P. 156

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,660	4,955	△ 295	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,660	4,955	△ 295	

【背景(なぜ始めたのか)】

家庭や事業所から排出されるごみの減量化と、限りある資源の有効利用の促進に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、平成3年に事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭や事業所に対して、ごみ減量の啓発を行うことで、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ（家庭分のみ）の減量化を図るとともに、市民に資源物の分別の徹底や集団回収を実施してもらうことで、リサイクルの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・ごみ減量化を啓発・推進する施策として、各地区に廃棄物減量等推進員を委嘱し、会議を開催して知識や市の施策に対する理解を深めていただくとともに、地区内でのごみ減量に協力していただく。
- ・ごみ減量化と資源の有効利用を促進するため、資源物の集団回収を行う自治会・町内会や子ども会等の団体に対して、報奨金を交付する。
- ・ごみの減量化を推進するため、ホームページやSNS、広報紙等を活用し市民への啓発を実施する。

04020109 塵芥収集事業

予算書P. 156

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	288,219	283,521	4,698	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10,353	12,031	△ 1,678	粗大ごみ収集運搬手数料
一般財源	277,866	271,490	6,376	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口の増加に伴い、家庭から排出されるごみの量が年々増加したため、昭和57年からごみの収集運搬を民間委託により実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般廃棄物の適正かつ安定的な収集運搬を行うとともに、ごみ集積所の適正管理等による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市一般廃棄物処理実施計画」に基づき、家庭系一般廃棄物等の収集運搬に係る業務委託を締結し、集積所に排出された家庭系一般廃棄物等の収集運搬を行う。

- ・粗大ごみの処分について、電話やインターネットで月2回の戸別収集に係る申請受付を行うとともに、常総環境センターへの直接搬入に係る申請受付と許可書の発行を行う。
- ・ごみ収集日程表（クリーンカレンダー）や家庭ごみ分別の手引き等を作成し配布する。
- ・粗大ごみ収集運搬券の取扱いを希望する店舗に対して、販売業務を委託する。



塵芥収集車による家庭ごみの収集

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	459,145	476,283	△ 17,138	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	459,145	476,283	△ 17,138	

【背景(なぜ始めたのか)】

ごみ処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果の面で効率的であるため、昭和47年に6市町村（守谷町、水海道市、取手市、藤代町、伊奈町、谷和原村）を構成自治体として常総地方広域市町村圏事務組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ごみ処理施設「常総環境センター」を常総地方広域市町村圏事務組合が管理・運営することにより、市内から排出される一般廃棄物を効率的かつ環境負荷が少ない方式で処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

一般廃棄物の処理及び資源化を実施する常総地方広域市町村圏事務組合に対して、構成4市（守谷市、取手市、常総市（旧水海道分）、つくばみらい市）が処理量に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割10%、実績割90%（全体負担金 1,763,185千円、市負担率 26.04%）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,175	3,061	114	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,175	3,061	114	

【背景(なぜ始めたのか)】

常磐自動車道の開通に伴い、市内の不法投棄件数が年々増えたことから、快適な生活環境を保全するための対応を余儀なくされた。また、つくばエクスプレスの開業に伴い、駅前のたばこのポイ捨てが横行したことから、清潔な生活環境を維持するため、平成20年に「守谷市ポイ捨て等防止に関する条例」を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

不法投棄された廃棄物を適正に処理するとともに、再発防止対策を行い、不法投棄を行いにくい環境を作ることで、市民や事業者の生活環境に対する意識の向上を促し、良好な生活環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・不法投棄防止のためパトロールを行い、予防や発見に努め、廃棄物が不法投棄された場合は必要に応じて警察や県、土地の管理者等と対策等を協議する。

・路肩などの廃棄物に対しては、種類に応じて迅速かつ適切に処理するとともに、処理困難物は委託処理により対応する。

・ポイ捨て対策については、市内全域でポイ捨て、路上喫煙、飼い犬等のふんの放置を禁止するとともに、ポイ捨て等禁止強化区域である守谷駅周辺においてパトロールを実施し、指導等を行う。また、市民や守谷駅利用者に対して、ポイ捨て等防止の啓発を実施する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,507	33,731	△ 3,224	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	30,507	33,731	△ 3,224	

【背景(なぜ始めたのか)】

し尿処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果等の面で効率的であるため、昭和37年に6市町村（守谷町、水海道市、岩井町、谷田部町、伊奈村、谷和原村）を構成自治体として常総衛生組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

し尿処理施設「クリーンセンターきぬ」を常総衛生組合が管理・運営することにより、市内から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

し尿・浄化槽汚泥を処理する常総衛生組合に対して、構成4市（守谷市、坂東市、常総市、つくばみらい市）が処理量に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割 議会費・総務費の合計額の25%

実績割 衛生費・予備費の合計額から分担金・負担金を除く歳入を控除した額について前々年度（平成4年度）のし尿等投入量で算出

（負担金全体 266,138千円、守谷市負担率11.46%）

〔生活経済部 総合窓口課 所管〕

02030101 住基・戸籍事務

予算書P. 71

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	41,558	51,041	△ 9,483	
国庫支出金	2,178	899	1,279	中長期在留者居住地届出等事務委託費
県支出金	58	55	3	人口動態調査
地方債	0	0	0	
その他	17,835	14,913	2,922	住民基本台帳関係手数料
一般財源	21,487	35,174	△ 13,687	

【背景(なぜ始めたのか)】

戸籍法・住民基本台帳法等・印鑑条例等に基づき事務を行っている。

市民の利便性向上のため、平成15年10月からは日曜開庁により窓口を拡大し、平成24年度から、公民館等の出先機関において諸証明書の発行を開始した。さらに平成28年1月からはコンビニ交付を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

法に定められた事務を正確・迅速・丁寧に従行し、十分なサービスを提供することにより、市民に満足していただく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

窓口事務に当たる会計年度任用職員等の体制を維持するとともに、サービスを提供するために必要なシステムや機器を整備し、各種手続きの受付や証明書の交付等を行う。また、コンビニエンスストア等での諸証明交付のために負担金や手数料等を保持する。

窓口において利用可能なキャッシュレス決済サービスの拡充を行うなど窓口DXの推進を図り、市民の利便性を向上させる。



マルチコピー機(コンビニ交付)



キャッシュレス決済対応レジ

02030110 個人番号カード事務

予算書P. 73

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,473	18,990	△ 6,517	
国庫支出金	12,173	18,642	△ 6,469	個人番号カード等関連委任事務補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	300	150	150	個人番号カード関係手数料
一般財源	0	198	△ 198	

【背景(なぜ始めたのか)】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の施行により、平成27年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民にマイナンバー制度の利便性・安全性について理解を深めてもらい、個人番号カードの普及促進を図るとともに、正確で丁寧なカード交付を実施し、市民に利便性の高いサービスを提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

個人番号カード交付に係るシステムや機器を整備し、個人番号カード関連事務を円滑に遂行する。

個人番号カードの普及促進のため、個人宅や施設等を対象に出張申請、出張交付を実施しつつ、本庁においても写真撮影及び代理申請を行うなどカード交付率の向上に努める。

※マイナンバーカード交付率：81.4%（令和5年12月31日現在）



マイナンバーカード

〔生活経済部 経済課 所管〕

06010101 農業委員会運営事務

予算書P. 158

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,399	13,847	552	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,700	756	944	農地利用最適化交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,699	13,091	△ 392	

【背景(なぜ始めたのか)】

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に市町村への設置が規定されている行政委員会であり、本市においては昭和31年に設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

農地法に基づき、農地の権利移動や転用等の申請について審議し、農地を農地以外とすることの規制や農地の利用関係を調整することにより、農地の確保と利用促進を図る。また、農地所有者への指導等を行い、遊休化農地の発生防止、減少を図るとともに、農地利用の最適化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・農地法に基づく申請に対して、定例(毎月)開催する農業委員会総会において審議を行う。
- ・農地利用最適化推進委員を中心に、農地の利用状況調査を行い、今後の利用について意向を確認するとともに、農地の貸借等の調整を図ることで、農地の集約を促進する。

06010304 水田農業構造改革対策事業

予算書P. 161

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,629	17,217	△ 588	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	2,370	2,789	△ 419	経営所得安定対策等推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	14,259	14,428	△ 169	

【背景(なぜ始めたのか)】

米価の安定を図るため、昭和48年に国の政策として減反による米の生産調整が開始された。平成23年度から水田農業構造改革対策事業として実施している。平成29年度で国による生産調整は終了したが、県では茨城県農業再生協議会が市町村別の生産数量目標に相当する数値を設定している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

米の生産調整により需給の均衡と水田の最大限の活用を推進し、さらには需要に応じた米づくりや戦略作物の生産に取り組む農業者の農業経営安定化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

米の生産調整を実施し、対象作物を生産する販売農家に対し、主食用米生産時からの収入減少対策として、転作面積及び対象作物に応じた補助金を交付する。

米の生産調整を実施した稲作農家に、稲縞葉枯れ病及びカメムシ被害に対する水稻病虫害防除薬剤散布を推進するための補助金を交付し、病虫害の蔓延を防止するとともに、稲作農家の経営安定及び良質米の生産を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,624	4,497	127	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,789	3,973	△ 184	市民農園使用料
一般財源	835	524	311	

【背景(なぜ始めたのか)】

都市化が進展する中で農業体験の場を提供するため、平成12年度に土に親しむ農園を、平成20年度に瓜代農園をそれぞれ開園した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民農園で行う野菜や花等の栽培をとおして、作付け・収穫の楽しみを体験する場を提供し、併せて農業に対する理解を深める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

土地所有者から農地を借り上げ、区画単位で利用希望者に貸し出す。また、農園利用者に対し農具の貸出や堆肥を提供するとともに、農園施設の管理を行う。



土に親しむ農園(立沢)



瓜代農園(高野)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,377	5,222	1,155	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	600	600	0	鳥獣被害防止促進補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,777	4,622	1,155	

【背景(なぜ始めたのか)】

有害鳥獣による農作物等の被害を軽減するために対策を開始した。平成29年度からはイノシシによる被害対策を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

有害鳥獣による農作物の被害を軽減し、農業者の収入安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市鳥獣被害防止計画に基づき、市内の猟友会による鳥獣被害対策実施隊によって有害鳥獣を捕獲するとともに、市ホームページにおいて有害鳥獣の目撃情報および捕獲情報の周知を図る。

06010308 人・農地プラン事業

予算書P. 163

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,250	4,500	△ 2,250	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	2,250	4,500	△ 2,250	農業次世代人材投資(経営開始型)事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地が増加しているため、平成25年度に市内4地区で人・農地プランを策定し(令和3年度に実質化済み)、地域ぐるみでの農業の発展を図っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区の農業者が地区の農業の将来像を検討し、地区の農業の担い手となる農業者への農地の集積や新たな担い手候補を育成することにより、後継者不足の課題解決を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備や経営開始の早期の経営確立を支援する資金を交付する。

06010503 排水機場維持管理負担金

予算書P. 164

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,468	6,637	831	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	85	85	0	湛水防除施設管理費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,383	6,552	831	

【背景(なぜ始めたのか)】

各土地改良区の排水路等に流入する既成市街地からの雨水等による湛水被害を防除するため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各土地改良区が排水機場の維持管理及び修繕を行い、機器を良好に保つための経費の一部を負担し、農地及び周辺市街地への湛水被害の防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

管理者である各土地改良区に対し、排水機場の運転に係る経費の一部を負担する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	32,425	30,103	2,322	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	20,188	19,535	653	多面的機能支払交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,237	10,568	1,669	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成19年度から、国により農地・水保全管理支払交付金制度が始まり、市内の活動組織が発足した。平成26年度から制度の拡充等により、日本型直接支払制度となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動や営農活動を支援することにより、農地・水路・農道などの地域資源の適切な保全管理を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

農業・農村を支える活動組織が行う各種作業等に対して国・県・市が交付金を給付することにより、活動を支援する。



彼岸花の植栽
(景観形成活動)



水路の草刈り (実践活動)



ポンプ更新工事
(長寿命化事業活動)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	59,884	8,008	51,876	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	59,884	0	59,884	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	8,008	△ 8,008	

【背景(なぜ始めたのか)】

農業用ため池である守谷沼は、経年により土砂が堆積し、豪雨時による下流農地等への湛水被害や土砂流出被害が発生するおそれがあることから、浚渫工事を実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ため池に堆積した土砂を撤去して貯水容量を確保することにより、下流農地等の湛水被害を防止する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

ため池に堆積している土砂の量を把握するため、令和5年度に測量等の調査設計を行い、その調査設計書に基づいて令和6年度に浚渫工事を実施する。



守谷沼

07010203 商工会補助事業

予算書P. 166

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,500	7,500	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,500	7,500	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市商工会は、昭和38年度に設立され、市内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的に事業運営が行われている。

市内商工業者の経営改善普及事業の推進、地域総合振興事業、各種共済事業の普及推進のため支援を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内商工業者の育成と振興を図ることを目的として補助金を交付し、中小企業の発展と地域経済の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

経営改善普及事業及び地域総合振興事業の推進を実施する商工会を補助金により支援する。

07010204 中小企業事業資金融資あっ旋事業

予算書P. 166

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,127	10,939	△ 812	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,001	5,021	△ 20	守谷市中小企業事業資金預託金償還金
一般財源	5,126	5,918	△ 792	

【背景(なぜ始めたのか)】

資金繰りが安定しない中小企業者に対し、県が中心となり低利で借りやすい制度を県内市町村で統一して制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

経営が不安定である中小企業事業者に対し、低利でかつ保証付きの融資制度を提供し、信用保証料の一部を補助することにより、経営安定・近代化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内中小企業事業者に対し、自治金融・振興金融あつ旋審査会にて審査の上、茨城県信用保証協会の保証付融資をあつ旋し、融資が実行された事業者に信用保証料の一部を補助(上限0.8%)し支援する。

07010207 守谷市観光協会補助事業

予算書P. 167

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,496	4,130	4,366	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,496	4,130	4,366	

【背景(なぜ始めたのか)】

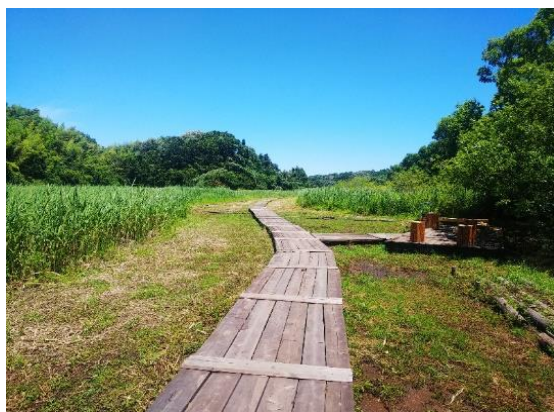
昭和57年北守谷地区の開発等により人口も増加傾向となり、街が大きく変化し始めた時期に、守谷のPRと観光振興のために設立された守谷市観光協会の支援を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷市観光協会の活動を支援することにより、観光資源づくりや守谷市の魅力発信を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・守谷市観光協会による観光資源の発掘や開発、観光活動を補助金により支援する。
- ・守谷野鳥のみちに近接する守谷城址を整備し、野鳥のみちと一体的な利活用を図る。
- ・令和5年度からは、野鳥のみち第2ルート(木道)の新設工事を実施、利用者の安全確保がされた仕様となり令和6年度中に完成予定となる。



野鳥のみち(城址口)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,600	3,200	400	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,600	3,200	400	

【背景(なぜ始めたのか)】

つくばエクスプレスの開業を機に、市民の交流促進による地域振興や、守谷市を広くアピールするために開始した駅前イベントで、平成22年度から守谷市商工まつりと統合して実施しているもので、商工会を主体とした実行委員会への支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域産業を支える商工業者や市民活動のPRの場として、実行委員会が開催する守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～を支援することにより、地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

毎年9月下旬の2日間、守谷駅西口駅前広場を会場として実行委員会により開催するイベントを負担金により支援する。令和5年度は4年ぶりの開催となり大盛況となった。令和6年度も引き続き開催を支援する。



ステージ発表の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,752	8,123	△ 371	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	139	357	△ 218	消費者行政強化事業及び推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,613	7,766	△ 153	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和54年から、消費者の生活に関する知識の普及を推進し、市民の消費生活の安定向上を図るため、相談事業を開始し、平成16年から消費生活センターを設置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民からの消費生活に関する相談に対し助言を行うとともに、消費に関する知識の普及や情報を提供し、消費者の資質の向上を図ることにより、消費者被害の未然防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消費者からの消費生活に関する相談に対し、消費生活専門相談員が、解決を図るための手続きや情報を提供し、助言やあっ旋、適切な機関の紹介等を行い、消費者の利益を守る。

相談対応：月曜日～金曜日（午前9時～正午、午後1時～午後4時）

〔生活経済部 市民協働推進課 所管〕

02070101 施設貸出事業

予算書P. 81

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,983	5,082	△ 99	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,316	2,155	161	テニスコート使用料
一般財源	2,667	2,927	△ 260	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民の利便性の向上のため、平成15年度に各公共施設管理課が個別に行っていた施設貸出業務を一つの課に集約させた(ただし、サークル等の年間定期使用は従来どおり施設の所管課で取り扱っている)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

施設の使用申請窓口を一本化するとともに、施設予約時に守谷市公共施設予約システムや施設予約専用直通電話を活用することで、市民の利便性の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の各施設(テニスコート、野球場、自由の広場、学びの里、東板戸井集会所、国際交流研修センター、市民交流館)の予約管理を守谷市公共施設予約システムで行う。令和5年度からは、文化会館、公民館及び学校体育施設の予約管理も守谷市公共施設予約システムで行うことが可能となった。

なお、各施設の使用料の支払いは、窓口での現金支払いのほか、オンライン決済でも行うことができる。

平日の窓口支払い、かつオンライン決済が困難な利用者には、予約制で日曜日の支払いで対応している。

02070202 市民活動支援センター運営事業

予算書P. 83

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,614	14,271	343	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	14,614	14,271	343	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成14年12月、ボランティア等の市民公益活動を促進するために、情報発信や活動の場を提供する施設として浄化センター内に開設した。平成20年4月から市民交流プラザ内に移転し、平成28年4月から機能の充実を図るため、市民公益活動等に関する知識と経験を有する事業者に運営業務を委託することで、市民公益活動団体に対し、より効果的な支援が可能となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

既存の市民公益活動団体の強化と新規団体を育成することが必要であり、市民や市民公益活動団体に対し、情報や交流の場を提供することで市民のボランティア意識の啓発と活動の支援を行う。これにより地域活動を活性化させ、誰もが積極的にまちづくりに参画できる協働のまちづくりの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市民公益活動に関する研修会や講座等を開催するとともに、活動の場の提供として会議室や備品の貸出しを行う。令和3・4年度には、学生ボランティアの協力を得ながら、Zoom講座やInstagram講座を開催し、大好評を得た。

また、市民公益活動の情報を収集し提供するとともに、市民公益活動団体の交流や連携を促し、団体からの相談に対応する。令和4年度からは、市内の公益活動の発展に寄与する活動を実施することを目的として設立された「もりや公益活動促進協会（令和3年10月設立）」の事務局を担い、市民公益活動団体の活動支援を強化している。



市民活動支援センター登録団体実施事業
(インクルーシブアートワークショップ)

02070203 区長制度運営事業

予算書P. 84

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,441	30,367	74	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	30,441	30,367	74	

【背景(なぜ始めたのか)】

自治会・町内会からの質問・要望を中心とした「区長会議」を年2回開催していたが、平成17年から開催を年1回(4月)とし、区長業務の説明を中心とする内容に変更した。

また、平成14年12月に、区長提案により区長相互の情報交換を目的とした「守谷市区長連絡協議会」が設立され、平成16年11月に名称を「守谷市自治会連絡協議会」に変更した。令和2年度に、これまでの代議員制の見直しを実施し、令和2年12月から、新たに役員会が発足した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

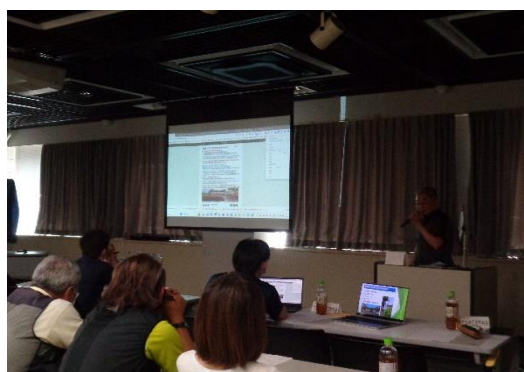
- ・自治会・町内会の代表者を区長として委嘱することで、市と自治会・町内会の緊密な関係を構築し、市政運営の円滑化と自治会・町内会の発展に寄与する。
- ・区長業務説明会により、区長に業務内容等を理解してもらう。
- ・区長相互の情報交換等を行うことで、区長同士のつながりを強化し、自治会・町内会単位では解決できない課題等に対し、協力・連携ができる体制にする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・自治会・町内会から選出された代表者を区長に委嘱し、自治会・町内会との業務委託契約に基づき、文書配布や市政に関する地域の要望等の取りまとめ等を依頼している。年度末に、業務委託料を支払う。
- ・年度当初に全区長を対象にした説明会を開催し、業務内容の説明や、自治会・町内会活動に対する支援制度等の説明を行う。
- ・市内158自治会・町内会で「守谷市自治会連絡協議会」を構成し、全区長の中から役員（会長1名、副会長若干名）を選出し、役員会を設置・開催する。
- ・役員会や情報交換会等を開催し、自治会・町内会同士の情報交換や組織の充実を図る取組、課題解決に向けた協議を行う。令和3年度から新たな情報交換・意見交換の場として、「自治会・町内会まるごとミーティング」を開催している。
- ・「茨城県自治会連合会」に加入し、総会や情報交換会等に参加することで、他市町村との情報交換を行っている。令和5年度から令和6年度末までの2年間、守谷市では会長職を務めることになっており、県内の自治会連合組織をまとめる役を担っている。



区長業務説明会



自治会・町内会まるごとミーティング

02070204 文書配布事業

予算書P. 84

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,712	2,273	439	
国庫支出金	30	30	0	自衛官募集事務費
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,682	2,243	439	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和34年1月の「広報もりや」発行以前から行政情報については、多くの市民に届くように自治会・町内会の協力を得て回覧等を行ってきた。現在も多くの市民に行政情報が届くように、継続して自治会・町内会に文書配布をお願いしている。

自治会・町内会未加入者への個人配布については、平成12年に提出された住民監査請求がきっかけとなって、希望者に配布している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市からの情報伝達手段の一つである広報紙等を確実に各戸に配布することで、市民へ市政情報の提供を図る。

また、文書配布を通して、自治会・町内会を中心とした単位で助け合う「共助」が促進され、住み良い地域社会の実現に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市発行の広報紙等をシルバー人材センターに委託して自治会・町内会に配布する。また、自治会・町内会未加入の希望者には個別に配布する。

令和4年度までは、「広報もりや」の発行日である毎月10日と25日の2回文書配布を実施していたが、令和5年度から、広報紙の発行が10日のみとなったため、文書配布も月1回の実施となった。

02070208 自治公民館事業

予算書P. 85

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,107	11,197	△ 3,090	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,107	11,197	△ 3,090	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成4年に地域住民の交流及び地域づくりの推進のため、自治公民館の建設、修繕等に係る費用を助成する事業を開始した。平成21年に地域社会の活性化を図るため、空き家等を活用したコミュニティサロンの開設支援事業を開始し、令和2年から空き家等の借上げに要する費用の一部を自己負担いただく事業に変更した。また、令和2年から、自治公民館を持たない自治会・町内会等が、近隣の自治公民館等を使用する際の使用料を助成する事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域住民の交流や地域づくりの推進の場となる自治公民館の新改築・増築や修繕に対し補助金を交付し、地域住民の自主的な活動を促進する。また、自治公民館を持たない自治会・町内会に対しては、使用料や空き家等を活用するに当たっての借り上げ料等を支援することで地域活動の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治公民館を所有する自治会・町内会に対しては、新改築・増築や修繕の申請を前年度の7月末までに提出していただき、内容を審査し翌年4月に補助金交付決定を行う。工事完了後に実績報告書を市に提出いただき、竣工検査を実施して補助金を交付する。補助率は補助対象事業費の1/2である。

自治公民館を所有していない自治会・町内会に対しては、地域住民の交流の場を開設するために、空き家等の借上げに要する経費の95%を自治会に助成する(上限月額95,000円)。

また、地域活動の活性化のために一時的に近隣の自治公民館や民家、店舗等の施設を使用する経費の95%(1回上限1,900円)を助成する。

02070210 市民公益活動支援事業

予算書P. 86

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,795	8,237	△ 2,442	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,500	8,000	△ 2,500	協働のまちづくり基金繰入金 自治総合センターコミュニティ助成金
一般財源	295	237	58	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年9月に制定し平成30年9月に改正した「守谷市協働のまちづくり推進条例」において、「市は市民公益活動を促進するため財政的支援に努める」とあり、協働のまちづくり推進のために、市民公益活動に対するの助成金制度を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

様々な団体が自主的に行う公益活動に対して財政的な支援等を行うことで、市民公益活動の創出、継続及び発展を促し、市内において市民公益活動を促進させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・令和4年度から、市民公益活動助成金制度を廃止し、「もりや公益活動促進協会（令和3年10月設立）」に補助金を支出している。その補助金により、市に代わって市内の公益活動を行っている団体への助成事業を行っている。
- ・協働のまちづくり推進活動助成金は、公益活動と防災訓練に対する助成である。防災訓練に対する助成は令和5年度から交通防災課で行っている。
- ・資機材貸出は、自治会・町内会や市民公益活動団体等の自主的な活動に対し、必要な資機材（刈払機等）を貸与する。
- ・自治総合センターコミュニティ助成事業は、（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報のため実施する「コミュニティ助成事業」について助成を希望する団体の募集を行い、市が申請窓口となっている。
- ・チャレンジ茨城県民運動事業は、茨城県が県民運動として地域の課題解決に共助でチャレンジする取り組みを支援する事業で、守谷市においても現在28名が地域活動員として活動している。



公益活動助成金交付団体
(健幸ウォーキングもりや)

02070213 協働のまちづくり担い手育成事業

予算書P. 86
(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,212	2,085	127	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	180	110	70	もりや市民大学受講料
一般財源	2,032	1,975	57	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成21年度に市民の生涯学習実践の場として提案された「守谷総合人生大学」について、事業目的を市の課題である「協働の担い手育成」に変更し、平成24年10月から運営委員会形式により開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域の課題は地域で解決しようという意識を持つ市民を増やすことが必要であり、市民に対して様々な分野のまちづくり活動に必要な知識や技能を学ぶ場を提供し、まちづくりの担い手を育成する。これにより、市民や地域、団体、事業者と行政が、お互いに良きパートナーとしてまちづくりを行う「協働のまちづくり」を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

もりや市民大学を開講し、市の現況やまちづくりの諸分野について体系的に学ぶ講座を市民に提供する。令和3年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン授業を導入し、教室での受講とオンライン受講のハイブリット型で開講している。

守谷を知るコースでは、市や身近な情報について楽しく学び、まちづくりにおける基礎的な知識を習得する。いきいきシニアコース及びまちづくり協議会コースでは、分野別に特化したまちづくり活動について実践手法を学習する。市民科学ゼミでは、受講生自らが設定した課題を専門家のアドバイスを受けながら2年間研究し、研究成果をまちづくりにおいて実践することを目指す。

また、単発的に公開講座(講演会)を開催し、シニアから若年層・主婦層など、幅広い市民の参画を図る。



対面とオンラインのハイブリッド型講義



常総環境センターと常総運動公園施設見学

02070215 まちづくり協議会推進事業

予算書P. 87

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	37,465	38,166	△ 701	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	37,465	38,166	△ 701	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市全域における課題のみならず、各地区における課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくために、市民や地域が主役となる「地域主導・住民主導のまちづくり」へ行政運営を転換していく必要がある。「地域主導・住民主導のまちづくり」を推し進める組織として「まちづくり協議会」を設立し、支援を行っていく。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区において、「まちづくり協議会」が中心となり、市民、自治会・町内会、団体及び事業者が、連携・協力することで、地域の活性化及び地域の課題解決に取り組むことができ、市が目指す「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各地区に設立された「まちづくり協議会」に対し、人的支援、財政支援及び活動拠点の支援を行うことで、各地区の特性に合った「まちづくり」を進め、「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現する。

令和3年度に、各地区の課題を的確に捉え実施する活動に「まちづくり協議会活動支援分野別交付金」を導入したが、令和4年度からは、交付金対象分野を拡充し、財政支援を強化している。



みずき野地区の互助輸送事業



北守谷地区の子ども食堂事業

02070301 国際交流推進事業

予算書P. 88

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,908	9,142	△ 4,234	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,908	6,402	△ 1,494	国際交流基金繰入金
一般財源	0	2,740	△ 2,740	

【背景(なぜ始めたのか)】

もりや工業団地にドイツとアメリカに縁のある企業が進出したことをきっかけに、ドイツ・マインブルク市（平成2年）、アメリカ・グリーリー市（平成5年）と国際姉妹都市を提携したことから、市民レベルでの訪問・交流が始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国際姉妹都市との友好関係を築くとともに市民同士の交流を推進することで、市民の国際意識の高揚を図る。

市の青少年を姉妹都市に派遣することにより、市の国際交流事業の担い手育成及びグローバル社会に対応できる人材を育成する。

様々な国と友好関係を築くことで行政の国際感覚を磨くとともに、市内の多文化共生を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

姉妹都市交流として、国際姉妹都市からの市民・学生等の訪問を受け入れ、来市した訪問団の市民宅へのホームステイ、市内学校訪問や観光等を行うほか、守谷市国際交流協会（MIFA）と連携し、訪問団へ日本文化体験の場を提供する。

令和6年度は、ドイツ・マインブルク市から学生訪問団を受け入れる。

令和4年11月に策定した「守谷市多文化共生推進方針」に基づき、やさしい日本語による情報発信や窓口対応に努めるとともに、市職員、市民、企業等に多文化共生の地域づくりについて啓発を行う。



青少年海外派遣時のアルプ湖での写真



マインブルク市長来市時のウェルカムパーティー

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,046	6,045	△ 999	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,046	6,045	△ 999	国際交流基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

ドイツ・マインブルク市及びアメリカ・グリーリー市との国際姉妹都市締結に伴い、国際姉妹都市の友好と協力体制の強化、地域レベルでの国際化の推進を目的とし、平成10年から（一財）自治体国際化協会のJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）による国際交流員の任用を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対し広くドイツ語やドイツ文化に触れる機会を提供することで、市民の国際理解の機会を創出する。
また、国際交流員を通じて、国際姉妹都市との円滑な連絡体制を構築する。さらに、在住外国人に対する行政サービスの語学面での補助が期待される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

JETプログラム活用により、市の国際交流活動に従事する国際交流員（CIR）1名を任用し、国際交流事業の企画立案及び実施、海外からの訪問客の対応、地域住民の国際交流活動への協力、小・中学校における特別活動・課外活動への協力等を行う。



ドイツのクリスマスクッキーづくりイベント



ドイツ語講座

〔生活経済部 交通防災課 所管〕

02010201 交通安全対策事業

予算書P. 46

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,062	4,929	133	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	81	565	△ 484	県民交通災害共済加入推進費
一般財源	4,981	4,364	617	

【背景(なぜ始めたのか)】

増加する交通事故に対して、自治体でも交通事故の発生を抑止することを目的に、関係団体と連携・協力して交通安全思想の普及・啓発活動を行い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上を図るため実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

交通安全の啓発事業と交通指導隊による交通指導を行うことにより、市民に対して、交通安全意識の高揚と交通マナーの習慣付けを行い、交通事故発生抑制を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

警察と関係団体による街頭キャンペーン(年4回)の実施と幼稚園や保育所、小学校での交通安全教室の開催、交通指導隊による街頭立哨等を行う。

また、昨年に引き続き、高齢者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減を図るために、自動車のアクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進等抑制装置整備の補助を行う。



交通安全キャンペーン

02010206 交通安全施設整備管理事業

予算書P. 47

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,545	8,030	1,515	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,944	4,187	△ 243	交通安全対策特別交付金
一般財源	5,601	3,843	1,758	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口増加とともに交通量も増えたことにより、交通事故件数が上昇傾向にあったことから、事故の減少を目指し交通安全施設の整備と維持管理を実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

危険箇所に対して適切に交通安全施設を整備し維持管理を行うことにより、交通事故を未然に防止し、歩行者や自転車利用者等の交通弱者の安全確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治会・町内会等からの要望や連絡、警察との協議により、カーブミラーや路面標示等の交通安全施設の設置と修繕を行う。

また、小中学校、幼稚園・保育所、警察、行政等との関係機関との連携による安全点検や安全対策を引き続き実施し、通学路や散歩コースの安全確保に努める。



路面標示「幅員減少」



カーブミラー設置

02011002 避難施設整備運営事業

予算書P. 62

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	142,353	248,755	△ 106,402	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	120,000	221,000	△ 101,000	避難所空調設備整備事業債
その他	19,193	12,052	7,141	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	3,160	15,703	△ 12,543	

【背景(なぜ始めたのか)】

過去の震災(阪神淡路大震災・東日本大震災等)及び水害(関東東北豪雨)を受け、災害時における避難者の応急対策を迅速に行い被害の軽減を図るために実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

防災資機材を市内21か所の防災倉庫に整備し、非常用食糧等の備蓄品の購入や入れ替えについて適正に管理し、災害時の被害軽減と避難者の支援体制の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の防災倉庫に保管されている備蓄食糧・乳児用哺乳瓶等の更新、非常用防災井戸(14か所)の水質検査及び守谷中学校屋内運動場(1校)の空調・非常用電源の設置工事を行う。

また、備蓄品の充実を図るとともに避難者の支援体制の強化を図る。



体育館空調設備設置工事の室外



ダンボールベッド

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,750	37,712	△ 29,962	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,875	34,374	△ 31,499	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	4,875	3,338	1,537	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害時の市民の生命財産を守るために必要な情報収集及び伝達機器として導入している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

Jアラート及びエリアメールを利用し、テロや気象情報及び地震等の災害による緊急情報を市民に瞬時に情報配信するとともに、気象観測システムPOT EKAにより降雨量等について現状把握と予測を行い災害に備える。

また、災害時に罹災証明書を交付するため、県が主催する「被災者生活再建支援システム」研修会等に参加し、操作方法を取得しながら、適切な管理運用を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

災害時等に各種システムを適正に運用するために、防災システム関係機器（県防災情報ネットワークシステム・気象観測システムPOT EKA・Jアラート・エリアメール・MCAアドバンス無線・被災者生活再建支援システム等）の保守点検等の維持管理を行う。

また、災害時の情報収集及び情報伝達をよりスムーズに行えるようにする。



POT EKAの整備点検作業



MCAアドバンス無線機器

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,006	10,004	2	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	10,006	10,004	2	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害対策基本法第5条第2項及び第48条により、災害に備えての組織づくりの充実と防災訓練の実施が義務付けられている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

災害時の初動対応や避難体制の強化を図るため、自主防災組織の結成促進と発災対応型防災訓練を実施し、災害時における被害の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自主防災組織活動育成補助事業により、自主防災組織の結成時や資機材整備時に補助を行い、自主防災組織の結成促進と育成強化を図る。

- ・結成事業補助10万円×3団体、資機材整備事業補助20万円×3団体、資機材更新事業補助10万円×36団体
防災士育成事業により、地域の防災リーダーとなる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。
- ・防災士育成事業補助3万円×3人

また、地域で実施する防災訓練について指導やアドバイスを行うとともに、専門家による防災講演会を実施する。



守谷市防災訓練



職員による地域への防災講演

02070501 防犯対策事業

予算書P. 91

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	27,156	40,979	△ 13,823	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	3,900	△ 3,900	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	27,156	37,079	△ 9,923	

【背景(なぜ始めたのか)】

犯罪発生件数の増加傾向を懸念し、犯罪抑止環境の構築を目指して、行政・警察及び防犯関係団体が一体となって活動を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の生命・財産を守るため、警察や防犯関係団体と連携した市内パトロールや啓発活動を行い、犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

防犯指導員を引き続き任用し、青色防犯パトロール、防犯出前講座、自治会・町内会等や防犯団体による地域パトロール活動の指導、育成等の助言を行い、市民一人一人の防犯意識の高揚・啓発を図る。また、防犯連絡員や防犯パトロール隊の協力のもと、防犯啓発キャンペーン等を定期的実施するとともに、警察及び防犯関係団体(防犯連絡員、セーフティ・マイ・タウンチーム、少年指導員)と連携し、防犯情報の発信・共有(Morinfo、メールもりや等のSNS活用)を図り、市民の安全安心を確保する。

さらに、犯罪発生抑止を高めるため、市内全域に設置されている防犯カメラの更新・整備を進める。



防犯キャンペーン



防犯カメラ

02070504 街路灯整備管理事業

予算書P. 92

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	93,336	110,857	△ 17,521	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	93,336	110,857	△ 17,521	

【背景(なぜ始めたのか)】

夜間及び早朝の犯罪増加に伴う被害の防止と、都市化に伴う交通量の増加による交差点等の交通危険箇所対策として事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

防犯灯及び街路灯(公園灯、遊歩道灯、道路照明灯、駅前街路灯)を整備し、維持・管理することで、夜間及び早朝の犯罪発生防止と交通安全の確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

防犯灯は、区長要望により新設箇所を申請していただき、現地を確認の上設置していく。また、街路灯は、水銀に関する水俣条約によって水銀ランプ等の製造・輸出入が禁止されたため、器具やボールの劣化が進んでいるものを優先に器具のLED化への改修を計画的に実施する。



道路照明灯



防犯灯

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,199,647	1,021,778	177,869	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,199,647	1,021,778	177,869	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防組織法第11条第1項に基づき、消防体制の充実強化をはかるため、昭和52年4月に旧水海道市、守谷町、谷和原村により、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部が設置され運営することとなった。

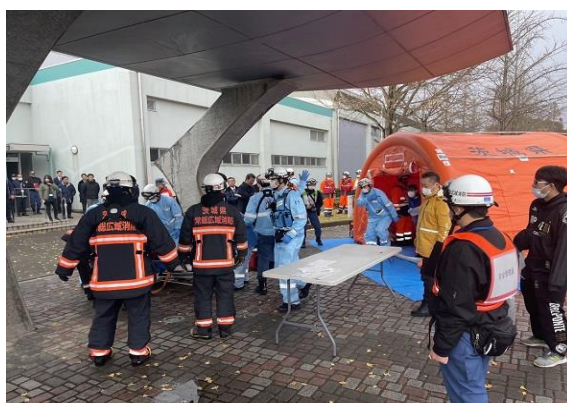
【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の設置により、災害時等の広域的な連携を図ることができ、消防・救急・火災予防等の幅広い活動を行い、市民の生命・財産を災害から守り、安全安心のまちづくりの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

火災の予防・警戒及び救急救命等の消防活動業務を行う常総地方広域市町村圏事務組合に対し、構成3市（守谷市、常総市、つくばみらい市）で人口や署員数に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割10%、人口割60%、署員数割30%（全体負担金2,975,468千円、市負担率44.2%）



多数傷病者対応型訓練

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	40,231	40,944	△ 713	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,150	3,627	523	消防団員退職報償金
一般財源	36,081	37,317	△ 1,236	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防組織法第18条第1項に基づき、守谷市消防団条例が昭和39年5月19日施行されたことによる。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防団員が初期消火活動や災害時に備えた訓練、さらには火災予防に関する啓発活動を行うことにより、市民の火災予防に対する意識の高揚を図り、生命財産を守る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消防団員は、災害から市民の生命・身体及び財産を保護し、被害の軽減を図るため、定期的な機器の点検、教育訓練、火災予防等の災害活動に必要な事業を行う。

- ・消防団員に対する年報酬退職報償金及び訓練手当等の支給
- ・消防団活動用の装備品、被服等消耗品等の購入
- ・各種教育訓練、消防学校入校及び操法大会への参加費



夏季規律訓練



消防ポンプ操法大会

09010203 消防車両器具維持管理事業

予算書P. 187

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	54,977	2,343	52,634	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	44,000	0	44,000	消防ポンプ自動車購入事業債
その他	0	0	0	
一般財源	10,977	2,343	8,634	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防団が迅速かつ効率的な活動を行うため、消防車両及び消防用可搬ポンプ等の維持管理を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防団に配備した消防車両及び消防機械器具の維持管理を行い、災害時の緊急出動に備える。

また、車齢が20年を経過するポンプ車2台の更新を行い、消防車両を確実に使用できる状態にする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消防車両等の点検・整備を実施し、災害時における消防活動を迅速に行えるよう備える。

- ・2か月に1回、各分団ごとに車両と機械器具等の点検を実施する。
- ・今年度は、7台(第2、3、4、5、6、8、13分団)の消防車両の車検を実施する。



消防ポンプ車

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,145	45,319	△ 40,174	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6	23,804	△ 23,798	消防施設行政財産使用料
一般財源	5,139	21,515	△ 16,376	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防施設の充実と火災発生時の速やかな消火活動を行うため、消火栓や消防用具格納箱等の整備・更新を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防施設の充実により、火災発生時における迅速な消火活動や人命救助のための環境整備を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消火栓用消防用具格納箱、防火水槽の整備・更新を行う。また、次期消防団機械器具置場兼詰所建替え用地の候補地を探し、用地交渉を行っていく。



消火栓用器具格納箱



格納箱内容物

〔生活経済部 人権推進課 所管〕

02070401 男女共同参画推進事業

予算書P. 91

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	403	406	△ 3	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	保育ルーム利用料
一般財源	402	405	△ 3	

【背景(なぜ始めたのか)】

総理府(現在は内閣府)に男女共同参画室・審議会及び推進本部が設置されたことを受け、男女共同参画への取組みが始まった。市では男女共同参画推進条例をもとに、その理念の実現のための計画を策定し、それに基づいた事業を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

多様性が認められるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を行う。

また市民及び市内事業者が市や市民団体が開催するセミナーやフォーラムに参加することで、性別による固定的役割分担意識の解消など、男女平等意識づくりを行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現に向けての取り組みとして、ダイバーシティフォーラムを開催することにより、市民への理解を図る取組を行う。

また、男女それぞれが自立し、自らの個性と能力によって多様な選択の幅を広げ、お互いを尊重し合い、対等なパートナーとして共に積極的に社会に参画することができる「男女共同参画社会」の実現のため、小学5年生及び中学2年生を対象とした男女共同参画絵てがみコンクールを実施する。



男女共同参画絵てがみコンクール 令和4年度最優秀賞作品

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,584	4,226	358	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,584	4,226	358	

【背景(なぜ始めたのか)】

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。その早急な解決こそ国（行政）の責務であると同時に国民的課題であるとし、国の同和対策事業特別措置法が制定され、県が昭和44年から、守谷市は昭和56年から実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

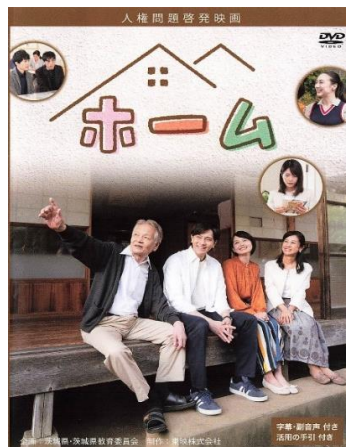
市民をはじめ、市職員、小中学校教職員に対し啓発活動を積極的に実施することで、同和問題を中心とする、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、差別の解消を図る。地域住民の生活の安定と福祉の向上並びに同和対策事業の推進に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

運動団体主催の研修会への参加や市民、市内企業及び教職員向けの研修会を実施する。

同和問題の解決に寄与することを目的に活動する自主運動団体のうち、県が認めている運動団体の守谷支部へ補助金を交付する。

また市役所新規採用職員や新規会計年度任用職員を対象に、県と県教育委員会が制作した人権問題啓発映画「ホーム」を視聴することにより、様々な人権課題についての理解を図る。



人権問題啓発映画「ホーム」

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,287	8,708	16,579	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,166	1,175	△ 9	文化会館運営費補助金
地方債	0	0	0	
その他	14,805	267	14,538	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	9,316	7,266	2,050	

【背景(なぜ始めたのか)】

文化会館（隣保館）は、福祉の向上や人権啓発のための「住民交流の拠点」となる地域社会に密着した福祉施設(コミュニティーセンター)として、昭和60年4月に開館した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

隣保館運営事業を行い、様々な人権問題の速やかな解決に努める。また、地域住民の生活上の相談に応じ、関係機関などと綿密な連携を保ち、福祉の向上を図る。

施設を適切に維持管理することにより、隣保館運営が円滑にできる。また、利用者が安全で快適に館内を利用することにより住民サービスの向上につながる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権課題解決のため、生活相談事業や地域交流促進事業等を行う。また、来館者へ人権啓発用品の配布や人権に関する取組内容等を館内に掲示し、意識の向上に努める。併せて市民の利便性を図るため、住民票等の発行事務、テニスコート使用許可書発行事務等を行う。

館内の定期清掃や警備委託、保守点検などを実施することで、利用者へ快適なサービスを提供する。

令和6年度は、昭和60年4月に開館し築39年となった文化会館（隣保館）の大規模改修に向けた実施設計業務を行う。



地域交流促進事業(チェアトレーニング講座)



守谷市文化会館(隣保館)

〔健幸福祉部 社会福祉課 所管〕

03010106 民生委員児童委員活動支援事業

予算書P. 97

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,860	9,495	365	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	10	10	0	民生委員推薦会補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,850	9,485	365	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和23年に民生委員法が公布され、民生委員児童委員は地域の福祉増進のために幅広い活動を実施している。この法律に基づき設置された地区民生委員児童委員協議会の活動を市として支援するために始まった事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

援助を必要とする市民に対して、相談や助言、援助等に当たる民生委員児童委員の活動を支援する。委員の活動により社会福祉の増進に努め、社会奉仕の精神をもって市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

民生委員児童委員は地域福祉の推進を図るために、厚生労働大臣が委嘱する奉仕者であり、市内を3地区に分け協議会をそれぞれ設置し活動している。この3地区の民生委員児童委員協議会を対象に補助金を交付する。

守谷市では、南地区34名、中央地区31名、北地区31名の合計96名の民生委員児童委員が委嘱されており、任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日までである。

03010107 避難行動要支援者支援事業

予算書P. 97

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,083	2,115	△ 1,032	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,083	2,115	△ 1,032	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害対策基本法に基づき、平成25年に避難行動要支援者の情報を記載した避難行動要支援者名簿の策定が市に義務付けされた。東日本大震災等の被害を受けて令和3年に避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されたことにより、地域とともに災害時の対応をまとめることとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

避難行動要支援者に関する情報を民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織等と共有し、迅速な安否確認・救助活動を行う体制を整えることにより、避難行動要支援者が安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市において避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域関係者と協力して個別避難計画の作成を行う。避

難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織等に定期的に提供する。地域においては、個別避難計画に基づいた避難訓練等を実施してもらい、地域の共助力向上を図る。

03030102 生活困窮者自立支援事業

予算書P. 138

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,524	20,337	△ 1,813	
国庫支出金	12,484	14,404	△ 1,920	生活困窮者自立相談支援事業費負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,040	5,933	107	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活困窮者に生活や就労の相談支援を行うことで、本人の状態に応じた自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者への生活や就労相談及び支援プラン作成を行い自立に向けた支援を行う。住居確保給付金は、住居を失った方、失う恐れがある方に対して一定期間、就労支援及び給付金の支給を行う。就労準備支援事業は、複合的な課題によって就労に向けて準備が整っていない方に対して就労に向けた基礎力形成等の準備支援を計画的に行う。家計改善支援事業は、家計に問題を抱える方に対して家計の視点から必要な助言や指導等を実施し対象者自身の家計管理能力を高める支援を行う。一時生活支援事業は、一定の住居を持たない者に対して一定期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供等の便宜の供与等を行う。また、生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業は外部委託、一時生活支援事業は茨城県の広域実施に参加して行う。

国庫負担金対象事業 生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金 (補助率 国3/4)

国庫補助金対象事業 就労準備支援事業、家計改善支援事業 一時生活支援事業 (補助率 国2/3)

(令和5年12月31日現在 住居確保給付金支給件数 延べ2件 生活困窮者相談件数 延べ995件 就労準備支援事業 延べ11件 家計改善支援事業 延べ105件)

03030201 生活保護事業

予算書P. 138

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	602,191	553,465	48,726	
国庫支出金	452,718	414,798	37,920	生活保護費負担金(医療扶助費等分)
県支出金	10,480	8,800	1,680	生活保護費負担金
地方債	0	0	0	
その他	450	400	50	生活保護法第63条返還金(滞納繰越分)
一般財源	138,543	129,467	9,076	

【背景(なぜ始めたのか)】

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、昭和25年5月4日に生活保護法が制定された。

平成14年市制施行により県から事務委任された。(法定受託事務)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し必要な保護を行い、憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生活保護法に基づき生活に困窮する世帯から相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。

相談業務、生活保護申請受付・決定、生活保護世帯の家庭訪問を通じ適切な指導をし、就労、自立促進、健康管理の支援を図る。

付随する事務として、生活保護統計事務・経理事務・医療及び介護事務を行う。

補助率は、国3/4、市1/4（但し、居住地がない被保護者の場合は国3/4、県1/4）

○現状（令和5年12月31日現在 保護停止も含む）

常住人口：69,778人（12月1日現在）保護世帯数：262世帯 保護人数：322人 保護率：0.46%

〔健幸福祉部 保健予防課 所管〕

03010402 後期高齢者保健事業

予算書P. 111

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	53,438	33,184	20,254	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	200	200	0	健康増進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	34,135	21,290	12,845	後期高齢者保健事業受託料
一般財源	19,103	11,694	7,409	

【背景(なぜ始めたのか)】

健康診査事業は、被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、後期高齢者医療広域連合は、健康診査に係る業務を市町村に委託し実施している。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業は、令和2年度から、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業を、市町村と連携し国保保健事業及び介護予防等の事業と一体的に実施することとなり、その実施を市町村に委託することができるものとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1. 健康診査事業

被保険者の疾病の早期発見に努め、被保険者の健康の保持増進と医療費の伸びの抑制を図る。

2. 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業

75歳以上の高齢者に対する保健事業とフレイル予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 健康診査事業

集団健診(受診料無料)及び医療機関健診を実施。ナッジ理論を活用した未受診者への受診勧奨を行い受診率向上に努める。

2. 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業

医療・介護・保健等のデータに基づく事業の企画調整を行い、関係課と連動し個別支援やフレイル予防対策に取り組む。

04010204 がん検診事業

予算書P. 144

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	61,619	57,214	4,405	
国庫支出金	535	488	47	感染症予防事業費等負担金
県支出金	1,000	1,000	0	がん予防・検診促進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	57	65	△ 8	大腸がん検診負担金
一般財源	60,027	55,661	4,366	

【背景(なぜ始めたのか)】

がんの早期発見、早期治療を目的に、胃がん検診は昭和36～37年に開始、子宮がん検診は集団検診の普及により昭和43年から開始された。その他のがん検診は、昭和58年に施行された老人保健法に位置づけられ実施。現在は健康増進法に位置づけられ実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民ががん検診を受診することにより、がんの早期発見、早期治療につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各種がん(胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん)検診を集団検診及び医療機関検診で実施する。

【集団検診】…胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん

委託している検診機関と調整して日程と検診会場を設定し、電話及びWebによる完全予約制で実施している。

＊肺がん検診と前立腺がん検診は、集団の健康診査会場で実施する。

＊胃がん検診と大腸がん検診は、同日検診で実施する。

＊子宮頸がん検診と乳がん検診は、単独検診またはセット検診として同日検診も実施する。

【医療機関検診】…子宮頸がん・乳がん

受診を希望する方が協力医療機関で検診を受ける。4月中旬から年度末まで実施

(単位：人)

検診名		実施方法	実施時期	受診人員
胃がん検診		集団検診	6月・9月下旬～10月・1月	1,900
子宮がん検診		集団検診	6月下旬～7月・1月	1,300
		医療機関	4月～3月末	1,150
肺がん検診（65歳以上は結核検診としても同時実施）		集団検診	6月・9月・12月	6,600
かくたん検査		集団検診	6月・9月・12月	50
乳がん検診	超音波	集団検診	6月下旬～7月・1月	710
		医療機関	4月下旬～3月下旬	590
	マンモグラフィ	集団検診	6月下旬～7月・1月	490
		医療機関	4月下旬～3月下旬	560
大腸がん検診		集団検診	6月・9月下旬～10月・1月	3,300
前立腺がん検診		集団検診	6月・9月・12月	1,600

04010207 健康診査事業

予算書P. 146

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,160	5,104	56	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	660	653	7	健康増進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,500	4,451	49	

【背景(なぜ始めたのか)】

生活習慣病の予防と早期発見を目的に、老人保健法により基本健診が位置づけられた。その後健康増進法に法改正され、40歳以上の生活保護受給者の健康診査、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯科検診を実施。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象者が各種健康診査を受けることで、個々の結果から生活習慣の見直し・改善を図り生活習慣病を予防する。また、必要に応じて保健指導を実施し重症化予防につなげる。歯科検診は、歯科検診を受けていない方が検診を受診し、個々の歯の状態を知り適切な指導を受けることで、早い段階から歯・口腔の健康を保つことにつなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

●健康診査内容

- ①40歳以上の生活保護受給者の健康診査
- ②健康づくり健康診査（19～39歳までの市民）
- ③肝炎検診（40～75歳までの過去に肝炎検査を受けたことがない市民）
- ④骨粗しょう症検診（40歳～70歳までの女性）
- ⑤若年女性への骨粗しょう症検診（20～30歳代の女性）
- ⑥歯科検診（20・30・40・50・60・70歳の市民）

●受診方法

- ①～③は受診を希望する方が、健康診査会場で受ける。
- ④骨粗しょう症検診を希望する方が市内公共施設で実施する集団検診で受ける。
- ⑤若年の骨粗しょう症検診は20～30歳代女性対象のセット健診受診者を対象に、希望する方が、健康診査会場で受ける。
- ⑥歯科検診は検診対象者が指定の歯科医院で検診を受ける。

04010218 予防接種事業

予算書P. 149

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	403,580	331,085	72,495	
国庫支出金	2,344	3,595	△ 1,251	感染症予防事業費等負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	401,236	327,490	73,746	

【背景(なぜ始めたのか)】

定期予防接種は、感染症の重症化予防、感染症の発生及び蔓延予防を目的に、予防接種法に基づき実施している。小児の任意予防接種は子育て世代の負担軽減、感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため費用助成を実施している。高齢者の任意予防接種である肺炎球菌予防接種は、定期予防接種年齢以外の方に接種の機会を確保し、肺炎による重症化を防ぐことを目的に費用助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

感染症の重症化予防と感染症の発生及び蔓延を防ぐ。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

小児に対する予防接種は、保護者同伴で医療機関においてヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、BCG、四種混合、不活化ポリオ、水痘、麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、子宮頸がん、おたふくかぜ、インフルエンザの予防接種を行う。

令和5年度から9価子宮頸がんワクチンが定期接種化されたため、対象者に2価・4価・9価ワクチンの接種を行う。また、小児インフルエンザについては接種費用の一部を助成している。

高齢者には、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌に加え、新型コロナウイルスワクチンを含めた接種費用の一部を医療機関窓口又は償還払いにより助成する。

小児等予防接種

予防接種名	延接種回数
ヒブ	2,204
肺炎球菌	2,204
B型肝炎	1,653
4種混合	2,204
BCG	550
ロタテック(5)	496
ロタリックス(1)	771

予防接種名	延接種回数
水痘	1,100
MR1期	550
MR2期	760
日本脳炎 0歳	331
1歳	55
2歳	59
〃 1期初回	756
〃 追加	690
〃 2期	800
〃 特例	590
二種混合 小5(毎月)	790
子宮頸がん2価(小6～高1)	36
子宮頸がん4価(小6～高1)	144
子宮頸がん9価(小6～高1)	1,620
おたふくかぜ	550
小児インフル 0.5～12歳	8,780
小児インフル 13～15歳	1,015

高齢者予防接種

予防接種名	延接種回数
高齢者肺炎球菌（定期新規65歳）	284
高齢者肺炎球菌（定期65歳以外）	333
高齢者肺炎球菌（任意）	50
高齢インフル	11,635
高齢インフル（基礎疾患者）	30
高齢者コロナワクチン	10,740
高齢者コロナワクチン（基礎疾患）	920

臨時

予防接種名	延接種回数
子宮頸がん2価（キャッチアップ）	44
子宮頸がん4価（キャッチアップ）	175
子宮頸がん9価（キャッチアップ）	1,971

風しん抗体

未検査者数見込み	6,000
R6検査実施見込み（割合）	15%
R6検査実施見込み数	900
R6予防接種見込み（割合）	20%
R6予防接種見込み数	180

〔健幸福祉部 国保年金課 所管〕

03010401 後期高齢者医療広域連合負担金

予算書P. 111

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	547,925	497,857	50,068	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	547,925	497,857	50,068	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、茨城県後期高齢者医療広域連合の組織を運営維持するための共通経費及び医療給付費の公費負担分を市が負担することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の円滑な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市町村の均等割、人口割、高齢者人口割により算出した共通経費負担経費及び、医療給付費の市町村負担分(1/12)の療養給付費負担金を、茨城県後期高齢者医療広域連合へ支出する。

内訳

広域連合共通経費 27,836千円

後期高齢者医療給付費 520,089千円

03010602 医療費助成事業

予算書P. 113

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	424,139	355,104	69,035	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	197,881	163,562	34,319	医療福祉費補助金(医療費)
地方債	0	0	0	
その他	25,002	25,002	0	高額療養費返納金
一般財源	201,256	166,540	34,716	

【背景(なぜ始めたのか)】

乳幼児等の医療にかかる患者負担分を公費で助成することで、必要とする医療を容易に受けられる環境を整備し、併せて健康の保持増進と生活の安定を図ることを目的に、県補助事業として始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

医療費助成事業の所得基準内の妊産婦、18歳の年度末までの子ども、母子家庭、父子家庭及び重度障がい者に対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、健康の保持増進と生活の安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする(重度障がい者は自己負担なし)。子どもは、小学6年生までは入院、外来の助成、中学生から18歳の年度末までは入院のみの助成を行う。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関では現物給付により助成する。県の補助事業であり財源負担割合は県1/2、市1/2となる。

03010603 すこやか医療費助成事業

予算書P. 113

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	178,215	111,472	66,743	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	200	200	0	高額療養費返納金
一般財源	178,015	111,272	66,743	

【背景(なぜ始めたのか)】

県から補助を受け実施している医療費助成事業(マル福)を所得制限等により利用できない妊産婦及び子どもに対して医療費の一部を市が単独で助成することで、必要な医療を容易に受診できるようにし、少子化対策及び子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ることを目的に始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

マル福を所得制限等により利用できない妊産婦及び18歳の年度末までの子どもに対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、子育て世代の健康の保持増進と生活の安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関では現物給付により助成する。妊産婦が産科・婦人科以外を受診した場合等は償還払い(後払い方式)により助成する。

03010701 国民年金事務

予算書P. 114

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,498	3,357	141	
国庫支出金	3,498	3,357	141	拠出年金事務費交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により法定受託事務として定められた年金事務を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の年金受給権の確保を図り、健全な市民生活向上に寄与することができる。また、身近な窓口で国民年金等に係る法定受託事務及び協力・連携事務を実施することにより、市民の利便性が向上する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

国民年金被保険者の各種届出、免除・猶予・学生特例申請、各種裁定請求などの窓口受付や相談を行い、迅速に日本年金機構に進達する。また関係機関との連携を密にし、広報紙やホームページを利用した市民への年金制度の周知を図り、年金未加入者や未納を防ぎ確実な年金受給につなげるよう努める。

〔健幸福祉部 介護福祉課 所管〕

03010502 居宅サービス利用者負担軽減事業

予算書P. 112

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,949	4,933	16	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,949	4,933	16	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法施行時(平成12年度)、低所得者は1割の自己負担による介護サービスの利用が困難である場合があることから、市独自の助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要件に該当する低所得の高齢者に対し自己負担の一部を助成し、経済的な負担を軽減することにより在宅生活の継続を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

在宅介護サービス利用時の自己負担額(1割)の一部を助成する。

〈助成額〉

介護保険料所得段階が第1段階の方(生活保護受給者を除く。)のうち、

- ・老齢福祉年金を受給している方 → 自己負担額の5割を軽減する。
- ・上記以外の方 → 自己負担額の3割を軽減する。

〔健幸福祉部 健幸長寿課 所管〕

03010209 福祉タクシー助成事業

予算書P. 101

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,501	2,473	28	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,501	2,473	28	

【背景(なぜ始めたのか)】

重度の障がい者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成するため、平成6年度に守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を制定した。

令和5年9月のタクシー運賃改定に伴い、令和6年に要綱を改正し、同年4月から助成額等を変更する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度障がい者又は70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成することで、移動手段の補完と経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

福祉タクシー券（助成額500円）により、1回の乗車につき最大2枚分まで助成する。

【対象者】

身体障がい者手帳1級・2級の方、療育手帳○A・Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、難病患者の方、満70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税の方

【助成内容】

年36枚（人工透析を実施している方は年72枚）のタクシー券を支給する。

※令和5年度までは初乗り運賃相当額の利用券を年24枚（人工透析を実施している方は年48枚）交付

03010213 障がい者自立支援給付事業

予算書P. 102

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,893,227	1,568,478	324,749	
国庫支出金	945,421	783,201	162,220	障がい者自立支援給付費負担金
県支出金	472,710	391,600	81,110	障がい者自立支援給付費負担金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	475,096	393,677	81,419	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により、障がいのある方の日常生活及び社会生活を支援するための事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がいのある方に対して、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと、補装具費や医療費を助成することにより、日常生活や社会生活を支援し、福祉の増進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・「障がい福祉サービス給付事業」及び「障がい児通所支援事業」は、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと等を決定し、その費用の一部を公費で負担するもの
 - ・「補装具費給付事業」は、障がいのある方の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器等）の購入・修理・貸与に要する費用の一部を公費で負担するもの
 - ・「自立支援医療給付事業」は、身体の障がいを除去・軽減する手術等の治療に要する医療費の一部を公費で負担するもの
- いずれの事業も、原則として利用者が費用の1割を負担し、差額を公費で負担する制度であり、公費の負担割合は、国が1/2、県及び市がそれぞれ1/4である。

03010214 障がい者地域生活支援事業

予算書P. 102

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	44,518	42,193	2,325	
国庫支出金	18,079	16,821	1,258	障がい者地域生活支援事業補助金
県支出金	9,040	8,410	630	障がい者地域生活支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	66	66	0	手話講習会テキスト代
一般財源	17,333	16,896	437	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、障がいのある方が地域で自立した生活を営むことができるよう市が事業内容を定めて開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で生活する障がいのある方に市が定めた福祉サービスの提供や日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、併せて自立の支援と家族の負担軽減を図り、地域において自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がいのある方の在宅生活を支援するため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援では充足されない部分について市が定めた福祉サービスを実施するほか、理解促進・啓発等の必要な事業を実施する。

【実施事業】

- ・法定サービスの補完
訪問入浴サービス事業（自己負担1割）、障がい者日常生活用具給付扶助費（自己負担1割）、日中一時支援事業（自己負担1割）、移動支援事業（自己負担1割）
- ・日常生活・社会生活上の支援
成年後見制度利用支援事業（登記手数料・鑑定費用等の補助）、意思疎通支援事業（自己負担なし）、地域活動支援センター事業（事業者の定める額を負担）
- ・その他
理解促進・啓発事業（講演会等の開催）
事業費の公費負担割合は、国が1/2、県及び市が1/4である。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	39,078	35,495	3,583	
国庫支出金	17,073	15,616	1,457	特別障がい者手当負担金
県支出金	738	558	180	在宅障がい児福祉手当補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	21,267	19,321	1,946	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和39年に規定された特別児童扶養手当等の支給に関する法律、昭和52年に規定された守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び平成20年に規定された守谷市難病患者福祉手当支給要綱に基づき、障がい者やその保護者等に対して、手当の支給を開始した。

※令和6年度から「特別障がい者援護事業」「在宅障がい児福祉手当支給事業」「難病患者福祉手当支給事業」を本事業に統合した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

手当を支給することにより、障がい者等が安定した生活を送れることやその家族の労苦を見舞うとともに、その福祉の増進を図り、日常生活を送る上での経済的負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・特別障がい者手当 (27,980円/月)
精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方を対象に、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて、手当を支給する。
- ・障がい児福祉手当 (15,220円/月)
精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方を対象に、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて、手当を支給する。
- ・在宅障害児福祉手当 (4,000円/月)
在宅障がい児の保護者を対象に、年2回(4月、10月)に分けて、手当を支給する。
- ・難病患者福祉手当 (20,000円/年)
手当支給申請時において引き続き6か月以上守谷市に住所を有する難病患者又はその保護者(生活保護等公的扶助を受給している方を除く)を対象に、手当を支給する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	24,385	34,471	△ 10,086	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	252	0	252	駐車場使用料
一般財源	24,133	34,471	△ 10,338	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供するため、平成5年に守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定し、守谷市障がい者福祉センターを開所した。平成20年には同条例を全部改正し、同年4月から指定管理者による管理が行われている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供し、もって障がい者の福祉の増進を図る。

また、事業所の管理については指定管理者制度を活用し、提供するサービスの向上や利用者の拡大を図り、障がいのある方の支援を充実させるとともに、事業運営や事業費の効率化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づき、以下のサービスを提供する。

- ・特定相談支援：障がい者やその家族の要望等を踏まえて、障がい福祉サービス利用者に係る利用計画を作成するとともに、事業者との連絡調整を行う。
- ・生活介護：食事、排泄等の介護、日常生活上の支援と軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。
- ・就労継続支援B型：就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援する。
- ・放課後等デイサービス：就学中の障がい児に、放課後等の時間に居場所を提供し、生活能力の向上及び自立を促進する訓練を行う。

03010229 基幹相談支援センター運営事業

予算書P. 107

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	953	0	953	
国庫支出金	265	0	265	障がい者地域生活支援事業補助金
県支出金	132	0	132	障がい者地域生活支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	556	0	556	

【背景(なぜ始めたのか)】

令和6年度に、障がいのある方や家族、関係機関等が抱える様々な問題に対し、障がいの種別や各種のニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する基幹相談支援センターを設置する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がいのある方の総合相談窓口として、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある方に関する多種多様で複雑な相談や問題に対し、迅速かつ適切な解決を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・障がいの種別や各種のニーズに対応した総合的・専門的な相談支援
- ・医療的ケア児・者への相談支援
- ・地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言、人材育成支援（研修会の企画・運営等）
- ・地域の相談機関（相談支援事業者、障がい者相談員等）や障がい者団体、関係事業者等との連携強化
- ・障がいのある方の地域移行・地域定着の促進（入所施設や精神科病院への働きかけ等）
- ・守谷市地域自立支援協議会の運営
- ・権利擁護（差別解消に関する取組、成年後見制度利用支援事業の実施等）
- ・虐待の防止及び対応

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,102	3,003	1,099	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	796	737	59	高齢福祉対策費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,306	2,266	1,040	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和38年施行の老人福祉法に基づき、老人福祉を増進するための事業を行うものとして、老人クラブ（現在の守谷市では「シニアクラブ」）の支援を開始。シニアクラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、国の老人クラブ活動等事業実施要綱に基づき、市は単位シニアクラブ、市シニアクラブ連合会及び県老クラブ連合会と連携を図るとともに、シニアクラブ等に対する支援に努め、必要に応じて助言・指導を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動をより一層活性化させ、高齢者の生きがいや健康づくりを促進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市は、市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブへ補助金を支給するとともに、スポーツ大会、文化交流会、研修会その他生きがい事業や健康づくり事業などの企画及び実施を支援する。



わくわくスポーツ大会(ペタンク)



わくわくスポーツ大会(グラウンドゴルフ)



シニアスポーツ大会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	13,286	18,762	△ 5,476	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,837	3,003	△ 1,166	老人保護措置費負担金
一般財源	11,449	15,759	△ 4,310	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人福祉法において「65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所を委託する」との入所措置が定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方の安心安全な生活の場を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者の実態把握に努め、心身・経済状況、家庭環境を踏まえた具体的処遇方策の確立を図った上で、適切な施設への入所措置を行う。

入所措置を適切に行うため、守谷市老人ホーム入所判定委員会において、措置要否の判定を行う。

措置入所者については、毎年度面談と、措置施設から提出された現況報告書により、状況確認を行い措置継続の決定をする。

利用者の負担額は、前年の所得により決定する。

措置入所者の心身の状態を勘案し、本人に適した入所措置を行うとともに、心身の状態に変化が生じた際は、必要に応じて介護保険施設に入所を検討するなど、措置入所者が安心できる生活の場を検討する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,880	14,854	2,026	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	120	120	0	緊急通報サービス納付金
一般財源	16,760	14,734	2,026	

【背景(なぜ始めたのか)】

ひとり暮らし高齢者に対する、急病や事故など緊急時の連絡体制整備が求められていたため、平成2年度から開始した。ひとり暮らし高齢者が増加している状況を踏まえ、サービス内容を見直し、令和3年度から警備会社への委託に切替えた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上のひとり暮らし高齢者の方が、安心して暮らせるようサービスの拡大及び利用促進を図り、緊急時の迅速な対応を整備することにより安全な生活を確保する。また、安否確認等に対応できる体制を整備することで、有事の際に早急に介入できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 緊急通報機器を設置し、ボタンを押すと警備会社の警備員が駆け付け、状況に応じて常総広域消防本部に出動要請を行う。
- 2 安否確認センサに24時間反応が無い場合、自動で通報し警備員が駆け付ける。
- 3 コールセンターの専門職が24時間365日、利用者の健康相談に対応する。
- 4 緊急通報機器で温度・湿度を計測し、自動音声で熱中症注意喚起を行う。
- 5 避難勧告などのエリアメールを自動音声で読み上げる。



緊急通報機器

03010311 高齢者介護・生活援助事業

予算書P. 110

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,755	2,751	4	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	74	124	△ 50	軽度生活援助派遣納付金
一般財源	2,681	2,627	54	

【背景(なぜ始めたのか)】

高齢者福祉計画に基づき、高齢者の日々の生活において生じる様々な生活課題について、それらを支援するサービスを開始した。

認知症高齢者等個人賠償責任保険制度は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和6年1月施行)に基づき認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

認知症高齢者等個人賠償責任保険制度は、認知症高齢者等が日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に、市が加入する保険から1事故につき最大1億円までを補償するもの。

軽度生活援助事業の対象者は、要介護認定を受けていない65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上のみの世帯に属する方とし、自立した在宅での生活を継続してもらうことを目的とする(ただし、市町村民税が課税されている方及び市町村民税が課税されてる方と生計を一にする方は除く。)。

移動販売支援事業は、移動スーパーが停留する場所へ直接足を運ぶ機会を持ってもらうことにより、日常生活を続けることとフレイル予防に繋げることを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

〈認知症高齢者等個人賠償責任保険制度〉

守谷市認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録した者であり、認知症により事故や事件などの恐れがある者が市へ申請し、事故や事件により賠償請求が起きた場合に、市が契約した損害保険会社が保険金の支払いを実施する。

〈軽度生活援助事業〉

守谷市シルバー人材センターへ業務委託し、洗濯・清掃・買物等の軽易な家事援助を行う。
利用時間は、1週間(月曜日から金曜日)のうち2時間以内とする。

〈移動販売支援事業〉

移動スーパーは、月曜日から金曜日(祝日も含む)市内45か所に運行し、高齢者等の買い物を支援する。



移動スーパーでの買い物の様子

〔こども未来部 のびのび子育て課 所管〕

03020106 母子・父子福祉支給事業

予算書P. 115

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,918	20,066	△ 3,148	
国庫支出金	7,423	9,694	△ 2,271	母子家庭等対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,207	3,585	△ 378	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	6,288	6,787	△ 499	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和39年度施行の母子及び父子並びに寡婦福祉法において、国及び地方公共団体は、母子・父子家庭等の福祉を増進させる責務があると定めている。ひとり親世帯の経済的援助ができるよう、昭和63年度に守谷町母子福祉住宅手当支給要綱及び守谷町父子福祉手当支給要綱を制定。また、生活の安定や経済的自立の援助ができるよう平成20年度に茨城県高等職業訓練促進給付金等交付要項が施行され、令和元年度に守谷市高等職業訓練促進給付金等支給要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- ・母子父子福祉住宅手当：借家住まいのひとり親家庭等に、生活基盤となる住宅を確保するための手当を支給することにより、経済的自立を援助する。
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金：保護者が就職の際に有利となる資格取得のため養成機関で修業する場合に、給付金を支給し、生活の安定と経済的自立を援助する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・母子父子福祉住宅手当
[支給対象] 児童扶養手当の全部停止の制限を受けておらず、賃貸住宅で居住し、賃借料を支払っている世帯
[支給月額] 5,000円、[支給時期] 4月、8月、12月に前月分までの手当を支給
※令和6年度受給見込件数：117件
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金
[支給対象] 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準の世帯等
[支給月額] 非課税世帯：100,000円 課税世帯：70,500円
修業最後の12か月 非課税世帯：140,000円 課税世帯：110,500円
[支給時期] 各月
※令和6年度受給見込件数：8件

03020110 ファミリーサポートセンター事業

予算書P. 116

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,288	17,056	232	
国庫支出金	3,366	4,420	△ 1,054	ファミリーサポートセンター事業費補助金
県支出金	3,366	4,420	△ 1,054	ファミリーサポートセンター事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	132	0	132	複写機保守料負担金
一般財源	10,424	8,216	2,208	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域における子育ての相互援助活動を組織化し、男女ともに仕事と家庭を両立するための環境整備対策として平成6年に国の補助金事業として発足。平成13年には、就労有無を問わず子どものいる全ての家庭にサポートが行われることになり、市でも平成13年7月に「在宅援助」事業を開始。平成20年5月から「センター援助」（一時預かり）を実施、また平成31年2月から実施個所を1か所を増やした。令和4年度から業務を委託し、更にサービスを拡大して子育て支援の推進を図る。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

育児の支援を受けたい保護者が「利用会員」として登録し、育児を支援する「サポーター会員」のサポートを得て、在宅援助やセンター援助（一時預かり）を受ける。仕事と子育ての両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援及び児童福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 相互援助活動
 - ・ 保育所、幼稚園、児童クラブへの送迎と帰宅後の援助
 - ・ 保護者の就労や病気の場合の援助
 - ・ 市主催の講座や会議等で必要な保育ルーム設置へのサポーター派遣
- 2 一時預かり事業
 - ・ 就学前児童の守谷市市民交流プラザ内センターでの預かり「ぴよぴよ」
 - ・ 就園前児童の夢っ子ひろば ほくえんでの預かり「ぴよぴよほくえん」
- 3 サポーターの育成
 - ・ サポーター育成講座（年2回以上実施）、サポーター研修（講習、研修等）、フォローアップ講座の実施。

令和4年度から事業を民間委託し、ファミリーサポートセンター窓口及び一時預かり「ぴよぴよ」を土曜、祝日も開設し、サービスを拡大する。安全で質の高い支援ができるよう、民間活力を活用し、引き続きサポーター会員の確保、研修等を実施する。

03020130 こども家庭センター事業

予算書P. 118

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,422	0	8,422	
国庫支出金	4,211	0	4,211	こども家庭センター事業補助金
県支出金	2,388	0	2,388	こども家庭センター事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,823	0	1,823	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童福祉法の改正により、妊産婦や子ども、子育て家庭に対する支援を一層させるため、令和6年4月から各市区町村において努力義務化される「こども家庭センター」の設置に努めることとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と、虐待や支援を必要とする子育て世帯の相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が一体的となり、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、切れ目のない相談支援を行い、サポートをしていくことで早期の虐待予防等に繋げる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

妊娠・出産・子育て期に関する多様な相談に応じ、妊産婦や支援を要する子ども等へのサポートプランを作成する。また、関係機関と連携し、家庭支援を中心に必要なサービスや地域資源を組み合わせ、支援体制の強化を図る。

・こども家庭センターに係る財政的な支援

母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能を一体的に運営するためにかかる経費 国庫補助 1/2

母子保健機能にかかる、会計年度任用職員の報酬、消耗品費、印刷製本費、研修費 等

要保護児童対策地域協議会にかかる、消耗品費、研修費、消耗品費、印刷製本費 等

家庭児童相談室にかかる、消耗品費、印刷製本費、備品購入費 等

03020131 子育て家庭支援事業

予算書P. 120

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	27,783	0	27,783	
国庫支出金	17,478	0	17,478	地域子育て相談機関補助金
県支出金	4,882	0	4,882	地域子育て相談機関補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,423	0	5,423	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童福祉法の改正により、子育て世帯に対する包括的な支援を行うため、事業が拡充、支援の充実が求められたことにより、守谷市においても既存事業の拡充及び新規事業の開始を行った。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家事、育児に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童、また、養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童に対して、訪問型支援、通所型支援、短期入所型支援等の支援を実施することにより、課題の解決を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

こども家庭センターにおいて対象者へのアセスメントを行い、サポートプランを作成した要支援・要保護児童家庭を対象に、サービスの利用推奨または必要に応じて利用の措置を行う。

対象となる事業

1 地域子育て相談機関(国庫補助 2/3 県補助 1/6(直営含め4か所分))

・妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関として、地域子育て支援拠点4か所(Soramai KIDS、ねっこ守谷、ちきんえっぐ)に委託

2 いばらき出会いサポートセンター

・茨城県の結婚支援事業の中核的組織、市町村の人口割で負担金が定められているもの

3 母子生活支援施設措置費(国庫補助 1/2 県補助 1/4)

・母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に定められた、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させてこれらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援する施設。令和6年度は1名が6か月利用すると見込んでいる。

入院助産施設は、児童福祉法第36条に定められた、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせることを目的とする施設。令和6年度は1名の利用を見込んでいる。

4 子育て短期支援事業(国庫補助 1/3 県補助 1/3)

・児童の保護者が、傷病、出産、事故その他の理由によりその児童を養育することができない場合に、一時的に児童を児童養護施設等へ預けることができる制度。令和6年度は2歳未満児30日、2歳以上児30日の利用があると見込んでいる。

5 子育て世帯訪問支援事業（国庫補助 1/3 県補助 1/3）

- ・要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、訪問して子育てに関する情報の提供、家事、養育に関する援助等を行う事業。令和6年度は、育児支援、家事援助、ファミリーサポートセンターをそれぞれ2人が30時間利用すると見込んでいる。

6 初回産科受診料助成（国庫補助 1/2）

- ・非課税世帯妊婦の初回受診料（自費分）の助成をする事業。令和6年度は10件の利用を見込んでいる。

7 ファミリーサポートセンター利用料助成（国庫補助 1/3 県補助 1/3）

- ・低所得世帯やひとり親世帯がファミリーサポートセンターを利用する場合の利用料を助成する事業。令和6年度は、施設援助（ひとり親）1名、在宅援助（非課税世帯）1名の利用を見込んでいる。

03020132 出産・子育て応援交付金事業

予算書P. 120

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	63,705	0	63,705	
国庫支出金	39,130	0	39,130	出産・子育て応援交付金事業補助金
県支出金	10,398	0	10,398	出産・子育て応援交付金事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	2,387	0	2,387	森林環境譲与税基金繰入金
一般財源	11,790	0	11,790	

【背景(なぜ始めたのか)】

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が少なくない。そのため、令和4年度に伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う出産子育て応援交付金が創設された。守谷市においても、令和5年3月から事業を開始している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊産婦の出産や子育てに対する不安感や孤立感、経済的な負担を解消し、安心して出産・子育てができる環境を整える。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

妊娠届出時、妊娠8か月前後（希望者のみ）、出生届出から2～3か月の頃、保健師や助産師等の専門職員による面談やアンケートを通し、出産や育児のプランについて一緒に考え、支援やサービスなどの案内を行う。また、妊娠届出時に面談を行ったあと5万円を支給、出産後には地域子育て支援拠点で行うハローベビーの会に参加した後5万円の支給を行う。

- ・出産応援ギフト 50,000円×550人分（国庫補助2/3 県補助6/1）
- ・子育て応援ギフト 50,000円×550人分（国庫補助2/3 県補助6/1）
- ・伴走型相談支援 4,928,000円（会計年度任用職員助産師手当、消耗品費、印刷製本費、郵便料 等）
（国庫補助 1/2 県補助1/4）

03020216 地域子育て支援センター運営事業

予算書P. 124

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	64,976	34,095	30,881	
国庫支出金	18,986	3,448	15,538	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	14,992	3,448	11,544	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	148	115	33	子育て講座参加者負担金
一般財源	30,850	27,084	3,766	

【背景(なぜ始めたのか)】

少子化や育児環境の変化に伴う親の孤立化などにより子育てへの不安や負担感が大きくなっており、子育て家庭を支える取組として、平成6年に小規模型子育て支援センター事業「夢っ子ひろば」を土塔中央保育所に開設した。その後、地域における子育て支援の充実を図るため、平成19年10月に野木崎保育所を改修し、守谷市地域子育て支援センターとして、子育て相談や子育てサークルの育成等の事業を実施し、子育て支援の中心的な役割を担っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭内や地域における子育て機能の低下、孤独感や不安感を持つ親の育児相談等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する場所を設置することにより、地域の子育て支援の充実を図るとともに、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 ひろば事業及び園庭開放(ひろば事業の開催：夢っ子ひろば、出前ひろば)
- 2 育児相談(来館、電話、メール、予約相談、ぽかぽか子育て教室、1歳6か月児健診相談の実施)
- 3 子育て講座(保健講座、食育講座、安全に関する講習、親子ふれあい講座、母親のリフレッシュ講座)
- 4 妊産婦からの子育て支援の実施(プレママ交流会)
- 5 イベント(夢っ子まつり、夢っ子コンサート、ようこそ守谷へなど)
- 6 子育てサークル支援(部屋の貸出、おもちゃ貸出、サークル活動相談)
- 7 地域交流・ボランティア育成(高齢者やボランティアサークルとの交流、次世代育成小中学生との交流)
- 8 情報発信(子育て支援会議開催、広報誌・ホームページ・SNS)

※令和2年度より、新しい生活様式の实践として、公園へ出向き、親子で遊ぶ場の提供、育児相談等に応じる出前ひろば「おひさまパーク」を開催。戸外遊びの充実を図り、子どもの心身の発達を促す。

父親の育児参加型事業や地域交流事業の実施、また、SNSでの育児に関する情報発信、Instagramによるリアルタイム発信などを通じ、市民がより解りやすい子育て支援情報を提供していく。

※子育て支援拠点事業実施施設:まつやま保育園、守谷どろんど保育園、そらまい守谷保育園、もりや幼保育園(予定)

03020223 遊育施設運営事業

予算書P. 127

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	28,353	18,352	10,001	
国庫支出金	3,083	1,400	1,683	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	3,083	1,400	1,683	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	20,941	1,044	19,897	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	1,246	14,508	△ 13,262	

【背景(なぜ始めたのか)】

第三次守谷市総合計画の中で「出産・子育ての希望をかなえる」と掲げた重点プロジェクトの取組として、「安心して子育てができるまちを実現」させるため、子育て世代へ「安心して遊べる場所」及び「子育て不安の解消と交流の場所」を提供するため開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「遊び」を通して「自ら育つ」ことにより、児童の心身の健やかな育成を図るとともに、生活に必要な基本動作、危険回避能力を培い、保護者の子育てにおける「遊び」に対する不安解消等に寄与することを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

開設日 令和5年12月

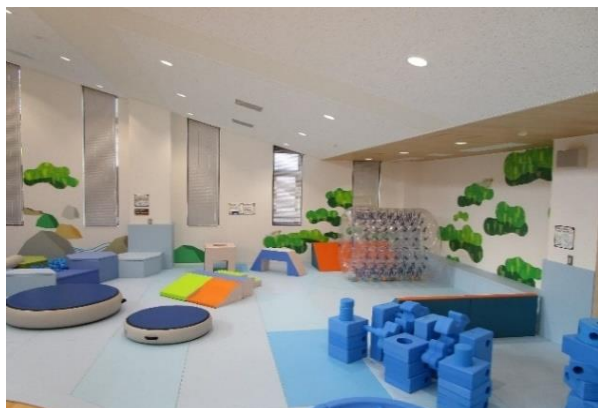
開設場所 保健センター2階（守谷市本町631番地の1）

開設時間 午前10時から午後4時45分（1時間ごとの入替制 全5クール）

使用料 児童一人につき市内在住100円、市外在住200円、付き添いの保護者等は無料

事業内容

- 1 児童の運動機能向上のための指導及び相談
- 2 子育て親子の交流の場の提供
- 3 子育て等に関する相談支援の実施
- 4 地域の子育て関連情報の提供
- 5 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施



施設内 アクティブエリア



施設内 ベビーエリア

03020501 市民交流プラザ運営管理事業

予算書P. 134

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	79,302	53,678	25,624	
国庫支出金	3,601	2,991	610	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	3,601	2,991	610	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	30,315	210	30,105	ふるさとづくり基金繰入金 市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	41,785	47,486	△ 5,701	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、施設整備について検討を開始。平成20年度に久保ヶ丘地内の児童館を閉館し、児童センター、家庭児童相談室、市民活動支援センター等が入る複合施設として市民交流プラザが開館した。（指定管理者制度導入）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育て情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]指定管理者制度：アクティオ(株) [指定管理期間]令和3年度から5か年

[児童センター業務]児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、音楽を通じての異世代交流、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）

[施設貸出業務]施設の利用許可、利用料金の徴収

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

※児童センターのほか、市が別途運営する施設として、家庭児童相談室（のびのび子育て課）、市民活動支援センター（市民協働推進課）がある。

※前年度との比較：主な増額分は、屋外広場の改修工事によるもの。

03020502 南守谷児童センター運営管理事業

予算書P. 134

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	42,020	44,023	△ 2,003	
国庫支出金	3,601	2,991	610	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	3,601	2,991	610	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	288	288	0	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	34,530	37,753	△ 3,223	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、南守谷地区への新設も含めた施設整備について検討を開始。平成20年度に南守谷地区の児童センターとして開館した。（指定管理者制度導入）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして、地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]指定管理者制度：(株)こどもの森 [指定管理期間]令和3年度から5か年

[児童センター業務]児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、配慮を必要とする児童への遊びの支援、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）

[施設貸出業務]施設の利用許可、利用料金の徴収

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,826	27,401	△ 4,575	
国庫支出金	3,601	2,991	610	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	3,601	2,991	610	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	15,624	21,419	△ 5,795	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として、平成20年度に南北児童センターが開館したが、子育て世帯が増加傾向にある守谷駅周辺地区に児童施設がないことから、平成27年10月、守谷駅東口に立地するアワーズもりやに、利用対象者を小学生までとする児童館として開館した。（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金活用）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～12歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場や保護者同士の交流の場、子育てに関する情報を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育て支援を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]業務委託：(株)明日葉 [委託期間]令和5年度から5か年

[児童館業務]広場事業（子育てに関する情報交換・相談の場）、地域活動支援（子育て支援団体の支援）、異世代交流事業（地域高齢者及びボランティアとの交流の場）、育児相談事業

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理

※施設・設備の保守点検、修繕等、管理全般は市が対応。

〔こども未来部 すくすく保育課 所管〕

03020201 保育所等庶務事務

予算書P. 121

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,479	14,406	73	
国庫支出金	2,034	0	2,034	子ども・子育て支援交付金
県支出金	509	2,519	△ 2,010	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	51	51	0	日本スポーツ振興センター保護者負担金
一般財源	11,885	11,836	49	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成17年4月施行の次世代育成支援対策推進法に基づき、市では「守谷市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子育て支援の充実を図ってきた。その後、平成27年4月施行の子ども・子育て支援法に基づき、子育てに関する施策を計画的に実施・推進するための「守谷市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年度から5か年ごと2期に渡り策定した。第2期の計画期間が令和6年度で終了するため、第3期計画を令和5年度から2か年で策定する(計画期間: 令和7～11年度)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の子育て家庭に対して、適切な教育、保育及び子育て支援サービスを計画的に提供できるよう「第3期守谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。これにより、子どもの心身ともに健全な育成につなげることができる。

保育所入所保留児童の解消とともに、市民が、保育施設や事業を円滑に利用できるよう、相談、情報提供等の利用支援を行う「保育コンシェルジュ」を令和5年度11月から子ども・子育て支援交付金を活用し導入した。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・会計年度任用職員雇用経費、消耗品ほか 9,225千円
- ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務 4,378千円
- ・例規整備支援事業 770千円

※前年度との比較: 主な増額分は、会計年度任用職員の報酬単価改定による増額

03020202 保育所等運営管理事務

予算書P. 122

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,684	3,379	6,305	
国庫支出金	66	0	66	子ども・子育て支援交付金
県支出金	16	176	△ 160	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,602	3,203	6,399	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成11年度から、保育所等に入所する児童を公平な方法で選考するために、保育所等利用調整委員会を設置した。

また、保育所入所状況については、子ども・子育て支援システムで管理運用をしており、令和3年度から入所選考システムを導入した。令和4年度には給付費等申請クラウドシステムを導入し、業務の効率化と事務負担軽減を進めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所等の入所申込を受け付け、入所選考システムを利用し、保護者への決定通知を迅速に行うほか、保育料の適切な徴収を行う。

給付費等申請クラウドシステムの導入により、毎月の給付費の算定や、加算の申請、承認をシステム上で管理することで、事業者を含めた業務の効率化と事務負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・保育所等利用調整委員会の開催 年2回
- ・保育料徴収経費 納付書印刷代、口座振替手数料等
- ・保育システム委託料 入所選考システム運用経費、保育認定システム運用経費等
- ・給付費等申請クラウドシステム委託料 システム運用経費

※前年度との比較：市内保育所等の行事に使用するバス運行委託費が令和6年度から管財課から移管を受けたことによる増額、また給付費等申請クラウドシステムについてカスタマイズ保守費用の増額。

03020203 子ども・子育て支援給付事業

予算書P. 123

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,785,605	2,591,681	193,924	
国庫支出金	1,268,062	1,172,764	95,298	子どものための教育・保育給付交付金 子育てのための施設等利用給付交付金
県支出金	592,114	544,429	47,685	子どものための教育・保育給付費県負担金 子育てのための施設等利用給付県負担金
地方債	0	0	0	
その他	206,366	212,579	△ 6,213	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	719,063	661,909	57,154	

【背景(なぜ始めたのか)】

女性の社会進出等に伴い保育を必要とする児童が増加してきたことにより、児童福祉法に基づき、家庭での保育が困難な児童に適切な保育を提供するために実施してきた。

平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、共通化された財政支援の仕組み(公定価格)に基づき、認可保育所等に対して保育に係る費用を給付し、保育を委託することとなった。

令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始され、子育てのための施設等利用給付が創設された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園(新制度移行)、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に対して、子どものための教育・保育給付費を支給する。また、幼稚園(新制度未移行)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等に対して子育てのための施設等利用給付費を支給する。

これにより、保護者が安心して子どもを預けることができ、就労と子育ての両立ができる環境の整備と、幼児期の教育や保育の推進及び地域における子育て支援を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・施設型給付 利用定員数及び管外利用数(令和6年度見込)
市内認定こども園(2か所・441人)、市内新制度移行幼稚園(2か所・255人)、管外公立保育所(2か所・2人)、管外認定こども園(12か所・19人)、管外新制度移行幼稚園(1か所・340人)
- ・地域型保育給付
市内小規模保育事業所(5か所・95人)、市内家庭的保育事業所(1か所・4人)、管外事業所内保育事業所(2か所・3人)
- ・委託費
市内民間保育所(17か所・1,657人)、管外民間保育所(7か所・7人)
- ・施設等利用給付
新制度未移行幼稚園(6か所)、認可外保育施設(6か所)
- ・幼稚園の副食費の実費徴収に係る補足給付助成金 70人
- ・多子世帯利用者負担軽減助成金(県補助事業) 121人
- ・多様な集団活動利用支援給付(市外2か所・4人)

※前年度との比較：主な増加分は保育士賃金の処遇改善のための公定価格の単価アップ及び管内幼稚園の新制度移行により、施設等利用給付費から委託分の給付費に変更した差額

03020204 保育人材確保事業

予算書P. 123

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,024	3,042	△ 18	
国庫支出金	0	134	△ 134	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,024	2,772	252	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	136	△ 136	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様な保育需要に対応するための保育士等の人材が不足しており、市内では利用定員までの受入が困難な、又は保育サービスの充実を図れない事業所が発生している。このため、市内事業所が保育士等の人材を確保できるよう、市内事業所との協働による就職説明会及び新たに雇用された常勤保育士等に対する助成事業を引き続き実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内外の潜在保育士及び新卒保育士等に対して、国の保育人材確保事業実施要綱に基づき、市内の保育所、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設の事業所紹介及び面接会の機会を設定する。

また、市内保育事業所に新たに雇用された常勤保育士等に対して、1年間のみ月額7,000円の就労助成金を支給する。

これらにより市内保育事業所の必要かつ適切な人材確保と、充実した保育サービスの提供を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 就職説明会(年1回)

潜在保育士及び新卒保育士等を対象とした就職説明会を開催する。

- ・参加施設：市内の保育所、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設
- ・協力機関：ハローワーク常総、保育士等養成機関

2 新規採用保育士就労助成金

市内保育事業所に新たに雇用された常勤保育士等に対して、1年間のみ助成金を支給する。

- ・対象：市内保育事業所で新規に雇用された常勤職員(保育士等) 36人見込
- ・金額：月額7,000円

03020206 民間保育所1歳児保育補助事業

予算書P. 123

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,395	18,900	△ 3,505	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	7,697	9,450	△ 1,753	民間保育所等乳児等保育事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,698	9,450	△ 1,752	

【背景(なぜ始めたのか)】

低年齢児の保育については、児童の安全確保のために手厚い保育が必要となるほか、保護者の育児休業からの復帰に伴い、1歳児の保育需要が高まっている。このため、県の民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要項に基づき、民間保育所等における乳児等の保育に従事する非常勤保育士等の雇用に要する費用の補助を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に対して、1歳児保育に直接従事する非常勤保育士等の雇用経費を補助することにより、安全な保育提供体制を確保し児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1歳児保育を行う民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に対して、各月初日における1歳児の人数に基づく額(月額5,000円×1歳児数)を補助する。

- ・対象経費 非常勤保育士等の雇用に要する経費
- ・負担割合 県1/2 市1/2
- ・対象児童数 市内施設 延べ3,060人、市外施設 延べ19人

03020207 民間保育所運営費補助事業

予算書P. 123

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	54,788	60,509	△ 5,721	
国庫支出金	60	60	0	子ども・子育て支援交付金
県支出金	60	60	0	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	54,668	60,389	△ 5,721	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童福祉法において、地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされており、市には保育を必要とする児童の保育の実施が義務付けられている。市に代わり保育を行う市内保育所等の保育の質の向上を図ることを目的とし、平成7年度に守谷市民間保育所運営費補助金の交付を開始した。

また、民間保育所等における障がい児保育の促進を目的に、令和5年度から守谷市保育所等障がい児保育事業費補助金の交付を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の保育所等に対して、国の定める基準を超えて配置した保育士の人件費及び研修経費を補助し、保育の質の向上を図る。また、障がい児保育担当の保育従事者の人件費及びその他障がい児保育に要する費用を補助し、民間保育所等における障がい児保育の促進を図る。さらに、生活保護世帯等に対して、保育所等が保育料とは別に実費徴収する行事代等の一部を補助し、生計困難世帯の児童の円滑な保育等の利用を図り、その健やかな成長を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・民間保育所運営費補助事業

施設型給付費等の算定における配置基準を超えて配置された保育士の人件費又は職員の研修経費を、施設の施設利用定員に応じて決定される基準額の範囲内で補助する。(計25か所)

60人未満 利用定員に24,000円を乗じて得た額(6か所)

60～89人 1,440千円(8か所)

90～119人 2,160千円(7か所)

120～149人 2,880千円(2か所)

150～179人 3,600千円(1か所)

180～209人 4,320千円(1か所)

・実費徴収補足給付事業

生活保護世帯等に対し、保育所等が保育料とは別に徴収する行事や文房具等に要する費用の一部を補助する。
教材費、行事費等 月額2,500円

・障がい児保育事業費補助事業

施設型給付費等の算定における配置基準を超えて配置された障がい児保育の専従者の人件費及びその他障がい児保育に要する費用を、基準額に各月初日に在籍する障がい児等の数を乗じた額を補助する。

基本分（障がい児）幼稚園及び認定こども園10,000円、保育所等32,200円

加算分（重度障がい児保育）幼稚園及び認定こども園24,600円、保育所等67,800円

※前年度との比較：昨年度の実績等に基づき、事業費を算定したことに伴う減額

03020209 一時預かり事業

予算書P. 123

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	28,906	29,982	△ 1,076	
国庫支出金	9,635	9,993	△ 358	子ども・子育て支援交付金
県支出金	9,635	9,993	△ 358	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,636	9,996	△ 360	

【背景(なぜ始めたのか)】

一時的に保育所等における児童の保育が必要となった保護者のニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭において一時的に保育が困難になった児童を保育所等で預かり、必要な保育を行う。保護者の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減や社会参加を支援する等、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・一時預かり（一般型）

民間保育所において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として、事業に必要な経費を委託料として支出する。

年間延べ利用児童数 0～299人（3か所）2,751,000円、300～899人（3か所） 3,051,000円

・一時預かり（幼稚園型）

幼稚園又は認定こども園において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として事業に必要な経費を委託料として支出する。

※市外児童の利用については、利用児童数に応じて市町村で按分する。

※前年度との比較：令和5年度の利用実績に基づき事業費を算定したことに伴う減額

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,202	42,422	△ 28,220	
国庫支出金	4,734	14,140	△ 9,406	子ども・子育て支援交付金
県支出金	4,734	14,140	△ 9,406	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,734	14,142	△ 9,408	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、突発的な保育時間の延長という保護者ニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に委託し、保育標準時間を超えて児童を預かる延長保育を実施することで、就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するとともに、保護者の就労と育児の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

延長保育を実施する保育所等に対して、保育時間に応じた基準額の範囲内で要した費用を委託料として支出する。

・基準額

○一般型(保育短時間)

1時間延長(家庭的保育事業) 83,200円×利用児童数(1か所)

○一般型(保育標準時間)

30分延長(保育所、認定こども園) 300,000円(14か所)

1時間延長(保育所、認定こども園) 1,667,000円(5か所)

1時間延長(小規模保育事業A型) 300,000円(5か所)

※前年度との比較: 令和5年度の実績に基づき算定したことによる減額

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	28,872	42,383	△ 13,511	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	28,872	42,383	△ 13,511	

【背景(なぜ始めたのか)】

認可保育所の申込みをしたが利用保留となった児童に保育の場を提供するため、平成14年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

認証保育園(市認定の認可外保育所(1か所))へ保育を委託し、保育所利用保留児童の保育提供体制を確保し保護者の就労を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内認可外保育所を認証保育園として契約し、認可保育所に利用保留となった市内在住の児童を受入れる。

- ・令和6年度認証保育園数 1か所
- ・委託見込数 延べ 180人
- ・月額保育料上限額 0歳児：25,000円 1歳児：25,000円、2歳児：20,000円、3～5歳児：17,000円
- ※同一世帯に該当児童が2人以上いる場合、第2子は所定保育料の半額、第3子以降は無料
- ※前年度との比較：利用保留児童の減少に伴い、認証保育園利用者も減少しているため、委託見込数を縮小したことによる減額。利用保留児童数は減少傾向ではあるが、その受皿として保育を提供するため引き続き委託するもの

03020214 病児・病後児保育室委託事業

予算書P. 124

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,469	9,471	△ 2	
国庫支出金	3,156	3,156	0	子ども・子育て支援交付金
県支出金	3,156	3,156	0	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,157	3,159	△ 2	

【背景(なぜ始めたのか)】

病気回復期の児童について、保護者が仕事を休めない等のやむを得ない理由で家庭での保育や集団保育ができない場合の預け先を確保するため、次世代育成支援対策行動計画の中で、実施すべき必要な事業として位置づけられ平成22年度に事業を開始した。平成31年2月から、病後児のみでなく、病児（回復期に至らないが症状の急変が認められない児童）の受入を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

病気にかかり、回復期ではないが症状の急変が認められず、集団保育や家庭での保育が困難な児童を静養できる環境において一時的に預かることで、仕事を続けて休むことができない保護者等に対して、安心して就労等ができる環境を整備し、子育てと就労の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・実施施設：すこやかルーム（運営：社会医療法人社団 光仁会 総合守谷第一病院）
守谷市松前台一丁目16番地6
- ・利用時間：月～金曜日 午前8時から午後6時まで 土曜日 午前8時から午後1時まで
- ・休業日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・利用料金：1日2,000円（5時間以内1,000円、1時間追加毎200円加算）
- ・定員：3人
- ・対象：生後6か月から小学校6年生までの守谷市に住所を有する病児・病後児であり、保育所等での集団保育が困難な状態で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により保育が困難な児童

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	50,526	57,744	△ 7,218	
国庫支出金	25,263	28,872	△ 3,609	保育対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	25,263	28,872	△ 3,609	

【背景(なぜ始めたのか)】

保護者が育児休業を切り上げて復職すること無く、育児休業中に育児休業終了後の保育所等の利用申込が可能となるよう、市では入所予約制を実施している。

国は入所予約制の実施体制を整備するために、保育対策総合支援事業費補助金（保育利用支援事業）として、入所予約制により児童が入所するまでの期間に、保護者との連絡調整や相談対応を行う保育士の人件費を補助する事業を実施しており、令和元年度から市での補助事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

入所予約制の実施により、保育所等の入所時期を年度初めに限ることがないため、保護者が育児休業を最大限取得することが可能となり、職場復帰に向けた保護者の不安解消と児童福祉の向上につながる。

また、児童が入所するまでの期間の人件費を補助することで、施設における保育士等の処遇改善も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の民間保育所、認定こども園、小規模保育事業に対して、入所予約の児童が入所するまでの間、保護者等との連絡調整や保護者への相談対応を行う保育士等の配置に要する費用の一部を補助する。

- ・対象経費 保護者等との連絡調整を行う保育士等の人件費
- ・基準額 1施設当たり2,406,000円
- ・負担割合 国1/2 市1/2
- ・対象施設 保育所15施設 認定こども園1施設 小規模保育事業5施設

※前年度との比較：令和5年度の利用実績に基づき事業費を算定したことに伴う減額

〔こども未来部 土塔中央保育所 所管〕

03020401 土塔中央保育所運営事業

予算書P. 128

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	111,077	109,884	1,193	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	17	△ 17	
地方債	0	0	0	
その他	21,466	20,109	1,357	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	89,611	89,758	△ 147	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和38年に前身となる土塔保育所が開所。昭和56年に土塔中央保育所として現在の場所で開所することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、各年齢にあったカリキュラムに添って保育を実施する。令和4年度に導入したICT保育業務システムの活用を推進するため、タブレットの台数を8台から14台に増やし、更なる業務の効率化と保護者に対する利便性の向上を図る。また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育を実施する。

- ・定員 122人
- ・保育時間(延長保育時間含む) 月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時



海のまちを作ろう

〔こども未来部 北園保育所 所管〕

03020402 北園保育所運営事業

予算書P. 130

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	84,408	88,870	△ 4,462	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	10	△ 10	
地方債	0	0	0	
その他	19,152	21,376	△ 2,224	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	65,256	67,484	△ 2,228	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和52年に北園保育所が開所。その後、守谷東土地区画整理事業に伴い、平成9年に現在の場所へ移転した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、各年齢のカリキュラムに添って保育を実施する。

また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育を実施する。

ICT保育業務支援システムを活用し、連絡帳のICT化を進めるため、タブレットの台数を8台から14台に増やし、更なる業務の効率化と保護者に対する利便性の向上を図る。

・定員 94人

・保育時間(延長保育時間含む) 月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時



作って遊ぼう(シャボン玉遊び)

〔こども未来部 おやこ保健課 所管〕

03010224 こども療育教室通園指導事業

予算書P. 105

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,039	6,889	150	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	7,039	6,889	150	障がい児通所支援事業費負担金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

発達に心配のある児童(小学生までの児童)に対する療育訓練や相談などの支援の場がなく保護者の強い要望により平成9年度から事業開始。児童福祉法改正で現在は就学前の児童対象の「児童発達支援事業」として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住で発達に心配のある就学前の児童及び保護者を対象として、児童発達支援の利用を希望する場合には、親子で通園してもらい、適切な療育指導を行うことで児童の発達を促すとともに保護者からの相談に応じ、不安を軽減する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

発達に心配のある就学前の児童に対し親子で通園してもらい、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

- 「個別指導」：療育指導員と1対1で言語指導、認知学習などを実施
- 「集団指導」：年齢、実態を考慮して5～6名の小集団を編成し、身辺自立、集団参加訓練、創作活動などを実施
- 「相談業務」：発達に関すること、就園・就学に関すること等の相談

04010210 乳幼児健康診査事業

予算書P. 147

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,422	7,943	3,479	
国庫支出金	1,102	0	1,102	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	10,320	7,943	2,377	

【背景(なぜ始めたのか)】

身体的・精神的発達状況の把握及び疾病の早期発見を目的に、母子保健法に基づき実施。乳児健康診査、1歳6か月児健康診査は市で実施してきたが、3歳児健康診査も平成9年度に茨城県から母子保健業務が移管され、実施している。令和元年度より、難聴児の早期発見のため新生児聴覚検査助成を開始した。また、令和6年度から、1か月児健康診査を実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

乳幼児健康診査の受診率を高め、疾病の予防と早期発見に努める。発育段階に合わせた節目の健診で子どもの育ちを確認し、保護者への保健指導や健診後の相談を通して育児不安の解消に努め、親子ともに健やかな生活を送ることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜集団健診＞

○3～4か月児健診：計測、内科・整形外科診察、保健指導を実施

○1歳6か月児健診：計測、内科・歯科診察、フッ素化合物塗布、保健指導を実施

○3歳5か月児健診：計測、内科・歯科診察、尿検査、視力検査、保健指導を実施

※各健診において、育児不安解消のため子育てアンケートを実施。未受診者には電話、再通知、訪問等で受診勧奨を行う。

＜医療機関健診＞

9～11か月の乳児と、通院等により主治医が必要と判断した3～6か月の乳児に対して、各1回県内の指定医療機関で必要な健康診査を実施。また、令和6年度から新たに1か月児に対する健康診査を実施する。

＜新生児聴覚検査＞

新生児の入院中、または外来により産科医療機関で行う新生児聴覚検査に係る費用助成を実施

(単位：人)

健診名	実施回数	対象者数
1か月児健診	医療機関で個別に実施	551
3～4か月児健診	24	578
1歳6か月児健診	28	622
3歳5か月児健診	30	629
9～11か月児健診	医療機関で個別に実施	578
新生児聴覚検査	医療機関で個別に実施	551

04010213 新生児訪問事業

予算書P. 148

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	13,273	8,368	4,905	
国庫支出金	6,366	3,636	2,730	母子保健衛生費補助金
県支出金	1,017	1,092	△ 75	乳児家庭訪問事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,890	3,640	2,250	

【背景(なぜ始めたのか)】

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な指導を目的に、母子保健法に基づき県が実施していたが、平成9年度に市に移管された。低体重児訪問(2,500g未満)についても、権限移譲により平成21年度から市が実施することになった。また、産後ケア事業については、国庫補助事業として創設され、市では平成29年度から事業を開始している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

乳児については、疾病の早期発見、虐待予防と健やかな成長の支援をする。産婦については、母乳栄養の確立と育児不安や産後うつなどの問題を抱えた産婦が、安心して子育てができるよう支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜新生児訪問＞

生後4か月未満までの乳児と産婦に対し、保健師及び委託助産師が1～2回家庭訪問を実施し、体重測定、母乳栄養や育児の相談、産婦の心身の健康相談を無料で行う。里帰り中の場合は、里帰り先で訪問を受けられるよう調整を行う。

＜産後ケア＞

育児サポートや心身のケアなどの産後ケアを必要とする方を対象に、医療機関や助産院に宿泊や通所、又は助産師が自宅を訪問して乳房ケアや授乳指導、育児相談等、産後のサポートを実施する。

＜多胎妊産婦等支援業務＞

多胎妊産婦や多胎家庭にヘルパー等を派遣して日常の家事、育児の援助を行う。

04010214 妊産婦健康診査事業

予算書P. 149

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,618	69,355	△ 3,737	
国庫支出金	2,855	3,110	△ 255	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	62,763	66,245	△ 3,482	

【背景(なぜ始めたのか)】

母子保健法に基づき、県において昭和44年度に低所得妊婦、昭和49年度には全ての妊婦に対する妊婦健診受診料の助成が開始された。平成9年度から母子保健業務の移管により市が助成を実施している。

また、平成30年度より、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産間もない時期の産婦に対する健康診査受診料の助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊婦の健康管理と胎児の順調な発育を定期的に確認するため、妊婦健診受診料(指定検査項目)の一部を公費負担し適正な受診につなげ、妊娠中毒症、貧血、糖尿病等妊娠中に発生する病気の早期発見等の母体と胎児の健康確保を図る。また、産後2週間と産後1か月の産婦に対し、産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健診受診料(指定検査項目)の一部を公費負担し、母子の支援の強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

母子手帳交付時に妊婦健診と産婦健診の受診票を交付する。適切な健康管理を促す観点から、令和6年度より全出産に至るまでの妊婦健診受診料の一部助成を実施する。

転入妊産婦は守谷市の受診票と交換し、同様に助成する。妊産婦は、受診票を持って医療機関で健診を受ける。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,703	11,256	447	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	11,700	11,250	450	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	3	6	△ 3	

【背景(なぜ始めたのか)】

高額の治療費がかかる特定不妊治療費に対し、治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、治療環境を整える。また、令和3年度から不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない不育症治療に要する費用の一部助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。また、妊娠はするが流産や死産を繰り返し生児を得られない場合に行われる不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

不妊治療費助成は、保険適用・適用外にかかわらず、1回の治療につき5万円を上限に助成する。

また、不育症治療費助成は、保険適用外の検査または治療につき、1回あたり5万円を上限に、対象者一組に対し6回まで助成する。

〔都市整備部 都市計画課 所管〕

08040105 景観形成推進事業

予算書P. 176

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,795	6,612	△ 1,817	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,487	1,604	△ 117	屋外広告物許可申請手数料
一般財源	3,308	5,008	△ 1,700	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成16年に国において景観法が定められ、まちづくりにおいては、恵まれた豊かな水辺や緑を保全するとともに、良好な景観を創出していくことが大切であるため、市は平成17年8月24日に「景観行政団体」となった。

また、無秩序な市街化を抑制し、都市の健全な発展と計画的なまちづくりを進め、良好な都市景観の形成を図るため、平成19年4月1日に「守谷市景観計画」、「守谷市景観法の施行等に関する条例」を定めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民共有の財産である良好な都市景観を守り、次世代に引継ぐために「守谷市景観計画」に即した景観まちづくりを、市民の理解のもと進めていく。

併せて、屋外広告物の氾濫が景観形成を阻害している一つの要因であることから、「守谷市屋外広告物条例」に基づき屋外広告物を適正に管理することにより、街並みの良好な環境の保持に努める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市景観計画」に基づき、建築物を主体とした良好な景観形成の推進、快適な都市環境の創出を図るため、景観計画に示す基準による助言、指導、条例に基づく届出の受付、「守谷市景観審議会」の運営を行う。

市内に存在する多数の屋外広告物の管理を屋外広告物等管理システムにより行い、市内に無秩序に掲出された違反広告物に対して「守谷市屋外広告物条例」及び「守谷市違反広告物是正指導要綱」に基づき市内全域を4区域域に分けた2期目の是正指導を実施する。

令和6年度も引き続き、生垣設置補助金交付事業を実施することにより生垣の設置を推進し、良好な都市景観の形成を図る。



是正前



是正後

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	128,451	166,713	△ 38,262	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	128,451	120,655	7,796	貸店舗貸付料
一般財源	0	46,058	△ 46,058	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅東口商業街区に魅力ある街並み形成のため、平成21年7月にアワーズもりやを開業させ、「守谷駅前賑わい創出事業」として平成28年度まで行ってきたが、更なる適切な施設管理を行うため、平成29年度より「アワーズもりや管理事業」に移行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空区画への新たなテナントの募集や入居済みテナントへのフォロー、建物の修繕管理を行い、アワーズもりやの適切な管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷駅東口商業街区にある建物について、所有者の三菱HCキャピタル(株)と賃貸借契約(平成21年7月から20年間)を結び、商業施設管理者(大和ハウスリアルティマネジメント(株):17テナント)、医療施設賃貸者((株)エー・ディー・パートナーズ:6テナント)及び駐車場賃貸者(三井不動産リアルティ(株):自動車219台、自転車92台(内バイク3台))に転貸等を行い、商業施設、医療施設及び立体駐車場・駐輪場の適切な管理を行う。



アワーズもりや

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	82,044	78,947	3,097	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,048	864	3,184	貸店舗貸付料
一般財源	77,996	78,083	△ 87	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成8年9月に運行開始した福祉循環バスを平成13年10月からコミュニティバスに形態変更して運行していたが、様々な課題が挙がり、平成20年6月に「守谷市循環バスのあり方等研究会」を設置し、今後のバスのあり方等について検討した。その結果、路線バスとコミュニティバスの補完関係を明確にし、連携の強化を目的として平成20年度に「守谷市地域公共交通活性化協議会」を設置し、協議会を主体に公共交通の見直しに取り組み、平成22年度からモコバスを運行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

効率的で利便性の高い「将来にわたって持続可能な公共交通網の形成」を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度も引き続き、モコバス（2ルート）及びデマンド乗合交通（4台）が安全で快適な移動手段として運行できるよう、守谷市地域公共交通活性化協議会において協議するとともに、適切な運行経費等を負担していく。

また、令和4年度策定の「守谷市地域公共交通計画」に基づき、持続可能な公共交通網の形成を図るため、モコバスの定時定路線運行に限定されない柔軟な運行形態やデマンド乗合交通のA I 配車システムの更新による利用環境の改善など、公共交通事業者との協議や守谷市地域公共交通活性化協議会において見直しの検討を進める。



モコバス新型車両



デマンド乗合交通

08040110 大規模盛土造成地変動予測調査事業【二次スクリーニング】

予算書P. 178

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,892	0	12,892	
国庫支出金	4,297	0	4,297	防災・安全交付金(宅地耐震化推進事業)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,595	0	8,595	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成16年の新潟中越地震において、大規模に盛土された宅地が滑動崩落現象によって被災したため、国では平成18年に宅地造成等規制法を改正し、滑動崩落を防止するために必要な調査や工事などを支援する「宅地耐震化推進事業」を創設した。その後、東日本大震災（平成23年）等の経緯を踏まえ、大規模盛土造成地マップを作成・公表するなど変動予測調査や予防対策を加速することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

大地震が発生した場合に、大きな被害を生じる恐れがある大規模盛土造成地の位置を把握し公表することで、大規模な地震に備えて、市民に大規模盛土造成地について関心をもっていただくとともに、お住まいの近くに大規模盛土造成地が存在しているかどうかを知っていただき、防災意識を高めてもらうことを目的としている。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和3年度に策定した第二次スクリーニング（ボーリングなどによる詳細調査）計画における優先順位等を参考に選定した箇所において、第二次スクリーニングを実施する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,000	4,000	△ 2,000	
国庫支出金	1,000	2,000	△ 1,000	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)
県支出金	250	500	△ 250	木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	750	1,500	△ 750	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題があるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害を及ぼしました。地震時にブロック塀等が倒壊することにより、こうした痛ましい事故が発生してしまうおそれがあるほか、道路を塞いで避難や救援活動の障害になるなどの悪影響が指摘されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

危険ブロック塀等を無くすことにより、災害時に歩行者等への安全を確保するとともに、道路の通行も確保し避難や救援活動ができるようにする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

危険ブロック塀等の所有者に対し、改修等による安全確保を促進するため、撤去費用に対し補助金(上限20万円)を交付する。



倒壊したブロック塀(参考写真)



危険なブロック塀(参考写真)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,841	3,539	302	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,841	3,539	302	

【背景(なぜ始めたのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」(平成5年施行)の規定、及び「第二次守谷市緑の基本計画」に基づき、緑豊かな生活環境の形成を図り、健康で明るく住みよい市民生活の確保に寄与する。

また、貴重な資源である緑を後世に残すために、保存緑地等の所有者に対して助成を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」の規定に基づき、所有者等の協力を得て保存緑地及び保存樹木を指定することにより、緑豊かな自然環境を形成している緑地等を保全し、地域的美観、風致を維持することができる。

また、愛宕谷津一帯は令和3年10月に策定された「第二次守谷市緑の基本計画」において緑化重点地区に設定されており、借地することにより恒久的に自然環境を保全していく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

保存緑地等について、引き続き、「緑化重点地区における緑地」や「美観、風致を維持するため必要な樹木等」の指定を推進するとともに、指定を受けた所有者に対し、保全と緑化の推進に要する費用の一部を助成する。

・内訳(令和6年度見込)

- ・保存緑地 面積500㎡以上2,000㎡以下：10,000円/年(対象者101人)
面積2,000㎡以上5,000㎡未満：15,000円/年(対象者57人)
面積5,000㎡以上：20,000円/年(対象者35人)

- ・保存樹木 1本当たり：5,000円/年(53本(うち市所有1本は助成対象外))

愛宕谷津一帯の土地賃貸借地状況は、約12ha借地しており、引き続き、借地の交渉を進め借地の拡大を目指す。
(※借地料は、1㎡当たり5円/年で、令和5年度末現在で62人の方と契約している。)



保存緑地と愛宕谷津

08040501 新守谷駅周辺土地区画整理事業

予算書P. 184

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	372,782	207,578	165,204	
国庫支出金	73,966	61,342	12,624	防災・安全交付金(無電柱化まちづくり促進事業)
県支出金	0	0	0	
地方債	250,000	112,000	138,000	新守谷駅周辺土地区画整理事業債
その他	48,816	34,236	14,580	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

新守谷駅周辺は、新守谷駅や国道294号、谷和原ICにも近接しているため、都市計画マスタープランにおいて拡大市街地に位置付けられており、令和2年5月に地権者による土地区画整理組合準備会が設立された。同年12月には、業務代行予定者が決定し市街地整備の検討が進められており、組合施行による新守谷駅周辺土地区画整理事業が予定されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

土地区画整理事業の施行に合わせ、公共施設を整備することで、秩序ある効率的な整備が可能であり、都市の健全な発展と新市街地の付加価値を高め市の魅力向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

新守谷駅周辺土地区画整理事業を施行する土地区画整理組合に対し、土地区画整理事業に併せて整備する新守谷駅へのアクセス道路、電線類の地中化などの公共施設整備費用の負担を行い、事業が円滑に推進するように支援する。令和5年度は地権者等の関係者協議に時間を要し、令和5年度に予定していた事業着手が令和6年度になる見込みとなったため、事業費を精査の上、予算を再計上している。

〔都市整備部 建設課 所管〕

08010102 道路管理事業

予算書P. 170

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,816	13,927	4,889	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	18,816	13,927	4,889	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の適切な維持管理を図るため、道路法により道路台帳の調製、保管及び閲覧に供することが定められているため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

道路台帳及び道路境界確定図書ファイリングシステムの更新により、最新の市道の現況を的確に捉え、維持管理を適切に行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内全域において、新設改良、拡幅改良、維持補修等を実施した路線の構造、区域、道路施設等、道路管理に必要な事項の道路台帳補正のほか、測量業務等を行う。

令和6年度の主な業務委託

- ・道路台帳補正業務 7,832千円
- ・道路境界確定図ファイリング 6,875千円
- ・測量業務 2,970千円

08020101 道路補修事業

予算書P. 171

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	319,382	323,975	△ 4,593	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	36,381	36,333	48	道路等占用料
一般財源	283,001	287,642	△ 4,641	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が道路を安全に通行できるよう、常時良好な状態に維持するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般交通に支障を及ぼさないように道路の維持及び修繕を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

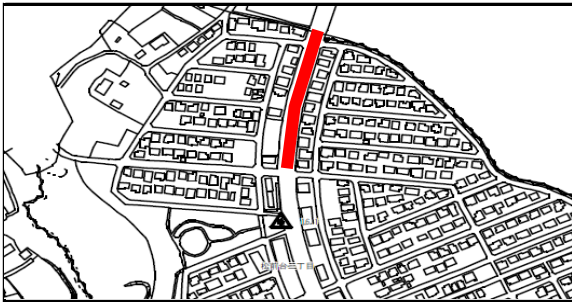
道路清掃・路肩除草及び道路排水施設の清掃等を行う。また、道路状況が悪化した箇所の補修や道路沿線の除草を行う。

令和6年度施工箇所一覧

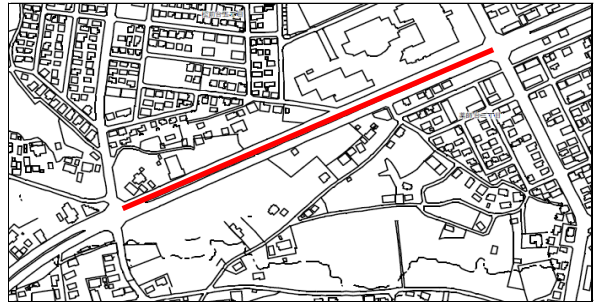
(単位:千円)

No.	工事名及び工事箇所	工事費	工事内容
①	市道101号線舗装修繕工事 (松前台地内)	27,885	切削オーバーレイ、路上再生路盤 L=150m
②	市道102号線舗装修繕工事 (板戸井地内)	17,160	切削オーバーレイ 2/4車線 L=520m
③	市道2858号線舗装修繕工事 (大柏地内)	25,553	舗装版破碎、基層工、表層工 L=230m
④	市道106号線舗装修繕工事 (本町地内)	10,098	舗装版破碎、表層工 L=180m
⑤	市道204号線舗装修繕工事 (本町地内)	14,674	舗装版破碎、表層工 L=290m
⑥	市道101号線舗装修繕工事 (高野地内)	46,475	切削オーバーレイ、路上再生路盤 L=250m
⑦	市道4474号線舗装修繕工事 (けやき台地内)	26,433	舗装版破碎、基層工、表層工 L=270m
⑧	市道104号線舗装修繕工事 (みずき野地内)	31,680	舗装版破碎、表層工 L=600m
⑨	市道2273号線舗装修繕工事 (北守谷地区)	6,380	舗装版破碎、表層工 L=100m

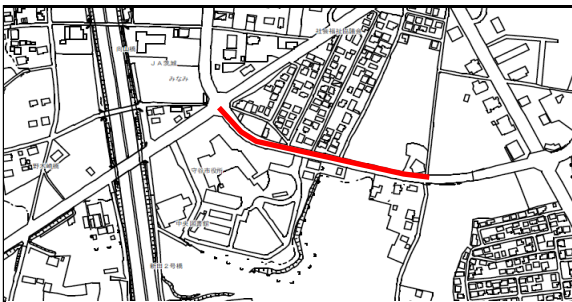
工事箇所 ①市道101号線(松前台)



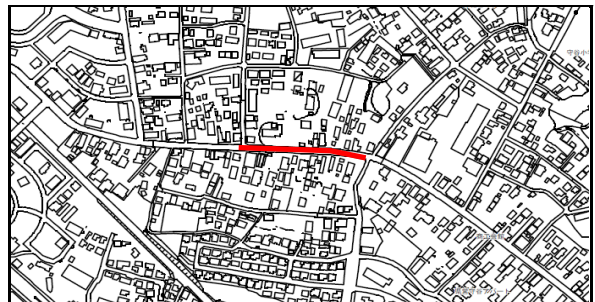
工事箇所 ②市道102号線(板戸井)



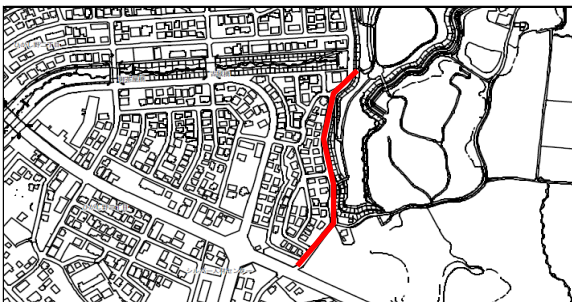
工事箇所 ③市道2858号線(大柏)



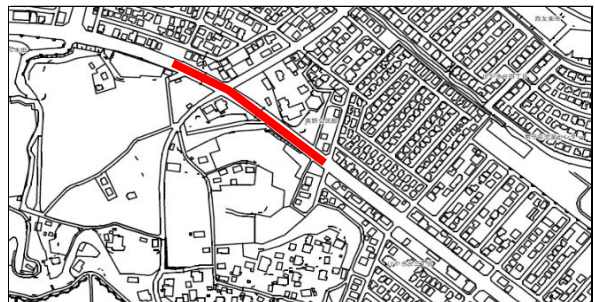
工事箇所 ④市道106号線(本町)



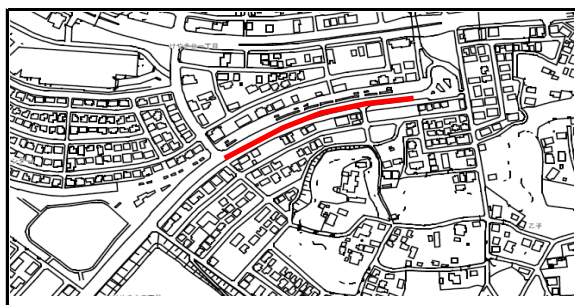
工事箇所 ⑤市道204号線(本町)



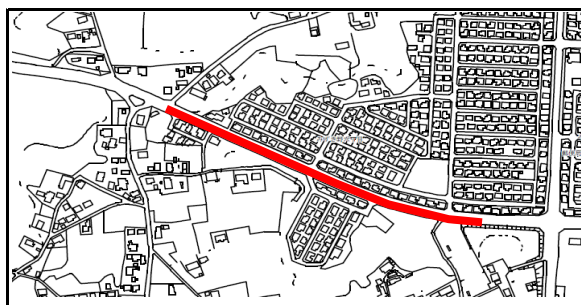
工事箇所 ⑥市道101号線(高野)



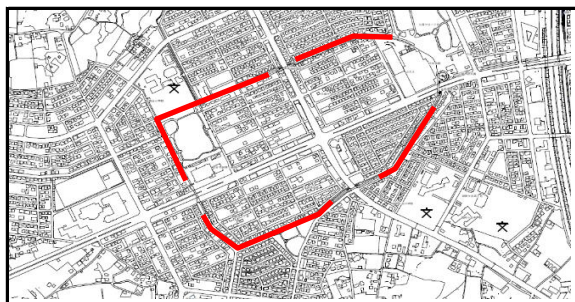
工事箇所 ⑦市道4474号線(けやき台)



工事箇所 ⑧市道104号線(みずき野)



工事箇所 ⑨市道2273号線(北守谷地区)



【施工例】

舗装工事が完了した市道4596号線(美園)



08020102 橋梁長寿命化修繕事業

予算書P. 172

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	44,940	189,600	△ 144,660	
国庫支出金	8,250	94,050	△ 85,800	道路メンテナンス事業補助(橋梁長寿命化)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	36,690	95,550	△ 58,860	

【背景(なぜ始めたのか)】

今後、老朽化する橋梁等の道路構造物が増大していくことを踏まえ、道路管理者の責任による点検・診断・措置・記録というメンテナンスサイクルを確立することで、道路構造物を健全な状態で保つことが求められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

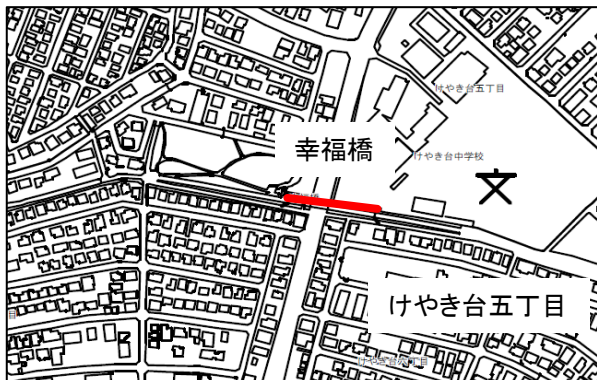
橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策に政策転換を図るとともに、橋梁等の長寿命化並びに修繕等に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

常磐自動車道をまたぐ橋梁を含む市内63橋について、橋梁長寿命化計画に基づき点検と修繕工事を実施する。
令和6年度の主な内容

- ①橋梁補修耐震補強設計業務(幸福橋)
- ②橋梁補修設計業務(北守谷歩道橋)

設計箇所 ①幸福橋(市道4464号線)



設計箇所 ②北守谷歩道橋(市道2182号線)



【施工例】
修繕工事が完了した素住台歩道橋

08020103 交通安全施設整備事業【ガードレール外側線等】

予算書P. 172

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,701	4,400	5,301	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,943	4,186	△ 243	交通安全対策特別交付金
一般財源	5,758	214	5,544	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の危険箇所等における歩行者や車両の交通事故等の減少を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

交通安全施設の新設・維持及び改善を図り、交通の安全性を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

交通安全施設工事(ガードレール、車止め、区画線等設置)を実施する。



施工前



施工後

【施工例】区画線引き直し

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	76,518	48,051	28,467	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	76,518	48,051	28,467	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成17年のつくばエクスプレス開業に合わせ、自由通路等の維持管理を行い、歩行者動線の確保及び利便性向上を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅の自由通路等を維持管理し、利用者が安全で快適に利用することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自由通路、公衆用トイレの清掃委託、エレベーター、エスカレーターの保守点検委託、昇降機の修繕工事を実施する。

令和6年度の主な内容

- ・自由通路等清掃 4,432千円
- ・公衆用トイレ清掃 3,786千円
- ・昇降機保守点検業務 12,857千円 (エレベーター 4台・エスカレーター 8台)
- ・自由通路設備修繕工事 45,980千円 (エレベーター 4台・エスカレーター 8台)



守谷駅西口トイレ清掃

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	379,926	527,851	△ 147,925	
国庫支出金	0	43,858	△ 43,858	社会資本整備総合交付金(都市防災)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	164,637	333,821	△ 169,184	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	215,289	150,172	65,117	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の拡幅改良整備を求める意見や要望に対応するため(道路排水施設含む)。

幅員が4m未満の未整備な市道について、緊急車両の円滑な通行と住環境の向上を図る必要があったため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活に密着した道路を拡幅整備することにより、緊急車両を円滑に通過させるとともに、交通の利便性及び居住環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

幅員が4m未満の市道の拡幅及び道路排水の改善を図るために用地買収、補償、設計、工事を計画的に実施する。

令和6年度は、道路の拡幅・改良5路線、歩行者の利便性を図るため歩道の新設1路線の外、昨年度に引き続き、北団地内の歩行者専用道路において、段差解消工事を20か所行う。

令和6年度施工箇所一覧

(単位:千円)

No.	工事名及び工事箇所	工事費	工事内容
①	市道211号線 道路改良工事 (立沢地内)	51,156	道路改良 L=131m
②	市道3304号線 道路改良工事 (松並地内)	28,867	道路改良 L=163m
③	市道2594号線 道路改良工事 (野木崎地内)	24,999	道路改良 L=141m
④	私道寄付路線 道路改良工事 (松ヶ丘地内)	17,509	道路改良 L=220m
⑤	市道3195号線 道路改良工事 (本町地内)	15,813	道路改良 L=125m
⑥	市道3188号線 道路改良工事 (本町地内)	40,910	道路改良 L=231m
⑦	市道2273号線 段差解消工事 (北守谷地区)	11,154	歩道取付部段差解消 N=20箇所

工事箇所 ①市道211号線(立沢)



工事箇所 ②市道3304号線(松並)



工事箇所 ③市道2594号線(野木崎)



工事箇所 ④私道寄付路線(松ヶ丘)



工事箇所 ⑤市道3195号線(本町)



工事箇所 ⑥市道3188号線(本町)



工事箇所 ⑦市道2273号線(北守谷地区)



【施工例】

拡幅改良が完了した市道3129号線(小山)



08030102 河川・調整池維持管理事業

予算書P. 174

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	76,102	45,806	30,296	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	11,738	0	11,738	北守谷運動公園管理委託金
地方債	0	0	0	
その他	332	332	0	調整池占用料
一般財源	64,032	45,474	18,558	

【背景(なぜ始めたのか)】

開発等により増大する雨水流量を調整し、下流域での洪水による影響を防止するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

調整池及び水路の草刈り、補修工事等の維持管理を適切に行い、調整池機能を維持するとともに、周辺環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

調整池の機能を維持するため、汚泥清掃及び除草を行う。

令和6年度の主な業務委託

- ・ひがし野プロムナード水路植栽管理 6,677千円
- ・乙子高野排水路除草業務 3,432千円 (24,180㎡= 8,060㎡×3回)
- ・みずき野第2調整池除草業務 7,924千円 (77,421㎡=25,807㎡×3回)
- ・もりや工業団地内調整池除草業務 2,820千円 (15,735㎡= 5,245㎡×3回)
- ・ひがし野プロムナード水路除草業務 29,986千円 (286,500㎡=95,500㎡×3回)
- ・百合ヶ丘二丁目雨水排水路草刈業務 807千円 (2,850㎡= 950㎡×3回)
- ・松並青葉第3調整池除草業務 429千円 (2,550㎡= 850㎡×3回)



みずき野第2調整池除草業務

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	555,522	513,992	41,530	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	6,938	6,799	139	南北守谷運動公園管理委託金
地方債	0	0	0	
その他	1,699	1,852	△ 153	テニスコート使用料
一般財源	546,885	505,341	41,544	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が緑豊かでレクリエーションやスポーツの場として利用することができるようにするため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

宅地開発等により整備された公園内の施設や植栽等を適切に維持管理し、市民の憩いの場として、いつでも安心して楽しく利用できるよう維持管理を行う。

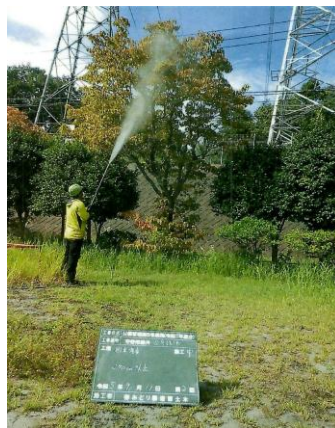
【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公園内の植栽の管理を委託し、維持・管理する。

公園内の施設を適切な状況で利用できるように維持・管理する。

令和6年度の主な業務委託

- ・ 1工区 (久保ヶ丘地区外) 27,633千円
- ・ 2工区 (松前台地区外) 33,155千円
- ・ 3工区 (薬師台地区外) 32,459千円
- ・ 4工区 (御所ヶ丘地区外) 29,747千円
- ・ 5工区 (薬師台地区外) 35,504千円
- ・ 6工区 (松ヶ丘地区外) 37,673千円
- ・ 7工区 (けやき台地区外) 36,011千円
- ・ 8工区 (みずき野地区外) 47,289千円
- ・ 9工区 (美園地区外) 17,552千円
- ・ 10工区 (ひがし野地区外) 37,948千円
- ・ 11工区 (百合ヶ丘地区外) 3,229千円
- ・ 12工区 (松並青葉地区外) 11,196千円
- ・ 四季の里公園 50,141千円



維持管理事業における
公園樹木消毒作業

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,530	19,371	△ 13,841	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,530	19,371	△ 13,841	土地
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が、安全・安心に公園施設を利用できるように、公園施設を対象に、平成24年度に守谷市公園施設長寿命化計画を作成している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公園長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の改修を計画的に実施し、市民が安全で快適に利用できるように取り組む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度の主な内容

- ・立沢公園ミスト高圧ホース交換及び受水槽パネルタンク等交換
- ・公園長寿命化計画に基づく立沢公園バリアフリー工事



【施工例】大利根運動公園野球場移設工事

08040207 公園まちづくり団体助成事業

予算書P. 181

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,426	10,739	1,687	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,426	10,739	1,687	

【背景(なぜ始めたのか)】

市と市民のパートナーシップにより協働のまちづくりの推進を図るため、平成14年度に守谷市公園等里親事業実施要綱及び平成17年度に守谷市公園等維持管理団体助成金交付要綱を定めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民や団体等による年間を通じた公園等の管理及び緑化について協働のまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公園等維持管理団体助成事業は、公園等の維持管理を行う参加団体に助成し、年間を通し公園等を良好に管理してもらう。

公園等里親事業は、公園や植樹樹等の里親団体に、花苗や用品及び用具の提供等必要な支援を行い、環境美化や緑化の推進をしてもらう。

- ・公園等維持管理団体：17団体
- ・公園等里親団体：72団体



公園等里親団体による植栽管理

08040402 坂町清水線整備事業

予算書P. 183

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	111,271	374,260	△ 262,989	
国庫支出金	1,204	0	1,204	都市構造再編集集中支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	272,000	△ 272,000	
その他	110,067	102,260	7,807	土地
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全性の向上を図るため、守谷駅を中心とした環状形の道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

本町地内の県営アパートから国道294号までの整備を進める。
令和6年度は、引き続き用地買収・物件補償を実施する。

08040403 西口大柏線整備事業

予算書P. 183

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,110	45,412	△ 28,302	
国庫支出金	5,500	22,000	△ 16,500	社会資本整備総合交付金(防災安全)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	11,610	23,412	△ 11,802	土地
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

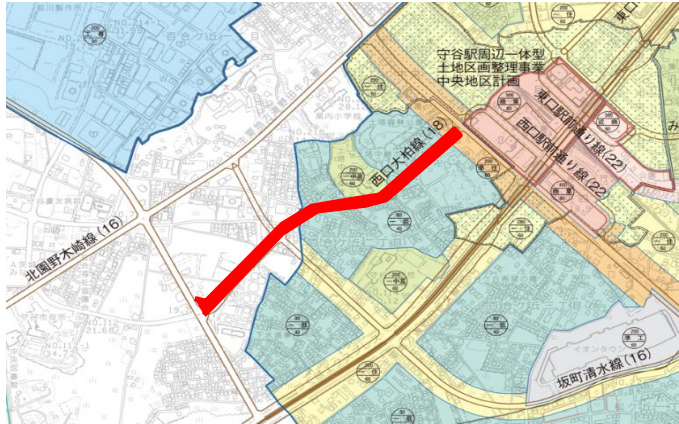
守谷駅周辺へのアクセス向上及び渋滞緩和を図るため、守谷駅と市役所周辺を結ぶ都市計画道路として決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度は、用地測量を行う。



西口大柏線整備箇所

08040404 みずき野大日線整備事業

予算書P. 183
(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	237,400	487,884	△ 250,484	
国庫支出金	44,796	0	44,796	都市構造再編集中支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	154,000	407,000	△ 253,000	みずき野大日線整備事業債
その他	38,604	80,884	△ 42,280	土地
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全性の向上を図るため、守谷駅東側の南北を結ぶ都市計画道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

都市計画決定されたみずき野大日線（全延長1,250m 幅員16m）について、平成27年度に守谷駅周辺土地区画整理事業区間から坂町清水線交差点部までの464m区間の事業認可を取得し、用地買収、物件補償を行い、用地買収の完了箇所から工事を行う。



【施工例】
一部整備が完了したみずき野大日線(本町)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,173	40,703	△ 28,530	
国庫支出金	0	15,790	△ 15,790	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	12,173	24,913	△ 12,740	市営住宅修繕費積立金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

住宅困窮者に低廉な家賃で住宅の供給をする目的で、昭和60年から建設（昭和63年度に全6棟概成）された市営住宅の良好な住環境の確保をするため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

施設（管理戸数66戸）の維持補修、入居者管理（入退去、収入調査など）等を（一財）茨城県住宅管理センターに委託し、事務負担の軽減を図りながら、適切に市営住宅の維持管理を行う。

令和6年度の主な内容

- ・市営住宅管理委託 5,152千円
- ・市営住宅改修事業基本構想策定業務 6,424千円



市営薬師台住宅

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	45,940	29,642	16,298	
国庫支出金	11,970	7,975	3,995	地籍調査事業費補助金
県支出金	5,985	3,987	1,998	地籍調査事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	27,985	17,680	10,305	

【背景(なぜ始めたのか)】

官民境界の明確化及び課税の適正化・公平化を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、その結果を記録することにより、官民境界の明確化、課税の適正化・公平化が図られる。また、災害時においても迅速に境界を復元することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

土地の公図、所有者、地番、地目などの一筆調査をし、境界の位置を確定する一筆地測量を行い、地籍図、地籍簿を作成する。その後、閲覧・認証したのち法務局に送付する。

(松並Ⅲ地区)

- ・地籍図、地籍簿作成
- ・閲覧、承認
- ・法務局へ送付

(本町Ⅰ地区)

- ・境界現地立会い
- ・地籍図根三角測量
- ・細部図根点測量
- ・一筆地測量

(本町Ⅱ地区)

- ・一筆地調査



測量の様子

〔教育委員会 学校教育課 所管〕

10010201 学校教育総務事務

予算書P. 190

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	49,543	52,259	△ 2,716	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	14	14	0	学校基本調査
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	49,529	52,245	△ 2,716	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校設置者は、学校教育法第5条により設置する学校を管理し、学校経費を負担することとされている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

児童生徒が等しく教育を受けるための基礎的情報管理を行うとともに、学校運営及び教職員の健康保持増進について支援し、安定した教育の振興を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内小中学校が安定して学校運営できるよう、各校に1台配備されている青色パトロール車管理や学校行事(校外学習・プール授業)のための貸切バス手配等のほか、教職員の健康保持のためメンタルヘルス健康調査等を行う。

令和6年度は、小学校1・2年生の水泳授業を民間委託することで、児童の泳力の一層の向上と教職員の負担軽減を図っていく。

10010203 小中学校適正配置事業

予算書P. 192

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,276	8,205	△ 2,929	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,276	8,205	△ 2,929	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成20年以降の全国的な少子化傾向を鑑み、国は、学校設置者に対して地域の実情に応じた学校規模適正化の検討を求めている。このため、本市においても、市内小中学校で発生している児童生徒数の偏在状況と将来的に予測される少子化を見込み、既存校の適正規模での維持を確保するための方針を検討することとした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

学校間での児童生徒数の偏在状況を是正し、中長期的に市内小中学校が適正規模で推移することを目指す。これにより、市内いずれの学校でも最適な学習環境を子どもたちに提供することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和5年決定(予定)の過大規模校対策を実施し、子どもたちのより良い教育環境確保を図る。併せて、市内児童生徒数の推計を行い、その結果を基に小中学校を中長期的に適正規模で推移させるための方針を通学区域審議会で審議し、基本方針として策定する。

<令和6年度>

- ・過大規模校対策に関する地域説明会
- ・過大規模校対策の実施
- ・通学区域審議会の開催(市内小中学校適正配置方針検討)
- ・市立小中学校適正配置基本方針策定

10020311 大井沢小学校屋内運動場改修事業

予算書P. 211

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,473	0	22,473	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	22,473	0	22,473	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成6年建築の屋内運動場で経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した屋内運動場の長寿命化と教育環境の向上を図る。また、空調設備の設置を行うことで避難施設としての機能向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和8年2月完了を目標に、老朽化した屋内運動場の改修工事を適切に行えるよう実施設計を行う。

【建物の概要】

住 所 守谷市薬師台四丁目12番地

構 造 鉄骨造

床面積 1135.17㎡

工 期 令和7年7月～令和8年2月(予定)

内 容 屋根・外壁・内壁・床等改修、空調設備新設、トイレ改修、照明LED化



大井沢小学校屋内運動場外観

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,473	0	22,473	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	22,473	0	22,473	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成5年建築の屋内運動場で経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した屋内運動場の長寿命化と教育環境の向上を図る。また、空調設備の設置を行うことで避難所としての機能向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和8年2月完了を目標に、老朽化した屋内運動場の改修工事を適切に行えるよう実施設計を行う。

【建物の概要】

住 所 守谷市松ヶ丘四丁目12番地

構 造 鉄骨造

床面積 1158.28㎡

工 期 令和7年7月～令和8年2月(予定)

内 容 屋根・外壁・内壁・床等改修、空調設備新設、トイレ改修、照明LED化



松ヶ丘小学校屋内運動場外観

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	792,831	520,491	272,340	
国庫支出金	49,806	38,857	10,949	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	491,000	385,000	106,000	御所ヶ丘中学校校舎改修事業債
その他	252,025	96,634	155,391	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和60年建築の校舎で経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和7年3月完了を目標に、老朽化した校舎の改修工事を実施する。

【建物の概要】

住 所 守谷市御所ヶ丘四丁目16番地

構 造 鉄筋コンクリート4階建て

床面積 6,007㎡

工 期 令和5年9月から令和7年3月 (予定)

内 容 屋根・外壁改修、内壁・天井・床更新、エレベーター更新、空調撤去・再設置、照明LED化等



御所ヶ丘中学校内装改修工事の様子

10030312 けやき台中中学校校舎改修事業

予算書P. 219

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	597,967	29,260	568,707	
国庫支出金	34,946	0	34,946	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	485,000	0	485,000	けやき台中中学校校舎改修事業債
その他	78,021	29,260	48,761	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成3年建築の校舎で経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和8年3月完了を目標に、令和6年9月までに仮設校舎を設置して一部学級を移動させてから、2か年を掛けて校舎の改修工事を実施する。

【建物の概要】

住 所 守谷市けやき台五丁目21番地1

構 造 鉄筋コンクリート4階建て

床面積 5,282.47㎡

工 期 令和6年9月から令和8年3月 (予定)

内 容 屋根・外壁・内壁・天井・床改修、
電気設備・機械設備改修・更新等



けやき台中中学校外観

〔教育委員会 生涯学習課 所管〕

03020111 児童クラブ運営事業

予算書P. 117

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	322,062	318,823	3,239	
国庫支出金	69,055	46,655	22,400	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
県支出金	69,055	46,655	22,400	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
地方債	0	0	0	
その他	47,321	43,288	4,033	児童クラブ入所負担金
一般財源	136,631	182,225	△ 45,594	

【背景(なぜ始めたのか)】

共働き家庭が増加する中、就労支援対策として、平成4年9月仲町(現守谷小学校)児童クラブの開設をスタートに、平成5年に北守谷(現御所ヶ丘小学校)児童クラブ、平成7年に南守谷(現松ヶ丘小学校)児童クラブを開設し、平成8年度から平成12年度までの間に全小学校に児童クラブを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

放課後帰宅しても、就労などにより保護者が日中家庭にいない小学生を対象に、児童の安心安全な居場所を確保し、保護者の就労を支援するとともに、児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公設クラブは、運営業務を民間事業者に委託し、平日の授業終了後から午後7時まで、土曜日、長期休業期間及び学校振替休業日の午前7時30分から午後7時まで、小学校ごとに整備した専用室において運営しており、さらに、同一小学校内で実施する放課後子ども教室と一体型で活動プログラムに参加できる体制を整える。また、黒内小学校の児童数増加に伴い、新たに守谷中学校コミュニティルームを借用するほか、民設クラブを増設し、施設の特徴を生かした児童の預かりサービスを提供する。

〔公設児童クラブ〕

運営業務委託 (株)アンフィニ

委託期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間

※令和6年度に、次期(令和7年度～令和12年度)の業務委託先を公募型プロポーザル方式により選考する。

〔民設児童クラブ〕

運営補助対象 (株)ウェルビー、(社)明岳会・(株)ウェルビー共同事業体、(株)こどもbeing

補助期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 単年



青森の子どもたちとのオンライン交流会(松前台小)



食育教室(松ヶ丘小)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,476	1,856	4,620	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,476	1,856	4,620	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が行う芸術文化活動の自主性・創造性を尊重し、その活動を促進するとともに、相互の連携・協力の機会提供を通して、担い手の育成及び市における総合的な芸術文化振興の推進を目指して開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民やサークル・団体等に芸術文化活動の発表の機会を提供するとともに、昭和52年に設立された「市文化協会」に対する補助事業や県主催のアーカスプロジェクトへの参画を通して、市民が身近に芸術文化に触れることができる環境の充実に努める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 守谷市芸術祭

中央公民館を主会場として、市文化協会との共催による美術展、若い芽のコンサート、ふれあい茶会、芸能祭を11月に開催する。

2 守谷市美術作家展

市民交流プラザギャラリーを会場として、多くの美術展で入賞・入選されている市内で活動する美術作家の展覧会を開催し、芸術鑑賞の機会を提供する。

3 市文化協会の活動支援

芸術文化活動を通して、市の発展と市民の文化交流に努める市文化協会の活動を支援する。

(守谷市芸術祭のほか、講座・教室、コンサート等開催予定。団体数：74団体、会員数：約460名)

4 アーカスプロジェクトへの参画(事務局：県)

もりや学びの里の施設にアーティストを招へいし、負担金を支出することで制作支援を行い、活動発表会(レジデンスプログラム)や、市民向けアートイベント(地域プログラム)を開催する。



アーカス・オープンスタジオの様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	69,227	0	69,227	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	7,735	0	7,735	運動部活動地域連携再構築委託金
地方債	0	0	0	
その他	1,233	0	1,233	スポーツ振興くじ助成金
一般財源	60,259	0	60,259	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成30年3月、国から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、地域との連携を含む学校部活動の見直しが言及された。これを受け、県が策定した「部活動の運営方針」をもとに、令和5年1月から休日の中学校部活動地域移行の実証事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国(スポーツ庁・文化庁)が示す令和5年度から令和7年度の改革推進期間を目途に、教職員の働き方改革を推進するとともに、子どもたちがスポーツ・文化等、一人一人のニーズや志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安心・安全に活動できる環境づくりに取り組む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

愛宕中学校をモデル校としてスタートした実証事業を拡大し、全中学校における休日の学校部活動管理運営業務を一般社団法人守谷市スポーツ協会に委託し、20部活動を目安に、主たる指導者となり得る地域人材を配置するとともに、新たな種目を体験する機会を提供する。

また、国・県の動向を踏まえて、地域指導者の確保及び育成に努めるとともに、受け皿となる地域クラブの設立、活動場所の確保や保護者負担の在り方などの課題に取り組む。



地域指導者による指導(ハンドボール)



プロ指導者によるダンス特別教室

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,884	7,969	8,915	
国庫支出金	4,723	0	4,723	地方創生推進タイプ
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10,130	4,816	5,314	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	2,031	3,153	△ 1,122	

【背景(なぜ始めたのか)】

文化財保護法第190条に基づき、昭和52年に守谷市文化財保護条例を制定し、先人からの優れた遺産である文化財を適切に保護・活用し、未来に伝えていくこととした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内に存する有形無形の文化財を保護し、未来に伝えていくとともに、文化財愛護や郷土理解の心を育む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

文化財保護審議会の答申に基づき市内の文化財に関する調査・評価を行い、特に価値の高いものについては、指定（市、県）や記録保存等の措置を講ずる。

指定史跡や天然記念物については、維持管理を行うとともに、埋蔵文化財の所在が見込まれる土地で土木工事等が行われる場合には、事前に試掘調査を行う。

市指定文化財「守谷城址」については、土地を買収し、保護・保存に努めるとともに、新たなコンテンツを加えてリニューアルしたデジタルミュージアムを公開し、及びキッズページを作成することで、子どもから大人まで、いつでも・どこでも文化資源に親しめる環境づくりに取り組む。



リニューアルするデジタルミュージアムトップページ

10040401 公民館運営管理事業

予算書P. 230
(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	147,075	168,810	△ 21,735	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	364	414	△ 50	公民館貸付料
一般財源	146,711	168,396	△ 21,685	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民のコミュニケーション及び生涯学習の場を提供するため、昭和56年に中央公民館、平成4年に郷州公民館、平成8年に高野公民館、平成11年に北守谷公民館を開館した。

平成24年度からは指定管理者制度を導入し、民間事業者が有するノウハウを活用した施設の管理運営を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対し、幅広い年齢層に学習機会の提供を行い、利用者が安全で快適に学習活動や趣味活動等ができる場所を提供する。

指定管理者による管理運営により、市民ニーズに効果的、効率的に対応し、民間能力の活用とサービス向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

指定管理者による施設の管理運営を行い、適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどを確認するための月次報告の提出に加え、現地調査、管理運営状況の評価等を行うモニタリングを実施し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行う。

今後においても、引き続き、公共施設予約システムの利用を促進し、使用者の利便性向上を図る。

また、公民館指定管理者制度第4期目の導入に当たり、書類審査及び面接審査を実施し、令和7年度以降の指定管理者候補者を選定する。

〔指定管理者〕 アクティオ株式会社・守谷市シルバー人材センター共同事業体

〔今期指定期間〕令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間

10040402 郷州公民館改修事業

予算書P. 230

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	272,509	193,655	78,854	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	207,000	173,000	34,000	郷州公民館改修事業債
その他	65,509	20,655	44,854	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

郷州公民館は平成4年に建築され、地域に充実した生涯学習の場を提供してきたが、建築後30年以上が経過し、設備の老朽化により運営に支障を来すことを危惧しているため、令和3年度に劣化度調査、令和4年度に実施設計を行い、令和5年度から改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

使用者が安全に安心して使用できるよう施設・設備の改修工事を実施し、快適な学習活動や趣味活動等の場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年10月のリニューアルオープンに向けて、公民館個別施設計画に基づき、施設の長寿命化を図るとともに、エレベーターの新設、一部の部屋をフラットなスペースに改修するほか、外壁・内装の改修、備品の新調など、地域のニーズに対応した安全・安心で持続可能な生涯学習環境を整備する。



郷州公民館改修後イメージ

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	276,995	21,923	255,072	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	248,000	0	248,000	北守谷公民館改修事業債
その他	28,995	21,923	7,072	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

北守谷公民館は平成11年に建築され、地域に充実した生涯学習の場を提供してきたが、建築後25年が経過し、設備の著しい老朽化により運営に支障を来すことを危惧しているため、令和4年度に劣化度調査を行った結果に基づき、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度から改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

使用者が安全に安心して使用できるよう施設・設備の改修工事を実施し、快適な学習活動や趣味活動等の場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4年度に行った劣化度調査の結果に基づき、全面改修工事を実施する。

令和6年10月から着工し、概ね1年間の休館を予定している。

〔主な工事(予定)〕

エレベーター交換、建物外部(屋根・防水・外壁等)改修、内装全般仕上、トイレ改修、照明器具更新、ホール照明・音響設備更新、給排水設備・消防設備・受水槽設備改修、空調設備(一部GHP)更新等

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,000	18,800	1,200	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	20,000	18,800	1,200	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民がスポーツに親しむことができ、技術の向上、健康増進と地域の親睦・融和を図るための組織として、昭和43年に設立された「守谷市体育協会」に対する補助事業として開始した。

※令和3年4月、法人化により「一般社団法人守谷市スポーツ協会」に組織変更

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の健康増進と体力向上のため、各種運動競技の普及発展と競技力向上を目的に活動するスポーツ協会の自主的な事業を支援し、市民交流とスポーツ活動の推進を図る。

また、市が主催するスポーツ大会やイベント等の業務委託、事業協力など体制強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

組織体制及び事業実施体制の整備のため、引き続き、市から事務局職員を派遣する。協会が雇用する事務局職員と連携・協力を図り、収益事業による安定した自主財源の確保や市のスポーツ団体の総括として運営基盤の強化を目指し、協会の自立を促進する。

スポーツ協会を含む民間三者が締結した協力協定により展開する中学校部活動地域移行に関する業務を監督するとともに、スポーツ振興の核となる人材育成に期待し、総合型地域スポーツクラブの開設を検討・促進する。また、スポーツ協会が主催する各種スポーツ大会、技術講習会等の活動を助成し、市民がスポーツ活動に参加することにより体力の向上及び健康増進を図るとともに、スポーツ協会及び加盟団体の組織強化を支援する。

〔部会数〕22部会（令和6年1月現在）

〔事務局職員体制〕事務局長1名（市派遣）、他職員3名（専従）

10050105 市スポーツ少年団補助事業

予算書P. 238

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,323	2,587	1,736	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,323	2,587	1,736	

【背景(なぜ始めたのか)】

青少年の健全育成と少年期におけるスポーツの楽しさを教えるため、昭和57年に設立された「守谷市スポーツ少年団本部」に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各種競技の普及・発展、競技力向上と各少年団間の交流を目的に活動するスポーツ少年団本部の自主的な事業を支援し、青少年健全育成と児童の体力向上に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

補助金を交付することで、スポーツ少年団が部会単位で開催する各種スポーツ大会、技術講習会等の運営費及び守谷市の代表として出場する全国大会等遠征費を助成する。

また、市内及び近隣自治体スポーツ少年団との交流会を実施することで、単位団相互の交流を深め、親睦を図るとともに、子どもたちの体力、精神面の健全な発達と集団の中での協調性を養う。

〔スポーツ少年団数〕21単位団（令和6年1月現在）



スポーツ少年団活動の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,422	4,773	△ 351	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	90	50	40	各種スポーツ事業参加費
一般財源	4,332	4,723	△ 391	

【背景(なぜ始めたのか)】

国(スポーツ庁)が推進するスポーツによる地域活性化施策と連携し、市民生活の質の向上や健康増進、さらに、地域の特色を活用した交流の創出を狙う取組を充実させることを目指して開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民のスポーツ・運動習慣定着化の促進及び個々の適性やライフステージに応じたスポーツの機会提供を行うとともに、市スポーツ協会や近隣自治体等との連携により、スポーツ推進体制の強化を図り、スポーツによる地域活性化に持続的に取り組む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 各種スポーツ大会

市スポーツ協会への委託により、軟式野球大会、バドミントン大会、バレーボール大会、バスケットボール大会、ソフトテニス大会、テニス大会、ソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会及び卓球大会を、市スポーツ協会との共催により、チャリティーゴルフ大会、守谷リレーマラソンを開催し、参加者相互の交流と親睦を図る機会を提供する。

また、2019年茨城国体を記念し、常総市・坂東市と共催で、茨城県中学校ハンドボール大会を開催する。

2 スポーツ教室・交流体験

子どもの体力、コミュニケーション能力を育むため、児童向け遊びプログラムを、正しい体の使い方を学ばせたいという保護者のニーズを踏まえ、専門的な知識を有する事業者による走り方教室等を実施し、運動・スポーツの楽しさを伝えつつ、子どもの体力低下や身体機能低下を改善する。

また、親子で参加することで、一つの動作についても段階を踏んでいくことを学んでもらう。



親子で楽しむ児童向け遊びプログラム



正しいフォームを身に付ける走り方教室

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,000	3,500	4,500	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,120	0	5,120	スポーツ振興くじ助成金
一般財源	2,880	3,500	△ 620	

【背景(なぜ始めたのか)】

マラソンを通じて市民相互の交流と、市の知名度向上を図るため、昭和59年から実施している大会に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷ハーフマラソン」への参加により、幅広い年齢層の人々に健康増進をもたらすとともに、全国からの参加者に守谷市の素晴らしさをPRする。

また、大会運営に多くのボランティアが参加しており、市民相互の交流を深める機会になっている。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和7年2月の大会から、市・市教育委員会・市スポーツ協会・茨城陸上競技協会で構成する実行委員会により大会を主管することで、市補助金、参加費、企業協賛等の財源に加えて、民間助成金の活用により開催する。

日本陸上競技連盟公認コースで、茨城陸上競技協会の公認大会となっているハーフマラソンと5kmの男女年代別の種目を設定し健脚を競い合う。

運営係員は約800名で、スポーツ協会会員、スポーツサポーターなど多くの市民ボランティアの協力を得ている。引き続き、全国から訪れるランナーへのおもてなしの意識を市全体に定着させ、ソフト面でより充実した大会となるよう取り組む。



第39回守谷ハーフマラソンの様子

〔教育委員会 教育指導課 所管〕

10010276 任期付職員給与関係経費

予算書P. 194

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	114,961	106,262	8,699	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	114,961	106,262	8,699	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内小学校5、6年生の児童を対象に、市独自に任用した専門性を有する教職員が教科指導を行うことにより、授業の質を向上させ児童の学習意欲を高める。併せて小学校高学年を担当する教職員の働き方改革を進める。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 専門性を有する教職員が指導することにより、各教科等で主体的・対話的に深い学びを実現できる。
- 2 教科担任制を導入することで、学級担任の空き時間を確保でき、教材研究等を深く行うことができる。
- 3 専門性を有する教職員を市で勤務させることで、教員不足という課題を回避できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内小学校に、理科、音楽、図画工作の専門性を有する教職員(市費負担教職員)を配置する。

業務内容 指導教科の学習指導、市が重点的に取り組む研究及び研修活動

任用条件 担当する教科に関する専門性や指導経験があること。

小学校教員免許または指導教科の中・高等学校教員免許を有すること。

任用人数 理科9名(常勤9名)図工4名(常勤4名)音楽4名(常勤3名、短時間1名)

*短時間は週3日勤務



教科担任による授業風景

10010301 指導総務事務

予算書P. 196

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	51,668	49,782	1,886	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	51,668	49,782	1,886	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育充実のために、昭和61年度に指導室が設置され、教職員への指導・研修を指導室で行うために、県教育委員会から指導主事の派遣を受けている。

県の機構改変に伴い、平成20年度から学校への訪問指導・調査事務等が市に移管された。

平成29年度から「指導室庶務事務」「指導主事派遣事業」を統合した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

県教育委員会から5人の職員(指導主事)の派遣を受け、小中学校における教育課程、学習指導その他学校教育全般に関する専門的指導を行い、教育活動の充実を図る。特に教育内容や授業に対する指導助言、研修会の開催等、教育研究機関との連携を通して、教職員の指導力向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

定期的な学校訪問の実施、教育委員を中心に行う合同訪問、指導主事が行う計画訪問、各学校が要望する要請訪問等を通して、学校教育に関する助言を行う。

また、授業力向上に向けた授業研究指導、諸帳簿の管理や運用、危険物等の適正な管理についての指導及び県の指導方針や事業に関する伝達を行う。

本市学校教育改革プランやビジョンに係る学校への助言・指導を行うとともに、他自治体からの問合せや視察対応を行う。



学校訪問時の教員研修会

10010302 教育支援事業

予算書P. 196

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,469	2,561	3,908	
国庫支出金	1,845	0	1,845	デジタル実装タイプ
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,624	2,561	2,063	

【背景(なぜ始めたのか)】

障がいのある幼児、児童生徒の教育的ニーズを把握し、個に応じた教育支援の提供及び情報提供をするため、年5回開催する教育支援委員会を設置した。

また、令和5年度から、医療的ケアの必要な児童が安心して学校生活を送れるよう「学校看護師」を配置している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

個に応じた教育支援や合理的配慮を行うことで、障がいのある児童が、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、特別支援教育の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童生徒へ適切な支援が行えるように、以下のことに取り組む。

- ・教育支援委員会の開催（年5回 8月、9月、10月、11月、12月）
- ・保育所、幼稚園訪問（年間2回以上）
- ・全小・中学校への訪問（年間各校1回以上）
- ・こども療育教室、守谷市総合教育支援センターとの定期的な情報交換（年間3回）
- ・保健センター、児童福祉課、社会福祉課との連携（随時）
- ・保幼小中高一貫教育の推進（随時）
- ・特別支援教育ソフトを全13校に導入し、「個別の指導計画」・「個別の支援計画」の作成を客観的な実態把握に基づいて行う。さらに、その実態に応じた教材を活用した個別最適な支援を行うことにより、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を充実させる。

10010304 外国語教育推進事業

予算書P. 197

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	110,712	109,169	1,543	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	16,723	10,560	6,163	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	93,989	98,609	△ 4,620	

【背景(なぜ始めたのか)】

国際化が進展し、国際理解の必要性や国際社会で活躍できる人材育成が求められる中、生きた外国語に触れ、充実した外国語教育を推進することを目的に、中学校への外国語指導助手（A L T）の派遣が開始された。本市では、平成13年度から他自治体に先駆けて全小中学校に配置した。

平成23年度の学習指導要領改定に伴い、小学校5、6年生で外国語活動が必修化された。本市では、平成23年度に文部科学省教育課程特例校の指定を受け、独自の外国語教育を推進している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「英語で発信し合える児童生徒」の育成を目指す。小学校では、1年生から英語に係るすべての授業にALTが参加し、英語に親しむ児童を育成する。小学校高学年では、オンライン英会話を行うことで英語を話すことが楽しいと感じる児童を育成する。中学校では、生徒が英語で自分の思いや気持ちを伝え合う言語活動に取り組む際、特にA L Tを積極的に活用する。また、オンライン英会話を実施することで総合的なコミュニケーション能力の育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

小中学校の継続性を重視した外国語教育及び国際教育を推進する。外国語教育を推進するため、市内小中学校に19人のA L Tを配置する。また、令和5年度より小学校高学年（5、6年生）にも英語の授業に、オンライン英会話を取り入れている。

- ・小学校では、1、2年生の英語活動、3、4年生の外国語活動、5、6年生の外国語科の全ての授業にALTが参加し、児童とコミュニケーションを図る。大規模校2校にはA L T 2人配置する。
- ・中学校では、生徒一人ひとりの言語活動を充実させるため、全中学校にA L Tを2人ずつ配置する。
- ・授業以外にも、給食を一緒に食べたり、休み時間等を共に過ごしたりすることで国際教育の充実を図る。
- ・学校休業日に英語に親しむ機会を提供し、児童生徒の学習意欲の向上を図る。
- ・オンライン英会話の回数：小学5、6年 各3回、中学1年 6回、中学2年 5回、中学3年 5回



ALTとのイングリッシュフェスタの様子



小学校でのオンライン英会話の授業風景

10010306 学習支援ティーチャー等配置事業

予算書P. 197

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	67,113	62,148	4,965	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	67,113	62,148	4,965	

【背景(なぜ始めたのか)】

学習支援ティーチャーは「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等、学校生活への不適応問題を解消するため、平成21年度から本市独自事業として開始した。平成29年度から「学習支援ティーチャー配置事業」「語学指導協力員配置事業」を統合した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校では、個に応じたきめ細かな学習指導や生活習慣指導を行うため、チームティーチング(担当教職員と学習支援ティーチャー)による指導の充実を図り、分かる授業を展開し、学力向上を目指す。

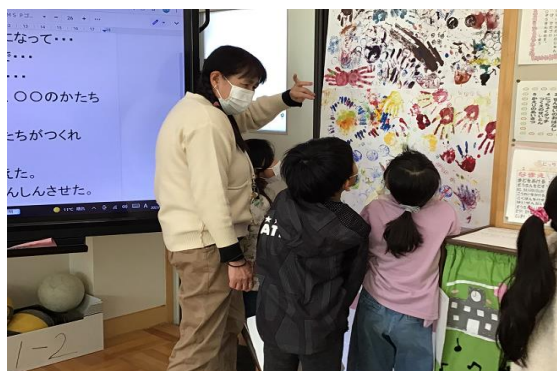
【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

○学習支援ティーチャー

小学校では、1、2年生の学級数に応じて、週当たり29時間勤務の非常勤講師を配置し、複数の教員で学習指導や生活指導を行う。

○語学指導協力員

日本語の理解や表現が十分でない児童生徒のために、語学指導協力員を配置し、日本語指導を行う。



学習支援ティチャーによる学習支援

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	51,162	54,661	△ 3,499	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	46,383	50,039	△ 3,656	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	4,779	4,622	157	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育充実のために昭和61年度に指導室が設置されて以来、教職員への研修等を行っている。若手教員の授業力向上を図るため、平成30年度から若手教員研修指導員を配置した。ICT支援業務委託については、全教室への電子黒板設置、タブレットが導入に伴い、ICTの効果을最大限に発揮させるため、平成28年度からICT支援員を配置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育研究や研修会により、教職員の資質向上を図る。

若手教員育成指導を行い、授業力向上や学級経営力向上を目指す。

教職員がICT機器の持つ特性を理解し、効果を最大限に発揮させることによって、児童生徒の新しい時代に必要な情報活用能力の育成と確かな学力の向上を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

若手教員研修指導員による、若手教員育成指導を行う。

国のGIGAスクール構想による1人1台タブレットに対応し、中学校区、教育指導課にICT支援員を6名配置し、授業、タブレット管理、教職員研修会の支援を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	75,424	57,697	17,727	
国庫支出金	143	0	143	教育支援体制等構築事業補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	32,096	21,137	10,959	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	43,185	36,560	6,625	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様化する教育課題(不登校、いじめ、発達障がい等)に対応するため、「教育相談事業」「適応指導教室事業」「小学校心の教室相談員配置事業」を統合し、平成28年4月よりや学びの里に「総合教育支援センター」を開所した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育相談体制の再編成により、総合的な教育支援を可能にし、不登校やいじめ、その他、生徒指導面で配慮が必要な児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者や教職員に対して、専門的かつ積極的な支援を行う。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して、発達段階に即した計画的・継続的支援を行い、学校教育の充実及び教育上の諸問題の解消を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

センター長1人、検査員2人、相談員12人を配置し、次の支援を行う。

- 1 児童生徒の適応指導に関すること。
- 2 家庭訪問、学校訪問によるいじめや不登校児童生徒及びその保護者、教職員への支援に関すること。
- 3 発達障がい等に関する個別検査及び相談に関すること。
- 4 学校教育全般に関する相談及び支援に関すること。
- 5 児童生徒に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

また、令和3年度から教育指導課に、スクールソーシャルワーカーを1名配置し、令和6年度からは各中学校区に1名ずつ配置（合計4名）することで、問題を抱える児童生徒が置かれた環境のさらなる改善に向けた働きかけを行う。令和4年度からは中学校に「フリースペース」を設置し、支援員を配置することで、不登校や学級で生活することが難しい生徒の支援を行えるようにした。令和5年度には、中学校区の小学校1校（計4校）を設置した。



フリースペースの様子

10010323 小学校サタデー学習支援教室事業

予算書P. 201

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,591	1,312	279	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,591	1,312	279	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の教育目標の一つである「基礎的・基本的な知識をしっかりと身に付ける人間の育成」の達成のため、開かれた学びの場として平成27年9月から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内小学校に在籍する小学校高学年の児童を対象に、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、学習に対する興味・関心を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

学習指導員6人を配置し、小学校サタデー学習支援教室を実施する。

- 1 国語・算数を中心とした基礎的・基本的な学習（宿題等）の支援
- 2 学習方法に関する相談、児童の学習習慣の定着の促進

期間 5月から翌年3月までの土曜日（長期休業期間、祝日、年末年始は除く）

時間 午前9時から正午まで

場所 守谷中学校地域交流スペース

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	140,811	134,208	6,603	
国庫支出金	2,242	0	2,242	GIGAスクール運営支援センター整備補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	138,569	134,208	4,361	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、児童がパソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、児童一人ひとりの学習意欲を高め、思考を深め表現力を上げるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

GIGAスクール構想により高速大容量通信ネットワーク、児童1人1台コンピュータを整備し、情報活用能力の向上を図り、多様な児童を取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童1人1台コンピュータ、校務用パソコン、授業用パソコン、電子黒板、インターネット接続環境、授業・校務支援システム等の維持を図る。



iPadを使用した授業風景

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	72,873	67,383	5,490	
国庫支出金	1,128	0	1,128	GIGAスクール運営支援センター整備補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	71,745	67,383	4,362	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、生徒がパソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、生徒一人ひとりの学習意欲を高め、思考を深め表現力を上げるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

G I G Aスクール構想により高速大容量通信ネットワーク、生徒1人1台コンピュータを整備し、情報活用能力の向上を図り、多様な生徒を取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生徒1人1台コンピュータ、校務用パソコン、授業用パソコン、電子黒板、インターネット接続環境、授業・校務支援システム等の維持を図る。



iPadを使用した授業風景

〔教育委員会 学校給食センター 所管〕

10010401 給食センター庶務事務

予算書P. 201

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,813	18,766	3,047	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	21,813	18,766	3,047	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校給食法に基づき、児童生徒の食生活の向上と均等が図れた給食を提供するため、昭和44年5月から完全給食を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

栄養バランスの取れた給食の提供を通して、市立小中学校の児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と健全な食生活を営むことができる判断力を養う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童生徒の心身の健全な発達のためのバランスの取れた食事の提供と健康教育の一環としての学校給食の充実を図ることを目的とし、献立の作成から、食材の購入、調理を行う。

また、学校給食費の徴収・管理業務が学校教職員の負担となっているため、令和6年度から市(学校給食センター)が行うこととなり、本業務に係るシステム運用経費及び口座振替等の各種手数料を新たに予算計上することとなった。

10010404 給食提供事業

予算書P. 204

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	651,767	653,644	△ 1,877	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	320,017	317,838	2,179	小学校給食費
一般財源	331,750	335,806	△ 4,056	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校給食法に基づき、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るため、昭和44年5月から完全給食の提供を実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

栄養バランスの取れた給食の提供を通して、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と健全な食生活を営むことができる力を養う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

献立の作成や食材の調達、調理、配送を行う(調理及び配送は、民間事業者へ業務委託している。)

調理場内においては、調理工程ごとに部屋の区切り、食材は下処理から調理までを一方通行とするパススルー方式とすること、また床等からの雑菌の繁殖を防ぐため床を乾いた状態にして作業をするドライ方式とするなど国の衛生管理基準にのっとり調理業務を行う。

また、学校給食におけるアレルギー対応食として、卵・乳を含む主食、料理の代替食の提供を行う。



もりや生まれ給食「常陸牛」「キャベツ」
(米パン、牛乳、オムレツタマネギソース、守谷キャベツ
のマスタードサラダ、常陸牛のビーフシチュー)

〔教育委員会 中央図書館 所管〕

10040501 図書館運営管理事業

予算書P. 232

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	129,410	125,577	3,833	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	291	200	91	図書資料売払代
一般財源	129,119	125,377	3,742	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民の知的要求に応える学習拠点として、平成7年度に開館した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民が必要とする図書や情報をいつでも容易に取得できるよう、資料の充実を図る。

未来を担う子ども達が、読書に親しみ豊かな心を育むことができる読書環境の充実を図るとともに、学校との連携の下、児童・生徒の学習活動を支援する。

また、市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会と場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

図書や電子資料の収集及び提供、A D E A C (デジタルアーカイブ) の公開により、幅広い図書や情報を提供する。

第四次守谷市子ども読書活動推進計画に基づき、おはなし会や子ども向けのイベントを開催するとともに、魅力ある図書を収集し、読書の楽しさを伝えることにより豊かな心を育む読書環境を整備する。

ボランティアの育成と支援に継続的に取り組むとともに、講演会、講座及び行事の開催等により、市民の生涯にわたる学びを支える。

インターネット環境から利用できる電子資料やデジタルアーカイブ



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	35,938	32,558	3,403	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	35,938	32,558	3,403	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年に策定された「子ども読書活動推進計画」に基づき、平成20・21年度に学校図書館蔵書をデータベース化した。以来、学校と連携を取りながら、学校図書館の整備・活動のための支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和元年度から実施している学校教育改革プランに基づく「中央図書館との連携による学校図書館の充実」を図るため、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能充実に対する支援を行い、学校図書館の発展を図る。

小中学校の児童生徒用図書の購入を行うことにより、読書活動や学習活動等の教育活動の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

読書センターとしての機能を充実させるため、図書館資料の活用が図られるよう、団体貸出や学校間相互協力を促進する。

学習センターとしての機能を充実させるため、学校図書館を活用した授業づくり等を実施できるよう、学校司書が資料提供やブックトーク等により授業支援を行う。

情報センターとしての機能を充実させるため、図書館とのネットワークを活用し、電子図書や情報の利活用を促進する取組を実施する。

学校図書館担当職員及び統括学校司書が、学校司書の業務を支援するとともに、研修を実施し専門性を向上させる。

学校図書館における児童生徒用図書は、司書教諭とともに学校司書等が選定を行う。また、予算については充足率を考慮し、各学校へ配分する。



ブックトーク(※1)



中学生POPコンテスト(※2)



ブックパックサービス(※3)



団体貸出

(※1)授業の単元に沿って本の紹介を行うもの。

(※2)他人にすすめたい本、自分の好きな本について「POP」の形態で表現した作品を中学生から募集し、本への理解と親しみを深めてもらうとともに、中学生の図書館利用の促進と読書意欲の向上を図る。

(※3)小学校:1箱50冊×6学年=300冊、中学校:1箱100冊×3学年=300冊

を小学校9校、中学校4校に交代で貸し出すサービス。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	38,510	0	38,510	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	38,510	0	38,510	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

建築から概ね30年が経過し、施設の経年劣化や機能低下が著しいことから、個別計画に基づき、令和7年度から大規模改修工事に着手する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

老朽化した施設・設備の更新に加え、利用者ニーズを十分に反映した新たな空間・機能を備えた快適で魅力ある図書館への転換を図り、施設全体の機能等の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度に基本設計・実施設計業務を実施した後、令和7年度から8年度にかけて大規模改修工事を実施する。

